

見直しが必要と考えている規則の名称	該当条項	規則の見直しを必要と考えている理由/見直しにより期待される効果	具体的な規則の見直し案等
投資信託等の運用に関する規則	全体について	公式な英訳を策定・公表していただきたい。海外の運用委託先にも適用されるルールとして、必要な周知徹底を効率的・効果的に行うため、また国際金融都市構想への対応の一環としても有効な手当てと考えられる。	運用に関する規則・細則・関連ガイドラインの公式な英訳の策定・公表をお願い致します。また協会規則全般について、海外の運用委託先・グループ会社に周知する必要性の高い規則（例：正会員の業務運営等に関する規則、交付目論見書の作成に関する規則、商品分類に関する指針など）から優先的に、英訳の策定・公表をお願い致します。
投資信託等の運用に関する規則	全般	(理由)やむを得ない場合の抵触回避	条文中に、「やむを得ない事情がある場合はその限りではない。」といったただし書きが記載されている条文があるが、この「やむを得ない事情」については、新規設定や償還等、事前に想定される「やむを得ない事情」であると認識している。東証のシステム障害発生時等、想定外の事情でやむを得ず制約に抵触してしまう場合については、上記のようなただし書きの有無にかかわらず、抵触とはならないような条文を追記することを検討してほしい。
投資信託等の運用に関する規則	—	<p>私募投信の規制緩和</p> <p>ストラクチャー規制及び運用規制に関し、私募投信の規制緩和を一層図っていただきたい。「国内投信だと難しいので外国籍投信で」という選択がなされているとすれば、 unnecessary コストが生じることになり、また政策的にも望ましいものではない。</p>	
投資信託等の運用に関する規則	全体の構成について	禁止事項、留意点についての規定はまとめていただくなど、構成を見直していただきたい。構成を見直すことで、禁止事項等を一箇所で確認できるようになることも予想され、規則の見落とし等の防止が図れると思われる。	禁止事項、留意点についての規定はまとめていただくなど、構成を見直していただきたい。特に第3節投資対象等の整理
投資信託等の運用に関する規則	第1条	<p>・見出し 目的規定…規則の制定目的を表現したもの 「この規則は、…を目的とする。」 趣旨規定…規則がどのような事項について規定しているかを要約して表現したもの 「この規則は、…ために必要な事項を定める。」</p> <p>・投資信託の場合、「投資者」=(一般の投資者)は必ずしも明らかではないので、投信法第1条に倣い「投資者保護」を「投資信託等の制度に基づいて発行される各種の証券の購入者等の保護」に改める。</p>	<p>たとえば、次のように改める。</p> <p>(目的趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<b>会員が業として行う</b>投資信託の信託財産及び投資法人の資産の運用の適正化その他<b>投資者投資信託等の制度に基づいて発行される各種の証券の購入者等の保護</b>を図るために必要な事項を定める。</p>
投資信託等の運用に関する規則	第2条	<p>・投信法等と同じ意義で使用する場合は、参照規定とし、異なる意義で使用する場合は、投信法等規定との差異をわかりやすくする規定ぶりとする。</p> <p>・用語定義規定を本条に集中させて、条文中カッコ内での用語定義をなるべくなくし、条文を読みやすくする。</p> <p>・規則中の無定義用語をできるだけなくす。</p>	<p>たとえば、次のように改める。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において「<b>投資信託</b>」とは、<b>信託財産を主として、投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令第480号(以下「政令」という。))第3条に規定する特定資産(以下「特定資産」という。))に対する投資として運用することを目的とするもの</b>「<b>委託者指図型投資信託</b>」、「<b>委託者非指図型投資信託</b>」、「<b>投資信託</b>」、「<b>証券投資信託</b>」、「<b>有価証券</b>」、「<b>デリバティブ取引</b>」、「<b>受益証券</b>」、「<b>公募</b>」、「<b>投資信託委託会社</b>」、「<b>投資法人</b>」、「<b>投資口</b>」、「<b>投資証券</b>」、「<b>投資主</b>」、「<b>新投資口予約権証券</b>」、「<b>投資法人債券</b>」、「<b>資産運用会社</b>」、「<b>外国投資信託</b>」又は「<b>外国投資法人</b>」とは、それぞれ<b>投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号。以下「投信法」という。)</b>第2条に規定する<b>委託者指図型投資信託</b>、<b>委託者非指図型投資信託</b>、<b>投資信託</b>、<b>証券投資信託</b>、<b>有価証券</b>、<b>デリバティブ取引</b>、<b>受益証券</b>、<b>公募</b>、<b>投資信託委託会社</b>、<b>投資法人</b>、<b>投資口</b>、<b>投資証券</b>、<b>投資主</b>、<b>新投資口予約権証券</b>、<b>投資法人債券</b>、<b>資産運用会社</b>、<b>外国投資信託</b>又は<b>外国投資法人</b>をいい、「<b>特定資産</b>」とは、同法第2条第1項に規定する<b>特定資産</b>をいい、「<b>信託会社等</b>」とは、同法第47条に規定する<b>信託会社等</b>をいい、「<b>外国投資証券</b>」とは、同法第220条第1項に規定する<b>外国投資証券</b>をいい、「<b>信用取引</b>」とは、<b>金融商品取引法(昭和23年法律第25号。以下「金商法」という。)</b>第156条の24第1項に規定する<b>信用取引</b>をいう。</p>

見直しが必要と考えている規則の名称	該当条項	規則の見直しを必要と考えている理由/見直しにより期待される効果	具体的な規則の見直し案等
投資信託等の運用に関する規則	第2条第2項	<p>・この項で次項中の「投資信託証券」等を定義する。</p>	<p>2 この規則において「投資法人」とは、資産を主として特定資産に対する投資として運用することを目的とするものをいう、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 投資信託証券 受益証券、投資証券及び外国投資証券(投資法人債券に類する証券を除く。)をいう。</p> <p>(2) 投資信託委託業者 投資信託委託会社及び資産運用会社をいう。</p> <p>(3) 投資信託委託業者等 投資信託委託業者及び委託者非指図型投資信託の受託会社となる信託会社等をいう。</p>
投資信託等の運用に関する規則	第2条第3項	<p>・この条以降、「投資信託約款」、「約款」の表記のゆれがある。「投資信託約款」で統一してはどうか。</p> <p>・「投資信託(当該投資信託会社が…)」中「当該」の語で受けることのできる「投資信託会社」はない。</p>	<p>3 この規則において「ファンド・オブ・ファンズ」とは、投資信託及び外国投資信託の受益証券(金融商品取引法(昭和23年法律第25号、以下「金商法」という。)第2条第1項第10号に規定する投資信託及び外国投資信託の受益証券をいう。以下同じ。)並びに投資法人及び外国投資法人の投資証券(金商法第2条第1項第11号に規定する投資証券及び外国投資証券(外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除く。以下同じ。))(以下「投資信託証券」という。)への投資を目的とする投資信託(当該投資信託会社の委託者が、自ら運用の指図を行う親投資信託(その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とするもの投資信託のうち、その投資信託約款(以下「約款」という。)においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが定められている投資信託もの以外の投資信託をいうに限る。以下第9条、第12条及び第12条の2において同じ。)の受益証券のみを主要投資対象とするものを除く。)をいう。</p>
投資信託等の運用に関する規則	第2条第3項	<p>後半の「…投資信託証券…への投資を目的とする投資信託」の定義を記したカッコ書きが長く、二重カッコが多く、二重否定の表現が含まれており、わかりにくい。見直しにより規定の明確化が図れる。</p>	<p>当該カッコ内の「親投資信託」の定義を第4項に外出しする。また、「…投資信託以外の投資信託」という表現をやめ、「…取得させることを目的とする投資信託をいう。ただし、…定められている投資信託を除く。」といった記述に変更する。</p>
投資信託等の運用に関する規則	第2条第3項	<p>* 私の理解と現実との間に乖離があるので、確認いたしたい。</p> <p>第3項規定の FOFs とは、次の通りであると理解します。</p> <p>①投資信託証券に投資する投資信託</p> <p>②FOFs 向け限定の親投資信託受益証券(投資信託証券とみなされるものと考えます。)に投資する投資信託</p> <p>③投資信託証券といわゆる一般の親投資信託受益証券とに投資する投資信託(①に準ずるものと考えます。)</p> <p>なお、後記の第23条で公募の FOFs は複数の投資信託証券に投資しなければならないと規定されており、当項の規定は FOFs として最低限の私募の FOFs の要件を充足する規定と考えます。従って、公募の FOFs とするためには、前記の前提の下で各ケースとも投資する投資信託証券を複数とする必要があると理解します。</p> <p>ところが、公募として設定されている FOFs に上記③のケースの投資信託(投資信託証券といわゆる一般の親投資信託受益証券の各1銘柄を投資対象とするもの)が多くみられております。これは公募といえず、私募に該当するのではないのでしょうか。また、このケースにおいて、当該親投資信託には投資対象について、特段の投資制限が設けられていことから、株式への投資が可能となります。この結果、当該 FOFs は親投資信託を通して実質的に株式への投資が可能となり(FOFs と親投資信託の運用者が兼任となりうるのが可能。)、第22条において FOFs は直</p>	<p>* 投資信託証券と親投資信託の受益証券を投資対象とする FOFs を可とするのであれば、公募にあつては、投資信託証券を複数とするべきであると考えます。</p> <p>この対応策としては、第23条の「公募のファンド・オブ・ファンズは、原則として複数の投資信託証券に投資するものとする。」を「公募のファンド・オブ・ファンズは、原則として複数の投資信託証券(親投資信託(その受益証券がファンド・オブ・ファンズの信託財産のみに取得されることが約款に定められているものを除く。)の受益証券は当該投資信託証券とみなさず、親投資信託がファンド・オブ・ファンズの場合は、当該親投資信託の信託財産が投資対象とする投資信託証券を当該投資信託証券とみなすものとする。)に投資するものとする。」としてはとれます。</p>

見直しが必要と考えている規則の名称	該当条項	規則の見直しを必要と考えている理由/見直しにより期待される効果	具体的な規則の見直し案等
		<p>接的には株式に投資できないとされていることを考慮すると、同条規定に抵触又は同規定の尻抜けといえるものと考えられます。</p> <p>また、現実面において、当該親投資信託受益証券のみを投資対象とする公募としてのベビーファンドが設定されています。即ち、当該親投資信託受益証券を投資対象とする公募とみなされる FOFs としては、当該親投資信託受益証券は投資信託証券とみなされていることとなり、また、親投資信託受益証券のみを投資対象とするベビーファンドにおいては、いわゆるファミリーファンド方式の元来の親投資信託の受益証券とみなされていることとなり、当該親投資信託の受益証券は二面性を持つと考えざるを得ないという疑問点があります。</p>	
投資信託等の運用に関する規則	第2条第3項	<p>ファンド・オブ・ファンズの定義の見直し</p> <p>ファンド・オブ・ファンズの定義が一義的に定まらない内容となっているので、修正していただきたい。ファンド・オブ・ファンズの定義の中に「投資信託約款…においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが定められている投資信託」とあり、これはいわゆる FoFs 専用ファンドである。FoFs 専用ファンドとマザーファンドはファンド・オブ・ファンズから取得されるものかそうでないか（ベビーファンドから取得されるものか）で区別されることになるが、ファンド・オブ・ファンズであるか否かが正に第2条第3項の定義で定まることになっているので、定義の中に定義語が使われており、循環論法に陥り、一義的に定まらない。</p> <p>ファンド・オブ・ファンズの定義の見直しを行っていただきたい。</p>	
投資信託等の運用に関する規則	第2条第3項	<p>* 「当該投資信託会社」は、「当該投資信託委託会社」であると考えます。</p> <p>* 次条の投資信託委託業者と同様に、「投資信託委託会社」の定議付けをする必要があるのではないのでしょうか。</p> <p>* FOFs である親投資信託の受益証券にのみを主要投資対象とする場合も、ファミリーファンド方式の運用の考えに基づけば、FOFs と言えるのではないのでしょうか。運用規則細則第8条第2号では、FOFs が親投資信託となる場合があり得ることが記載されています。商品分類には親投資信託の受益証券のみに投資する FOFs は規定されていません。その考えは？</p> <p>* 投資信託証券と親投資信託の受益証券の各1銘柄を投資対象とする場合は、親投資信託の受益証券のみを投資対象とするものではないため、FOFs とみなされると理解しますが、この場合の FOFs は、複数の投資信託証券に投資することを定める第23条の規定に抵触することから、公募とは言えないと理解してよいのでしょうか。</p> <p>* ファンド・オブ・ファンズは、投資信託ではなく、証券投資信託であるため、<u>第2編 証券投資信託</u>の記載とすべきではないのでしょうか。</p>	<p>* 「当該投資信託会社が、自ら運用の指図を行う親投資信託(……)の受益証券のみを主要投資対象とするものを除く。」を「当該投資信託委託会社が、自ら運用の指図を行う親投資信託(……)の受益証券(親投資信託がファンド・オブ・ファンズである当該親投資信託の受益証券を除く。)のみを主要投資対象とするものを除く。」としてはと考えます。</p> <p>* 最後に、なお書き「投資信託委託会社とは、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号、以下「投信法」という。)第2条第11項に規定する投資信託委託会社をいう。」を加える。</p>

見直しが必要と考えている規則の名称	該当条項	規則の見直しを必要と考えている理由/見直しにより期待される効果	具体的な規則の見直し案等
投資信託等の運用に関する規則 投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則	第2条第3項 運用報告書規則第6条	<p>親投資信託の定義の整理・統一</p> <p>「親投資信託」の定義が法令と協会規則で異なっているので、統一していただきたい。</p> <p>法令上、「親投資信託」は「その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする投資信託」と定義されている(投信法施行規則 13 条 2 号ロ)。</p> <p>一方、規則では、「親投資信託(その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とするもののうち、(投資信託)約款…においてファンド・オブ・ファンズにのみに取得されることが定められている投資信託以外の投資信託をいう。)」と定義されている。</p> <p>規則の定義の方に「もののうち、(投資信託)約款…においてファンド・オブ・ファンズにのみに取得されることが定められている投資信託以外の」というフレーズが加わっている。つまり、規則上の「親投資信託」は、法令上の「親投資信託」のうち「ファンド・オブ・ファンズにのみに取得されることが定められている投資信託(いわゆる FoFs 専用ファンド)を除くもの、となっている。</p> <p>意味が異なるにもかかわらず同じ用語を用いると混乱の元となるので、規則上は異なる用語を使用する等、親投資信託の定義の整理・統一が望ましい。</p>	
投資信託等の運用に関する規則	第2条第3項	<p>上場投資信託証券および上場不動産投資信託のみを投資対象とするファンドをファンド・オブ・ファンズの定義から外して頂きたい。</p> <p>現在、「投資信託等の運用に関する細則」第3条の2(投資信託証券の組み入れ制限の例外)において、上場投資信託は投資信託証券の組入制限の例外とされている。したがって、規則2条3項も、同細則の解釈と平仄を合わせることで、より効率的なファンドの組成を実現させることができる。と考える。</p> <p>具体的には、上場投資信託証券(以下、「ETF」)のみを投資対象とするファンドをファンド・オブ・ファンズの定義から外すことで、ETFを活用した投資信託を、FoFs形態に依らず組成することが出来る。これにより、ETFに投資しながら、先物取引、為替取引などを組み合わせたファンドの組成が可能になり、より効率的なファンドの組成が可能となる。</p>	<p>次の下線部の通りの条文修正を提案する。</p> <p>3 この規則において「ファンド・オブ・ファンズ」とは、投資信託及び外国投資信託の受益証券(金融商品取引法(昭和23年法律第25号、以下「金商法」という。)第2条第1項第10号に規定する投資信託及び外国投資信託の受益証券をいう。以下同じ。)並びに投資法人及び外国投資法人の投資証券(金商法第2条第1項第11号に規定する投資証券及び外国投資証券(外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除く。以下同じ。))(以下「投資信託証券」という。)への投資を目的とする投資信託(当該投資信託会社が、自ら運用の指図を行う親投資信託(その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とするもののうち、投資信託約款(以下「約款」という。)においてファンド・オブ・ファンズにのみに取得されることが定められている投資信託以外の投資信託をいう。以下同じ。)の受益証券および取引所金融商品市場(金商法第2条第17項に規定する金融商品市場をいう。)又は外国市場に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能な投資信託証券および不動産投資信託証券のみを主要投資対象とするものを除く。)をいう。</p>
投資信託等の運用に関する規則	第2条第3項	<p>「ファンド・オブ・ファンズ」は、投資対象となるファンドについては、投資法人、外国投信・外国投資法人も含む形で定義されているが、当該ファンド自体は「投資信託」(国内投信)に定義上限定されている。しかし「ファンド・オブ・ファンズ」は第12条第4項第2号、細則第8条第2号でも用いられており、趣旨としては投資法人や外国投資信託、外国投資法人を含むものと解されるので、その趣旨を明確にするように第2項第3項の定義を調整すべきである。</p>	
投資信託等の運用に関する規則	第2条第3項	<p>規則2条3項は「ファンド・オブ・ファンズ」の定義を、投資信託証券への投資を目的とする「投資信託」をいうと定めていますが、この「投資信託」に外国投資信託は含まれるでしょうか。</p> <p>規則2条3項が「投資信託」と「外国投資信託」をそれぞれ区別して用いていることからすれば、「投資信託」は国内投資信託のみを指し、外国投資信託を含まないと解するべきと考えられます。</p> <p>他方、規則12条4項(2)は、「ファンド・オブ・ファンズ」から除かれるものとして、「当該ファンド・オブ・ファンズが親投資信託並びに政令第12条第1号及び第2号に規定する投資信託(外国投資信託のうちこれに類するものを含む。以下「上場投資信託」という。)の場合」と定めており、ファンド・オブ・ファンズに外国投資信託が含まれることを前提としているようにも読めます。</p> <p>→このあたりの定義をもう少し明確に定めることによって商品組成がしやすくなる</p>	

見直しが必要と考えている規則の名称	該当条項	規則の見直しを必要と考えている理由/見直しにより期待される効果	具体的な規則の見直し案等
投資信託等の運用に関する規則	第2条第4項	他のファンドへの投資を「目的とする」の趣旨が明確でない。「主として」等の基準を設けていただきたい(第3条参照)。	
投資信託等の運用に関する規則	第2条の2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・字句の修正 「投資信託財産」→「投資信託の信託財産」 「投資法人資産」→「投資法人の資産」</li> <li>・カッコ内の略称が及ぶ条項の限定及び書き方の修正</li> <li>・投資信託の場合、「投資者保護」の投資者が一般の投資者を指すかどうかは必ずしも必ずしも明らかではなく、投信法第1条に倣い「投資信託等の制度に基づいて発行される各種の証券の購入者等の保護」とすべき。</li> </ul>	<p>たとえば、次のように改める。</p> <p>(信託財産等の運用に関する基本原則)</p> <p>第2条の2 投資信託委託業者(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号、以下「投信法」という。)第2条第11項に規定する投資信託委託会社及び同条第21項に規定する資産運用会社をいう。)及び委託者非指図型投資信託の受託会社となる信託会社等(以下「投資信託委託業者等」という。以下この条及び次条において同じ。))は、投資信託の受益者又は投資法人のため忠実かつ善良な管理者の注意をもって投資信託の信託財産又は投資法人の資産(以下「信託財産等」という。)の運用の指図又は運用(以下この条及び次条において「信託財産等の運用等」という。以下この条及び次条において同じ。)に係る業務を行わなければならない。</p> <p>2 投資信託委託業者等は、信託財産等の運用等に当たっては、金商法及び投信法その他の法令並びに本会の諸規則を遵守し、投資者投資信託等の制度に基づいて発行される各種の証券の購入者等の保護に配慮するものとする。</p>
投資信託等の運用に関する規則	第2条の2第1項	<p>「投資信託委託会社」は、前条第3項で規定されており、そこでの定義付けが必要と考えます。</p> <p>* 後に、資産運用会社が出てくるため「以下同じ。」を追加が必要と考えます。</p> <p>* 投資信託財産は第4条において、証券投資信託の信託財産(以下「投資信託財産」という。))と定義づけられていることから、当条では、投信法においては、委託者指図型投資信託の信託財産又は委託者非指図型投資信託の信託財産それぞれについて、投資信託財産と定義づけていることを引用しました。</p>	<p>* 「投資信託委託業者(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号、以下「投信法」という。)第2条第11項に規定する投資信託委託会社及び同条第21項に規定する資産運用会社をいう。))を「投資信託委託業者(投資信託委託会社及び資産運用会社(投信法第2条第21項に規定する資産運用会社をいう。以下同じ。))に、「投資信託財産又は投資法人資産」を「委託者指図型投資信託の信託財産、委託者非指図型投資信託の信託財産又は投資法人の資産(以下「投資法人資産」という。))」に変更する。</p>
投資信託等の運用に関する規則	第2条の2第1項	「投資信託委託会社等」と「運用等」の定義がどこまで及ぶのか不明確。見直しにより規定の明確化が図れる。	定義を及ぼせたい範囲が「以下すべての条文」なのか「この条及び次条」だけなのかにより、そのどちらなのかわかるよう、「(以下「投資信託委託業者等」という。以下この条及び次条において同じ。))」、「(以下「運用等」という。以下この条及び次条において同じ。))」の記述を変更する。
投資信託等の運用に関する規則	第2条の3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・字句の修正 「当該投資信託委託業者等」→「自己」</li> </ul>	<p>たとえば、次のように改める。</p> <p>(運用の体制)</p> <p>第2条の3 信託財産等の運用等は投資信託委託業者等が自主的にこれを行い、当該投資信託委託業者等自己以外の者(金商法第42条の3の規定に基づき運用を行う権限の全部又は一部の委託を受けた者及び投信法第55条の規定に基づき運用に係る権限の一部の委託を受けた者を除く。)は、信託財産等の運用等に関与しないものとする。</p>

見直しが必要と考えている規則の名称	該当条項	規則の見直しを必要と考えている理由/見直しにより期待される効果	具体的な規則の見直し案等
投資信託等の運用に関する規則	第2編第1章～第3章	<p>条文構造の再整理</p> <p>第2編の章立ては、「第1章 公募の証券投資信託」「第2章 私募の証券投資信託」「第3章 ファンド・オブ・ファンズ」となっている。</p> <p>ファンド・オブ・ファンズも証券投資信託であるため、ファンド・オブ・ファンズについては第1章及び第2章の適用があり、加えて第3章の適用もあるものと解されるが、以下のとおり、かかる解釈に矛盾する規定が存在し、統合的な理解が不可能となっているため、条文構造を根本的に再整理していただきたい。</p> <p>－第1章及び第2章と重複した規定が第3章に存在する。</p> <p>例:(i) 利益相反に関する第12条第5項と第22条第5項、(ii) 被投資ファンドの支配禁止に関する第12条第3項と第22条第1項第6号及び同細則第8条第3号、(iii) 循環保有やFoFoFsの禁止に関する第12条第4項と第22条第1項第6号及び同細則第8条第1号及び第2号、等</p> <p>－第1章及び第2章の中にある規定のうち、ファンド・オブ・ファンズには適用がないと解釈されている規定が存在する。</p> <p>例:ファンドへの投資割合の制限に関する第12条第2項(ファンド・オブ・ファンズの性質からして同規定はファンド・オブ・ファンズには適用されないものと考えられるが、その規則上の根拠は見当たらない)</p> <p>－第1章及び第2章の適用がないことを前提とした規定が第3章に存在する。</p> <p>例:「(第2章)第21条において準用する…の規定は、私募のファンド・オブ・ファンズについてそれぞれ準用する」と規定されており、ファンド・オブ・ファンズにはこれらの規定の適用がないことが前提とされている。</p>	
投資信託等の運用に関する規則	第2編第1章	<p>「公募」の定義の記載</p> <p>「公募」の定義は第3章に記載があるも、第1章で定義すべき。</p> <p>(ご参考)</p> <p>第3章 ファンド・オブ・ファンズ(公募のファンド・オブ・ファンズの要件等)</p> <p>第22条 公募(私募以外のものをいう。以下同じ。)</p>	<p>・第1章 公募(投信法第2条第8項に規定する公募をいう。以下同じ。)の証券投資信託</p> <p>・第22条の(私募以外のものをいう。以下同じ。)の定義を削除</p>
投資信託等の運用に関する規則	第3条	<p>信託財産総額ではなく純資産総額の2分の1以上へ変更する。ポートフォリオ管理においては純資産総額に占める、各資産、各銘柄の組入比率をモニタリングするのが通常であり、当該規則の他の条項や、月報や運用報告書など受益者向けの開示とも同じ基準であるため</p> <p>未払い解約金の額が大きい場合など、信託財産総額対比での組入比率が純資産対比での組入比率と乖離する場合もあり、実務に即していないと史料。</p> <p>投信法施行令第6条の規定によるものであるが、併せて変更のご検討をお願いしたい</p>	証券投資信託は、当該投資信託の純資産総額の2分の1を超える額を(括弧書き略)有価証券に対する投資として運用すること
投資信託等の運用に関する規則	第3条	先物の組入れ額を証拠金から想定元本の評価額へ変更する。現在は、ブルベアファンドなど先物を主たる投資対象とするファンドにおいて有償比率維持のため商品性からは不要な国債等の組み入れを行なうことで、売買コスト発生や、指数との連動性低下などの弊害が起きているため。	先物の組入れ額を差入委託証拠金から想定元本の評価額へ変更する。(定款諸規則巻末の計算例の修正)
投資信託等の運用に関する規則	第3条	<p>(有価証券投資の原則)</p> <p>有価証券組入50%超について、計算定義が冊子には掲載(冊子の後方)されていますが、貴協会のウェブサイト上では掲載されていないのでウェブサイト上でも掲載していただきたいです。</p>	
投資信託等の運用に関する規則	第3条	<p>(理由)用語の定義が不明瞭であるため。</p> <p>(効果)条文についての共通認識の醸成。</p>	当該条文に関連して、『定款・諸規則集』に、[参考]として、「証券投資信託の定義について」と「有価証券のカウントについて」記載されている。

見直しが必要と考えている規則の名称	該当条項	規則の見直しを必要と考えている理由/見直しにより期待される効果	具体的な規則の見直し案等
			<p>①内容を明確にするため、以下の点について、「有価証券のカウントについて」もしくは「投資信託等の運用に関する規則に関する細則」に記載してほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・証拠金ベースで有価証券をカウントするものとして記載されている商品(例:株式先物取引)について、商品の建玉がゼロでも証拠金を差し入れていれば有価証券としてカウントできるか否か。</li> <li>・同じ証拠金口座で、証拠金ベースで有価証券をカウントする商品(例:株式先物取引)と証拠金ベースで有価証券をカウントしない商品(例:金融先物取引)に投資を行っている場合、有価証券をどのように認識すればいいか。</li> <li>・証拠金ベースで有価証券をカウントする場合、以下のいずれの金額を用いるのか。</li> <li>・日計表の差入委託証拠金勘定の金額</li> <li>・証券会社に差し入れた証拠金額からデリバティブ取引の評価損益を加減した金額</li> <li>・必要最低証拠金額、</li> </ul> <p>②「証券投資信託の定義について」の記載の中で、「投資信託財産の総額」について、「決算時点にて作成されている貸借対照表上の資産合計」と記載されており、例示として、一般、株先、為替について記載がされているが、信用取引についても記載をしてほしい。</p>
投資信託等の運用に関する規則	第3条	<p>(理由)用語の定義が不明瞭であるため。 (効果)条文についての共通認識の醸成。</p>	<p>また、当該条文に関連して、協会が2016年2月15日に公表した「証券投資信託における有価証券組入について(事務連絡)」に、「運用を継続する商品については、引き続き有価証券組入れ比率50%超を維持する運用に努力する必要があるが、損失の発生が明らかな取引を行ってまでして当該比率を維持する必要はない。」と記載されている。</p> <p>①3条に、「損失の発生が明らかな取引を行ってまでして当該比率を維持する必要はない。」と追記してほしい。</p> <p>②「損失の発生が明らかな取引」の範囲を明示してほしい。</p>
投資信託等の運用に関する規則	第3条	証券投資信託の定義で、有価証券関連デリバティブ取引を行うことを含むとしているが、有価証券のカウントについては、「証券投資信託の定義について」に記載があるも、その重要性を鑑みると細則にて規定すべき事項であると考えられる。	・「証券投資信託の定義について」における「有価証券のカウントについて」の記載事項を、「投資信託等の運用に関する規則に関する規則」に規定する。
投資信託等の運用に関する規則	第3条	<p>有価証券組入要件の緩和 有価証券組入要件に関し、有価証券関連デリバティブ取引については、証拠金ではなく想定元本の額で認識するようにはしていただきたい。 法令の定義によれば、証券投資信託として「主として有価証券に対する投資(有価証券関連デリバティブ取引を含む)を目的とするもの」とされている(投信法第2条第4項柱書の括弧書、投信法施行令第5条)。 このうち、「(有価証券関連デリバティブ取引を含む)」の意味内容については、法令に特段の定めがなく、「証券投資信託の定義について」において、想定元本は計算上用いられず、有価証券関連デリバティブ取引を行うために預託する証拠金のみがカウントされるとの整理が示されている。しかし、実質的なエクスポージャーで考えると想定元本で認識すべきであるし、その方が有価証券関連デリバティブ取引をより柔軟に活用することができ、望ましい。</p>	
投資信託等の運用に関する規則	第3条	<p>有価証券投資の原則に関し、法令の目的要件と規則上の行為要件の関係の明確化 有価証券投資の原則として、法律では「有価証券に対する投資(有価証券関連デリバティブ取引を含む)を目的とするもの」とされており(投信法第2条第4項柱書の括弧書)、目的要件になっている。一方、規則では「有価証券に対する投資として運用すること」とされており(第3条本文)、行</p>	

見直しが必要と考えている規則の名称	該当条項	規則の見直しを必要と考えている理由/見直しにより期待される効果	具体的な規則の見直し案等
		為要件になっている。協会規則で法令の内容を変更することはできないはずであり、この協会規則の規定が該当法令とどのような関係にあるのか、明らかにしていただきたい。	
投資信託等の運用に関する規則	第3条	信託財産の定義の明確化。他では純資産総額という言葉も使われており、定義を明確にして頂きたい。第27条では「投資信託の財産の総額」になっているが異なる意味なのか？	信託財産ではなく、「純資産総額(投資信託に関する会計規則第5条で定める純資産の部に相当する金額。以下同じ。)」と修正してはいかか。
投資信託等の運用に関する規則	第3条	規則第3条に関連した定款・諸規則集の添付資料「有価証券のカウントについて」において、以下の取引について、差入委託証拠金の額で計算するとされているが、効率性の観点から当該デリバティブ取引の評価額(単価×枚数)で計算する方法に変更してはどうか。 ・株式先物取引 ・債券先物取引 ・有価証券店頭指数等スワップ取引	表中の「証拠金ベース」を「評価額」に修正頂きたい。
投資信託等の運用に関する規則	第3条	有価証券投資の原則に関し、法令の目的要件と規則上の行為要件の関係の明確化 第3条「証券投資信託は、当該投資信託の信託財産の総額の2分の1を超える額を有価証券(金商法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除く。以下本条及び第27条において同じ。)に対する投資として運用すること(後略)」について、次の点について改めて確認したい。 1.投資信託および投資法人に関する法律2条4項及び同法施行令6条との関係で、本3条は、同法および施行令の定めをより具体的に定めた条項と理解しているが、正しいか。 2.現在、参考として規則集に掲載されている「有価証券のカウントについて」について、(別コメントさせて頂いた、証拠金ベースを評価額とする見直しを行ったうえで)、本3条と紐づけたものとして、本規則の別紙等にしていきたい。	
投資信託等の運用に関する規則	第3条	同条ただし書の運営方法を確認したい。とくに、設定当初、解約、償還の対応というのは、どれくらいの期間が許容できるのか、など。明確化することにより、より顧客にとって有意義な運営が可能となると思われる。	証券投資信託の設定当初、解約及び償還への対応並びに投資環境等」のうち「等」の部分には、『投資対象資産の流動性、運用手法、運用期間、残高等の状況』によって当然に異なってくると考えるが、その理解で良いか。
投資信託等の運用に関する規則	第3条	・字句の修正 「本条」→「この条」 「設定当初」→「設定の当初において」 「やむをえない」→「やむを得ない」 ・カッコ内の定義を及ぶ条項を限定して用いる場合、「(…をいう。以下この条において同じ。)」 「(…をいう。次条において同じ。)」というようにする。この場合に、「この条」「この項」「この章」というように「この…」といわないときには「以下…」とはしない。	たとえば、次のように改める。 (有価証券投資の原則) 第3条 証券投資信託は、当該投資信託の信託財産の総額の2分の1を超える額を有価証券(金商法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に該当するものを除く。以下本この条及び第27条において同じ。)に対する投資として運用すること(有価証券についての有価証券関連デリバティブ取引(金商法第28条第8項第6号に規定する有価証券関連デリバティブ取引をいう。以下第27条において同じ。)を行うことを含む。)するものとする。ただし、証券投資信託の設定の当初において、その解約及び若しくは償還への対応並びに又は投資環境等の運用上やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
投資信託等の運用に関する規則	第4条	・カッコ内の略称が及ぶ条項の限定 ・「委託会社」略称とせず、法令の定義どおりの「投資信託委託会社」を用いるか、「投資信託委託会社たる会員(以下…において単に「会員」という。)」とでもすべき。他の条文の主語も単に「会員」とすれば足りる箇所が多数あると思われる。 ・なお書き以降に「当該判断」の語で受けることのできる「判断」はない。	たとえば、次のように改める。 (取引等の指図) 第4条 投資信託委託会社(投信法第2条第11項に規定する投資信託委託会社をいい、以下この編において「委託会社」という。)は、証券投資信託の信託財産(以下この章において「投資信託財産」という。)に係る運用の指図に当たって、当該運用の指図を行う時点における市場の状況や価格などを総合的に勘案した上で、投資信託財産にとって最も有利と判断する条件によって運用の指図を行うように努めるものとする。なお、取引所を通さない取引など引合いを要する取引に係る運用の指図については、当該その根拠となる判断に関する事跡を明確化するものとする。

見直しが必要と考えている規則の名称	該当条項	規則の見直しを必要と考えている理由/見直しにより期待される効果	具体的な規則の見直し案等
投資信託等の運用に関する規則	第4条	投資信託委託会社の定義付けは、第2条第3項で行っているため。	「(投信法第2条第11項に規定する投資信託委託会社をいい、以下「委託会社」という。)」を「(以下「委託会社」という。)」に変更
投資信託等の運用に関する規則	第4条	「価格など」とある文言の意味をより明確にして頂きたい。最良執行の範囲は、価格に限られないため、「など」のある部分に含まれる内容を、より例示列挙することが好ましいと考える。	第4条 投資信託委託会社(投信法第2条第11項に規定する投資信託委託会社をいい、以下「委託会社」という。)は、証券投資信託の信託財産(以下「投資信託財産」という。)に係る運用の指図に当たって、当該運用の指図を行う時点における市場の状況、投資対象の価格やその他の取引条件等や価格などを総合的に勘案した上で、投資信託財産にとって最も有利と判断する条件によって運用の指図を行うように努めるものとする。なお、取引所を通さない取引など引合いを要する取引については、当該判断に関する事跡を明確化するものとする。
投資信託等の運用に関する規則	第4条	引き合いが、取引条件を有利にする上で必ずしも有効ではないと判断される場合があるため、(例えば流動性が乏しい場合、あるいは相場が急変した場合など)「引き合いを要する」とするより「引き合いをした場合」としたほうがより適切と思われる。	なお書を「なお、取引所を通さない取引などで引合いを行った場合については、当該判断に関する事跡を残すものとする。」と変更していただきたい
投資信託等の運用に関する規則	第4条の2	本留意事項の内容は自明であり、敢えて定める必要性も無いと考えることから、削除頂きたい。なお、削除できない場合、次の通りの明確化を頂きたい。	削除 または 「第4条の2 委託会社は、投資信託財産の設定までに仕組債等の発行のための条件について事前調査を行う場合には、当該仕組債等への運用の指図において前条に規定する判断に当たって、当該仕組債等の価格及び利率等の条件は当該運用の指図を行う時点の市場の状況等により定まるものであり、当該取引時点でのみ決定されるものであることに留意するものとする。」
投資信託等の運用に関する規則	第5条	忠実義務の範囲が広いと、考え方が明確になることで、協会規則違反の発生を抑止につながると思われる。	規程されている「忠実義務」とは利益相反の観点からの忠実義務を指していることを明確化していただきたい。
投資信託等の運用に関する規則	第5条	・接続詞の修正 ・「有価証券等」の範囲が定義されていない。	たとえば、次のように改める。 (利害関係人との取引の指図) 第5条 委託会社は、投資信託財産と利害関係人との取引若しくは又は利害関係人が発行する有価証券等の取得又は若しくは処分に係る指図を行うに当たっては、受益者に対する忠実義務に十分留意するものとする。
投資信託等の運用に関する規則	第5条	「利害関係人」の定義を投信法において規定されている「利害関係人」であることを明確化していただきたい。	(利害関係人との取引の指図) 第5条 委託会社は、投資信託財産と利害関係人(「投資信託及び投資法人に関する法律施行令第17条で定める者」を言う。)、と改める。
投資信託等の運用に関する規則	第6条	・証券投資信託の信託財産に係る運用の指図(4条)／投資信託財産の運用の指図(6条)／運用の指図／指図、のゆれ、混在がある。 ・この条以降「運用計画書等」の語が使われていない。 ・指図は、計画に基づくのであって、書面に基づくのではない。見出しは「運用計画に基づく指図」としている。 ・冗長の修正 ・各号が名詞・体言止めになっていない。	たとえば、次のように改める。 (運用計画に基づく指図) 第6条 委託会社は、投資信託財産の運用の指図を行うに当たっては、次のいずれかの方法(以下「運用計画書等」という。以下同じ。)により行うものとする。 (1)運用計画書に基づいて指図を行う方法 (2)細則で定める事後チェック体制の整備を行うことにより指図を行う方法 なお、第1号に定める運用計画書に基づいて掲げる指図を行う方法による場合において、当該運用計画書を変更して指図を行うときには、その変更の理由を明示するものとする。

見直しが必要と考えている規則の名称	該当条項	規則の見直しを必要と考えている理由/見直しにより期待される効果	具体的な規則の見直し案等
投資信託等の運用に関する規則	第6条	ファンドの運用計画の立て方については、通常の自家・直投ファンドの場合と、ファミリーファンド、FOFs の場合とでは事情が異なるので、後二者については、但し書等で場合分けをし、実態に沿う形にするとよい。	夫々の改正条文は以下
	FF 方式の場合	ファミリーファンド方式のファンドにおいては、マザーファンドでのポートフォリオ管理を実施しているため。	ただし、投資信託約款において、主要投資対象を単一のマザーファンドと定めている場合は、当該投資信託における運用計画の省略を可とする。
	FOFs の場合	運用権限を外部運用会社に委託している投資信託については、委託会社での投資判断を行わないため、委託会社側の運用計画に基づいて運用することは不可能。 PDCAサイクルの観点からは、運用プロセス・運用状況のモニタリングを確実にこなうことの方が実効性があると思料。	ただし、運用の指図に係る権限を外部運用会社に委託している投資信託においては、当該外部運用会社の運用プロセス、運用状況を適切にモニタリングする体勢を整えることをもって、(1)(2)の管理に変えることを可とする。
投資信託等の運用に関する規則 投資信託等の運用に関する規則に関する細則	第6条 細則第1条の3	本条1号に記載された運用計画書としては、実質的には約款上の運用方針や、運用ガイドラインに基づいた運用指図が行われており、別途の「運用計画書」の作成が必要であるかのように読み取れる本条の記載は不要であると考え、削除が望ましいと考える。 また、2号の事後チェック態勢の条文を残すとして、右の点を検討頂きたい。	本条を廃止頂きたい。 また、廃止が出来ない場合、本6条に基づく義務として、1号および2号において定められた「運用計画書」および「運用計画」とは、 <u>どちらも実質的には、投資信託の運用ガイドラインや運用の基本方針(目論見書や約款内容等)も含むと考えられ、つまりこれらは既に書面やシステム内のガイドラインとして存在している。したがって、別途、個別の運用行為にかかる計画書・計画といったものを作成する必要は無いと考えて良いか確認したい。</u>
投資信託等の運用に関する規則	第7条	今般、ETF を組み入れる投資信託の新規設定が増えつつあります。その一方で低流動性のETF だと、買付けるために高値を買い上げなければならない場面が多々あります。しかしながら価格形成を管理するための取引規制の対象となり、約定することができない場合があります。 運用サイドからは以下の理由でETF の価格形成に関する取引規制を見直していただきたいとのニーズが挙げられています。 「ETF はその原資産があって、両者に裁定が働いて、ETF で単独で値段が動く訳でないから、株式と同じ規制にするべきでない。」 投資信託財産となったETF の迅速な約定、組み入れ比率の高水準維持に寄与しうと思料いたします。	ETF を価格形成の対象から除外する、またはETF と株式の価格形成は別管理することが可能である等の基準を明示していただけますよう見直しをお願いいたします。
投資信託等の運用に関する規則	第7条	・冗長の修正 ・字句の修正 「運用の指図」→「投資信託財産の運用の指図」	たとえば、次のように改める。 (価格形成) 第7条 委託会社は、 <u>投資信託財産の運用の指図を行うに当たっては、</u> 価格形成を意図した <u>投資信託財産の運用の指図は</u> を行わないものとする。
投資信託等の運用に関する規則	第8条	委託会社の責務についての規定にも関わらず、第一種金融商品取引業者の責務についての規定のように読めてしまうため、当該規定の目的を明確化することで規制の実効性が図れると思われるため。	次の通り下線部の追記を頂きたい。 「委託会社は、国内株式の引値を条件とした取引(第一種金融商品取引業者(金商法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。以下同じ。)から取引所の最終値段を基にした条件提示を受けて、当該価額によって当該取引所の立会時間終了後に立会外又は市場外で行う取引をいう。以下同じ。)について、 <u>相場操縦等の不適正な行為につながらないように</u> あらかじめ次に掲げる事項を含めた社内規則を定め、~遵守するものとする。」

見直しが必要と考えている規則の名称	該当条項	規則の見直しを必要と考えている理由/見直しにより期待される効果	具体的な規則の見直し案等
投資信託等の運用に関する規則	第8条	本条、特に2号、3号において達成しようとしている内容は、もともと第一種融商品取引業者が主体的に管理態勢を構築すべき事項だと考えられるため、削除頂きたい。	第8条2号については、削除を検討頂きたい。 また、3号については、証券会社における内部管理の実効性を委託会社が確認することは困難であるとする。従って、本条項の実効性について改めて検討頂き、さらには、少なくとも日本証券業協会側の規則で内部管理態勢について規制しているのであれば、投資信託委託会社側で確認することは不要ではないかと考える。
投資信託等の運用に関する規則	第8条	一括発注に係る当該規定は、投信法第2条第11項に規定する投資信託委託会社(「委託会社」)に適用するものであって、一括発注に係る法制度は、国・地域や市場によって法制、制度が異なることから、委託会社が運用権限を外国運用業者に再委託する場合には適用されないことを確認したい。また、委託会社が運用を行う場合であっても、売買執行業務を外国運用業者に業務委託する場合においても、適用されないことを確認したい。ただし、委託会社は、運用権限又は業務の委託元としての管理監督責任において、運用権限委託先又は業務委託先の外国運用業者が一括発注を行う際に適用する法令等諸規則が、本邦の法令諸規則の観点から問題ないことは確認することを前提とする。	
投資信託等の運用に関する規則	第8条	この規定は廃止してもよいのではと考えます。この手の取引を証券会社が引き続き行っているようであればその行為自体が不公正取引であり、我々運用会社に対しての重篤な背信行為であるとする	全面的な撤廃
投資信託等の運用に関する規則	第8条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引値を取引価格とした、社内でのファンド間取引の許容、スキームの構築。</li> <li>・同一スキームファンドの整理・統廃合がスムーズに行われ、小規模ファンドの整理統合に資するものと思料。</li> <li>・引値にてファンド間取引を実施できれば、ファンド間の不利益が生ずることなく、無駄な取引コストが削減でき、受益者利益にかなうものと思料。</li> </ul>	<p>市場や業者を介さない社内のファンド間取引を許容する条件を規程する基準の策定(以下、文案)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同一指数に連動するなど同一スキームのファンド間(マザーファンド含む)の集約、入れ替え(以下、集約等)に伴い実施するものであること</li> <li>・集約等に係る約款変更について手続き等が終了し投資者・受益者に周知されていること</li> <li>・売却するファンドへの一部解約額がそのまま買付けるファンドへの追加設定に充当されること</li> <li>・買付けるファンドにおいて、保有する有価証券を売却しなければならないポートフォリオとならないこと</li> <li>・対象銘柄において取引所の売買停止措置が行われていないこと</li> </ul>
投資信託等の運用に関する規則	第8条	・カッコ内の定義が及ぶ条項の限定	<p>たとえば、各号列記以外の部分について次のように改める。</p> <p>(引値を条件とした取引の指図)</p> <p>第8条 委託会社は、国内株式の引値を条件とした取引(第一種金融商品取引業者(金商法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。以下この条及び次条において同じ。)から取引所の最終値段を基にした条件提示を受けて、当該価額によって当該取引所の立会時間終了後に立会外又は市場外で行う取引をいう。以下この条において同じ。)について、あらかじめ次に掲げる事項を含めた社内規則を定め、当該取引の指図を行う場合には、当該社内規則を遵守するものとする。</p> <p>(各号列記部分略)</p>
投資信託等の運用に関する規則	第8条第5項(1)	<p>委託会社の規模・人員によっては必ずしも運用部門と発注部門の分離ができない場合が想定されるが、そのような場合にも部門の分離を一括発注の条件とすることで新規参入や信託財産管理の障害となることが想定される。</p> <p>一方運用部門と発注部門の分離による利益相反関係の管理については、約定分の信託財産への割当に際してコンプライアンス部門等による事前の確認などの態勢を整備することによって代替できると考えられるため、部門の分離を必須の要件とする必要はないのではないか。</p>	運用部門と発注部門の分離の条件を必須とするのではなく、一括発注による約定分の割当について事前に適正性が確保される態勢を整備することと選択できるようにする。

見直しが必要と考えている規則の名称	該当条項	規則の見直しを必要と考えている理由/見直しにより期待される効果	具体的な規則の見直し案等
投資信託等の運用に関する規則	第8条の2	本規定は、委託会社が運用権限またはトレーディング権限を海外の運用会社等に委託した場合に、その委託先が行う有価証券等の発注には直接の適用はないと理解しているが、その旨を規定上明確にしてほしい。見直しにより規定の射程の明確化が図れる。	第8条の2に、「委託会社が運用権限またはトレーディング権限を海外の運用会社等に委託した場合、その委託先が行う有価証券等の発注には本条の適用はない」旨を規定する。
投資信託等の運用に関する規則	第8条の2第1項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カッコ内の略称が及ぶ条項の限定</li> <li>・カッコ内の定義が及ぶ条項の限定及び書き方の修正</li> <li>・字句の修正</li> </ul> 「本条」→「この条」 <ul style="list-style-type: none"> <li>・冗長の修正</li> </ul>	<p>たとえば、各号列記以外の部分について次のように改める。</p> <p>(一括発注の運営等)</p> <p>第8条の2 委託会社は、複数の投資信託財産に係る<b>有価証券等</b>(有価証券、有価証券に関する信用取引及びデリバティブ取引(金商法第2条第20項に規定するデリバティブ取引)をいい、以下<b>本条この項及び次項</b>において「有価証券等」という。)の売買注文(運用部門(各投資信託財産に係る売買条件の指示及び数量を決定する部門又は担当者をいう。以下<b>本条及び次条この項</b>において同じ。)から発注部門(各投資信託財産に係る売買注文を金融商品取引業者等(第一種金融商品取引業者及び外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいう。以下<b>この項</b>において同じ。)に発注(発注部門から金融商品取引業者等への発注をいう。以下<b>この条</b>において同じ。)する部門又は担当者をいう。以下<b>本この条</b>及び次条において同じ。)へ指示することをいう。以下<b>この条</b>において同じ。)が同一の売買条件(有価証券等の種類及び銘柄、売付又は買付の別、取引種類並びに執行価格又は価格帯をいう。以下この条において同じ。)の売買注文であり、かつこれらの売買注文が次に掲げるいずれかの注文(運用部門から発注部門への注文をいう。以下同じ。)に該当する場合には、当該複数の売買注文を束ねて<b>金融商品取引業者等に</b>発注すること(委託会社が市場状況を勘案して、最良執行を確保する観点から、分割して発注する場合を含む。以下<b>この条及び次条</b>において「一括発注」という。)ができるものとする。</p> <p>なお、自己取引については、一括発注としないものとする。</p> <p>(各号列記部分略)</p>
投資信託等の運用に関する規則	第8条の2第2項	トレーダーは、最良執行の観点から複数の取引執行手法を用いている。取引執行手法によっては、異なるシステムを使用しており、予め設定された配分方法又は端数処理がシステム毎に異なる場合がある。各システムに予め複数の口座間における公正な配分が確保される仕組みが設定されている場合、予め社内規則を定め、最良執行、配分に係る公正性及び透明性が確保されている場合には、配分方法及び端数処理を一つの方法に定める必要はないと考える。	一括発注に係る約定結果の配分は取引単位で行うものとし、配分に当たっては、細則で定める配分方法及び端数処理のうち、あらかじめそれぞれ一つの方法を定め、当該方法により行うものとする。「一つ」を削除。
投資信託等の運用に関する規則	第8条の2第2項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市場を列記して条文を読みやすくする。</li> <li>・(1)及び(3)を併せて「金商法第2条第14項に規定する金融商品市場」として掲げることできるように思われるが、現行の規定ではそのようにはしていない。</li> </ul>	<p>2 一括発注の対象となる<b>有価証券等</b>は、<b>当分の間、取引所金融商品市場(金商法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場をいう。以下同じ。)、外国金融商品市場(金商法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいう。以下同じ。)</b>又は店頭売買金融商品市場(金融商品市場(金商法第2条第14項に規定する金融商品市場をいう。以下同じ。))のうち<b>取引所金融商品市場以外の市場をいう。以下同じ。)</b>次の各号の<b>いずれかの市場</b>に上場又は登録されている有価証券等とする。</p> <p>(1) <b>金商法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場</b></p> <p>(2) <b>金商法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場</b></p> <p>(3) <b>金商法第2条第14項に規定する金融商品市場(第1号に掲げるものを除く。)</b></p>

見直しが必要と考えている規則の名称	該当条項	規則の見直しを必要と考えている理由/見直しにより期待される効果	具体的な規則の見直し案等
投資信託等の運用に関する規則	第8条の2第2項	「当分の間」という表現は規則にそぐわない。現時点のルールを示すのであれば「当分の間」は不要。将来の変更内容が明確なのであればそのように規定すべき。見直しにより現行規定の明確化が図れる。	現時点で一括発注の対象となる有価証券の範囲につき変更が決まっていなければ、「当分の間」を削除する。範囲の変更が確定した時点で規則を改めて変更する。
投資信託等の運用に関する規則	第8条の2第2項	一括発注の対象となる有価証券等の範囲について、「取引所金融商品市場、外国金融商品市場、又は店頭売買金融商品市場に上場又は登録されている有価証券等」に限定する必要はないのではないか。予め社内規則を定め、最良執行、配分に係る公正性及び透明性が確保されている場合には、第8条の2第1項に定める「有価証券等」を一括発注の対象とすることで問題はないと考える。	削除
投資信託等の運用に関する規則	第8条の2第3項	・冗長の修正	3 一括発注に適用する約定単価は、 <b>細則で定める計算方法によって算出した平均単価によるものとし、当該平均単価は、細則で定める計算方法に基づき算出された価格とする。</b>
投資信託等の運用に関する規則	第8条の2第4項	・字句の修正	4 一括発注に係る約定結果の配分は取引単位で行うものとし、配分に当たっては、細則で定める <b>配分方法及び端数処理の方法のうちから、あらかじめそれぞれについて一つの方法を定め、当該方法により行うものとする。</b>
投資信託等の運用に関する規則	第8条の2第5項	・号、号の細分など列記形式は名詞ないし体言止め。(2)名詞ないし体言止めとなっておらず、号として明らかに不適切で、内容も分かりにくいので、わかりやすいものにしてほしい。(1)は、「…分離すること」となっており、一見すると体言止めのように見えるが、ここでの「こと」は、「《動詞連体形または動詞に打消しの「ぬ」「ない」が添った形を受けて》要求・命令を表す。」で、典型的な体言止めではなく、号に掲げる形式として不適当。 ・体言止めに続いて文がくるときは、例外的に体言の後に「。」を打つ。例えば、「賃金の支払の確保等に関する法律(昭和51年法律第34号。以下「賃金確保法」という。)第3条によれば、…」のような文	5 委託会社は、一括発注を行う場合には、次に掲げる事項を遵守するものとする。 (1) 運用部門及び発注部門は、これを分離するを相互に独立した部門とすること (2) 次に掲げる事項又は書面のうち、イ及びロに掲げる事項については、金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号。以下「金商業等府令」という。)第181条第1項第4号において準用する <b>金商業等府令第157条第1項第17号二</b> に規定する発注伝票( <b>金商業等府令第171条第3項第1号</b> において発注伝票に添付することとされている当該発注伝票の記載事項を明らかにした書面を含む。)に記載若しくは又は当該イ及びロに掲げる事項を記載した書面を添付するものとする イ 運用部門から発注部門への売買注文の発信時間時刻又は発注部門による売買注文の受信時間時刻 ロ 一括発注の約定結果に係る各投資信託財産への配分数量
投資信託等の運用に関する規則	第8条の2第6項	・字句の追加	6 委託会社は、 <b>一括発注を行うことができる売買注文を</b> 分割して発注する場合には、市場の状況や価格等を総合的に勘案した上で、最良執行を図るものとする。
投資信託等の運用に関する規則	第8条の2第6項	委託会社は常に最良執行を求められており、ここだけ特筆する理由をご教示ください。特になければ、削除頂きたい。	特筆すべき理由がなければ、削除頂きたい。
投資信託等の運用に関する規則	第8条の3	一括発注の対象を明確にし、条文を整理するために第8条の2本文に移管	第8条の2本文末尾に、次の文章を移動する。 本条の規定は、投資信託財産と投資信託以外の運用財産(金商法第35条第1項第15号に規定する運用財産をいう。以下同じ。)の注文又は運用財産(投資信託財産が含まれる場合に限る。)と外国運用財産(金商業等府令第171条第1項第1号に規定する外国運用財産をいう。以下同じ。)の注文を一括発注する場合に準用する。 なお、この場合において、第8条の2第1項柱書き中「複数の投資信託財産」とあるのは「複数の運用財産又は外国運用財産」と、「各投資信託財産に係る」とあるのは「各運用財産又は外国運用財産に係る」と、第5項第2号ロ中「各投資信託財産」とあるのは「各運用財産又は外国運用財産」と読み替えるものとする。

見直しが必要と考えている規則の名称	該当条項	規則の見直しを必要と考えている理由/見直しにより期待される効果	具体的な規則の見直し案等
投資信託等の運用に関する規則	第8条の3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・字句の追加</li> <li>・カッコ内の定義が及ぶ条項の限定</li> <li>・字句の追加</li> <li>・字句の削除</li> </ul> 「柱書き」読み替え対象は、前条の見出し・各号列記部分には現れないので、不要なのではないか。	たとえば、次のように改める。 (投資信託以外の運用財産又は外国運用財産との一括発注の運営等) 第8条の3 前条の規定は、投資信託財産の注文と投資信託以外の運用財産(金商法第35条第1項第15号に規定する運用財産をいう。以下この条において同じ。)の注文の一括発注又は運用財産(投資信託財産が含まれる場合に限る。)の注文と外国運用財産(金商業等府令第171条第1項第1号に規定する外国運用財産をいう。以下この条において同じ。)の注文を一括発注する場合について準用する。なお、この場合において、前条第8条の2第1項柱書き中「複数の投資信託財産」とあるのは「複数の運用財産又は外国運用財産」と、「各投資信託財産に係る」とあるのは「各運用財産又は外国運用財産に係る」と、同条第5項第2号口中「各投資信託財産」とあるのは「各運用財産又は外国運用財産」と読み替えるものとする。
投資信託等の運用に関する規則	第9条	申込日の市場終了時、若しくは、市場開始前との記載はそもそも、どこの市場を指すのか不明瞭だと思われる。 外国証券であっても、東京市場という理解で正しいか？	
投資信託等の運用に関する規則	第9条	規則の形式・体裁が乱れている(第2項中の号の列記がいきなりイ、ロ、ハになったり、ただし書きが項中に複数現れる。)ので、修整すべき。	(親投資信託の設定又は解約の申込及び申込時限) 第9条(略)
投資信託等の運用に関する規則	第9条第1項	「一つの親投資信託を投資対象とする」について、「一の」と他条と平仄を合わせるとともに、「親投資信託」を投資対象とする場合は、略さず「親投資信託の受益証券」もしくは以下に同様な表現が出て来ることから「親投資信託の受益証券(以下「親投資信託」ということがあります。)」としてはとを考えます。 * 第2条第3項に「親投資信託の受益証券」の表現があります。	
投資信託等の運用に関する規則	第10条	株主優待物当の取り扱いは運用というより事務手続きだと思われるため、運用に関する規則に規定するよりも、投資信託財産の評価及び計理等に関する規則に規定するほうがふさわしいと思われるためです。	第10条の規定を投資信託財産の評価及び計理等に関する規則内に移動する。
投資信託等の運用に関する規則	第10条第1項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カッコ内の略称が及ぶ条項の限定</li> </ul>	たとえば、次のように改める。 (株主優待物等の取扱い) 第10条 委託会社は、投資信託財産に組入れられた株式から派生する株主優待等の名目で支給される物品その他のもの(以下次項において「株主優待物等」という。)で次に該当するものについては、受託者と協議のうえ、換金して投資信託財産に繰り入れるものとする。
投資信託等の運用に関する規則	第10条第2項		「信託財産」を「投資信託財産」に変更
投資信託等の運用に関する規則	第11条	この規定において「投資信託財産が組み入れる株式」との文言が使用されているが、いわゆるコーポレートアクション等により受け取る非上場の株式あるいはワラントについて容認される旨の条項を加えていただきたい。ハインカムの債券に投資を行うと、保有している債権がでDEスワップ等が発生することが多くその結果として非上場の株式あるいはワラントを受け取るケースが多いため。	保有している債権のリストラクチャリングなどにより配分を受けた未上場の株式等については継続的な保有を認める。
投資信託等の運用に関する規則	第11条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・字句の修正</li> </ul> 「未上場株式」「未登録株式」は、無定義。	たとえば、次のように改める。 第11条 投資信託財産がに組入れることのできる株式は、次のいずれかに該当するものに限るものとする。 (1) 金融商品取引所(金商法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいう。)又は外国金融商品市場に上場されているもの及び外国において開設されている店頭売買金融商品市場に登録等をされているもの

見直しが必要と考えている規則の名称	該当条項	規則の見直しを必要と考えている理由/見直しにより期待される効果	具体的な規則の見直し案等
			<p>(2) <del>未上場株式又は未登録株式(前号に掲げるものを除く。)</del>のうち、金商法又は会社法(平成17年法律第86号)若しくはこれらに準じて開示が行われているもので、細則に定める要件を満たすもの<del>(外国で発行される株式でこれらと同様のものとして自主規制委員会が定める株式を含む。)</del></p> <p>(3) <del>外国で発行される証券又は証券で前号に掲げる株式の性質を有するものとして自主規制委員会が定めるもの</del></p>
投資信託等の運用に関する規則	第12条	法令上、組み入れることが出来る資産として定められている以上、本条で組入れる投資信託の種類を規定する理由はないので不要ではないか。	削除頂けないか。
投資信託等の運用に関する規則	第12条第1項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・字句の修正</li> <li>・第5号 名詞・体言止めになっていない。</li> </ul>	<p>たとえば、次のように改める。</p> <p>第12条 投資信託財産がに組入れることのできる投資信託証券は、次に掲げるものに限り、かつ、その投資信託証券が外国投資信託証券である場合には、細則で定める要件を満たすに限るものとする。</p> <p>(1) 第3条に規定する証券投資信託の受益証券又は第25条及び第26条に規定する証券投資法人の投資証券(海外における同様の資産で、金商法に定める外国投資信託の受益証券又は外国投資証券(以下「外国投資信託証券」という。)に該当するものを含む。)</p> <p>(2) 不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則(以下第27条及び第29条において「不動産投信等規則」という。)第3条第1項に規定する不動産投資信託の受益証券又は不動産投資法人の投資証券(海外外国における同様の資産で、外国投資信託証券に該当類するものを含む。以下第21条及び第22条において「不動産投資信託証券」という。)</p> <p>(3) インフラ投資信託及びインフラ投資法人に関する規則(以下第27条及び第29条において「インフラ投信等規則」という。)第3条第3項に規定するインフラ投資信託の受益証券又はインフラ投資法人の投資証券(海外外国における同様の資産で、外国投資信託証券に該当類するものを含む。以下第21条及び第22条において「インフラ投資信託証券」という。)</p> <p>(4) 第27条に規定する証券投資信託等以外の投資信託の受益証券又は第30条を適用する投資法人の投資証券(海外外国における同様の資産で、外国投資信託証券に該当類するものを含む。)</p> <p><del>(5) 前各号に掲げる投資信託証券が、外国投資信託証券である場合には、細則で定める要件を満たす外国投資信託証券とする。</del></p>
投資信託等の運用に関する規則	第12条第1項第1号		「外国投資証券」を「外国投資法人の投資証券」に変更
投資信託等の運用に関する規則	第12条第2項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・字句の修正</li> </ul>	<p>たとえば、次のように改める。</p> <p>2 前項に規定する投資信託証券の合計額は、当該投資信託財産の純資産総額の5%パーセントを超えてはならないものとする。ただし、細則で定める投資信託証券の額については合計額の計算において、これを算入しない。</p> <p><del>なお、本項ものとし、この項本文の規定に従い、5%パーセントの範囲で運用している投資信託証券については、第17条の2の規定は適用しない。</del></p>
投資信託等の運用に関する規則	第12条第2項	近年、一部の海外市場においては、外国株式と外国投信を組み合わせた形態の有価証券が投資対象となり得るケースが見られ、投資方針に照らして合理的と考えられる範囲においては、必ずしも投資信託という形態のみでしることは適切でない。また、ファンドの新規設定後、純資産金額が比較的少額の間などは、分散投資のために他ファンドを組み入れることが効率的な運用に資する場合もある。／機動的かつ自由度を増した運営が可能となる。	投資信託証券の合計額割合にかかる規制(純資産総額の5%)の撤廃または緩和(含、超過を許容するケースの拡大)。

見直しが必要と考えている規則の名称	該当条項	規則の見直しを必要と考えている理由/見直しにより期待される効果	具体的な規則の見直し案等
投資信託等の運用に関する規則	第 12 条第 2 項	上場されている投資信託受益証券、投資証券は各国市場の開示ルールがあり、対象外としても良いのではないかと考える。	投資信託証券(但し、上場投資信託及び上場不動産投資信託を除く。)
投資信託等の運用に関する規則	第 12 条第 2 項	ファンド・オブ・ファンズとの関係がわかりにくいと、右の通り明確化できるのではないかと考える。	2 前項に規定する投資信託証券の合計額は、当該投資信託財産(ファンド・オブ・ファンズは除く。以下本項において同じ。)の純資産総額の5%を超えてはならないものとする。ただし、細則で定める投資信託証券の額については合計額の計算において、これを算入しない。
投資信託等の運用に関する規則	第 12 条第 2 項	「投資信託証券」には、親投資信託の受益証券は含まれないものと理解でよいか(第 12 条の 2 で当項および第 3 項の適用が除かれている。) 第 2 条第 3 項で親投資信託の受益証券(FOFs 専用の親投資信託を除く。)は、基本的にファンド・オブ・ファンズの構成要件としての投資対象から外されていることを前提とします。(第 2 条第 3 項、第 23 条参照)	
投資信託等の運用に関する規則	第 12 条第 2 項	ヨーロッパの UCITS や香港の Code of Unit Trusts and Mutual Funds などを見ても他のファンドへの投資の上限は協会ルールよりも高くなっている。 他国と同じような水準まで上限を引き上げていただくか、あるいは撤廃頂きたい。	撤廃する。 または次の通り改める。 前項に規定する投資信託証券の合計額は、当該投資信託財産の純資産総額の 105%を超えてはならないものとする。 なお、本項の規定に従い、105%の範囲で運用している投資信託証券については、第 17 条の 2 の規定は適用しない。
投資信託等の運用に関する規則 投資信託等の運用に関する規則 に関する細則	第 12 条第 3 項 細則第 8 条(3)	改めて、本条項の制定主旨をご教示頂きたいと思えます。事実上、事前に照会があつて拒むケースは無いのではないかと理解しており、そうするとファンド・ガバナンスの観点から投資側から同意を求める意義は薄いのではないのでしょうか。	もし、本規則が、委託会社間のみでのファンド支配の防止にしか活用できない紳士協定的な定めであれば、削除頂きたい。なお、現実には、50%以下の保有量であっても、ある程度の大口保有者(委託会社)が存在する場合には、適切にコミュニケーションするのが慣習となっている。 「一委託会社(当該委託会社が運用の指図を行う証券投資法人を含む。)が一つの投資信託証券に投資できる額は」とありますので、これは、投資時点においてのみ適用されるという理解、すなわち、投資後の、投資対象ファンド側の運用財産減少による保有割合が上昇した場合には、本条項は適用されないという理解で良いか。 また、上場投資信託については適用除外として頂きたい。
投資信託等の運用に関する規則	第 12 条第 3 項	▶委託会社と証券投資法人は次元の異なるものであり、委託会社は証券投資法人にはなり得ないと考えます。また委託会社の業務と資産運用業務を兼ねている場合は、個別でなく兼業の一の委託会社に係る投資信託財産及び投資法人資産の投資額の合計額とみなすものとするべきではないでしょうか。 ▶「一つの投資信託証券」については、同一の投資信託証券という意図と推察されることから、他条の記載に平仄を合わせ「一の投資信託証券」としてはと考えます。 ▶委託会社は証券投資法人資産の運用者となりえても、当該法人とはなりえないことから、()書きは不要と考えられ削除し、「運用の指図」は信託財産に係るものであり、投資法人資産については指図でなく、直接の運用と考え、第 2 条の 2 第 1 項に準じ、「運用の指図又は運用」とすれば、()書きの意図も反映できると考えます。	委託会社又は資産運用会社である一の金融証券取引業者が一の投資信託証券に投資できる額は、投資される投資信託証券に係る投資信託財産又は投資法人資産の運用の指図又は運用を行っている委託会社又は資産運用会社の同意がない限り、当該投資される投資信託証券に係る投資信託財産又は投資法人資産の純資産総額の 50%を超えてはならないものとする。
投資信託等の運用に関する規則	第 12 条第 3 項	・字句の修正	たとえば、次のように改める。 3 一委託会社(当該委託会社が運用の指図を行う証券投資法人を含む。)が <b>一つの</b> ある投資信託証券に投資できる額は、 <b>投資されるその</b> 投資信託証券に係る投資信託又は投資法人の運用の指図を行 <b>っている委託会社</b> う者の同意がない限り、投資される投資信託又は投資法人の純資産総額の <b>50%パーセント</b> を超えてはならないものとする。

見直しが必要と考えている規則の名称	該当条項	規則の見直しを必要と考えている理由/見直しにより期待される効果	具体的な規則の見直し案等
投資信託等の運用に関する規則 投資信託等の運用に関する規則に関する細則	第12条第3項、第22条第1項第6号、細則第8条第3号	条文構造の再整理 「一委託会社(当該委託会社が運用の指図を行う証券投資法人を含む。)」とあるが、第2編は証券投資信託に関する規定であり、同編中に証券投資法人に関する規定を含めるのは不適切なので、本括弧書は削除し、「第3篇 証券投資法人」の中で必要な手当てを行っていただきたい。	
投資信託等の運用に関する規則	第12条第4項	委託会社は、投資信託財産のみでなく、投資法人資産の運用にも関わることがあり、投資法人資産を含めた相互及び循環保有ということと考えます。	(1)投資信託財産及び投資法人資産間での相互及び循環保有
投資信託等の運用に関する規則	第12条第4項	・字句の修正	たとえば、次のように改める。 4 委託会社は、投資信託証券の組入れに当たり、次の指図を行なってはならない。 (1) 投資信託間の相互及び循環保有 (2) ファンド・オブ・ファンズ(当該ファンド・オブ・ファンズが親投資信託並びに政令及び投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令第480号。以下「政令」という。)第12条第1号及び第2号に規定する投資信託(外国投資信託のうちこれに類するものを含む。以下「上場投資信託」という。)の場合を除く。)への投資
投資信託等の運用に関する規則	第12条第4項第2号、細則第8条第1項第2号	本規則に規定される「ファンド・オブ・ファンズ」は、同規則第2条第3項に定義されるものとして、本邦投資信託について規定しており、一般に類似の定義がない外国投資信託や外国投資証券について、「ファンド・オブ・ファンズ」と区分すべきか否かが不明確な内容となっている。／規則の明確化。	外国投資信託や外国投資証券について、同規則第2条第3項に準じて、「ファンド・オブ・ファンズ」とは、外国投資信託の受益証券並びに外国投資法人の投資証券への投資を目的とする外国投資信託の受益証券または外国投資法人の投資証券をいう。」旨、規定してはどうか。即ち、疑義を避けるため付言すれば、そのような目的を有さず、投資判断の一環として他ファンドの組み入れを行うことのできる外国投資信託や外国投資証券は、「ファンド・オブ・ファンズ」として区分しないことを明記する。
投資信託等の運用に関する規則	第12条第4項第2号	この禁止規定の必要性が不明。複雑な構造の投資信託を防ぐのが目的だとしたら、他にも複雑な構造をもたらす要素はある。これだけを形式的に一律に禁止するのは、商品設計の自由度を阻害する。「顧客本位の業務運営」が推奨される状況下、各委託会社が自ら考え顧客の属性・ニーズに応じた商品を開発すればよく、形式的な構造上の制限は不要である。見直しにより商品設計の自由度が増す。	当該規定を削除する。
投資信託等の運用に関する規則 投資信託等の運用に関する規則に関する細則	第12条第4項第2号、第21条第2号、第22条第1項第6号、第24条、細則第8条第2号	ストラクチャー規制の一部緩和 いわゆる FoFoFs は公募投信・私募投信の双方で禁止されているが、フィーの二重取りを回避し、透明性あるディスクロージャーを担保できる場合まで一律禁止とする合理性は乏しいと考えられる。少なくとも、私募投信まで一律禁止する必要性はないのではないかと。	
投資信託等の運用に関する規則	第12条第5項	・字句の修正	たとえば、次のように改める。 5 委託会社は、当該委託会社が自ら運用の指図を行う投資信託証券を組入れる場合は、利益相反に十分留意しなければならない。
投資信託等の運用に関する規則	第12条第5項	運用の指図を行うのは、投資信託の信託財産であり、投資法人の資産に関しては運用の指図でなく運用であると考えます。投資信託証券は、信託財産及び投資法人の資産にかかります。	「委託会社は、自らが運用等に係る投資信託証券を組入れる場合は」としてはと考えます。 *この場合は、第2条の2第1項中「(以下「運用等」という。以下この条及び次条において同じ。)」を「(以下「運用等」という。以下同じ。)」に変更する必要があると考えます。
投資信託等の運用に関する規則	第12条第5項、第22条第5項	利益相反に関する規定の充実化 顧客本位の業務運営が重視される中、自己設定投信を組み入れる際の規定内容が「利益相反に十分留意」だけでは不十分であると考えられる。 例えば、日本投資顧問業協会においては、一任口座に自己設定投信を組み入れる際の留意事項として詳細な規定が定められている。 協会としての考え方やベストプラクティスを示すなどしていただきたい。	

見直しが必要と考えている規則の名称	該当条項	規則の見直しを必要と考えている理由/見直しにより期待される効果	具体的な規則の見直し案等
投資信託等の運用に関する規則	第 12 条の 2	<p>▶親投資信託に係るものは投資信託証券でなく受益証券であると考えます。</p> <p>▶親投資信託の受益証券の組入れに当たっての確認ですが</p> <p>* 第 12 条第 2 項の「なお書き」が適用されないことから、</p> <p>①親投資信託の受益証券を 5%の範囲内で運用している場合は、第 17 条の 2 の適用があることであるが、これは当然のことながら第 17 条の 2 は無関係と考えられよう。</p> <p>②反面、なお書は、5%超で投資信託証券を組入れている場合は第 17 条の 2 が適用となることを示しているが、これに第 12 条の 2 の適用によって、<u>5%超親投資信託受益証券</u>(ファンド・オブ・ファンズである親投資信託受益証券を除く。)を組入れる場合は第 17 条の 2 の適用はないということとなる。即ち、ファミリーファンド方式で運用の親投資信託の受益証券の組入れにあつては、17 条の 2 の規定はないということになる。しかし、元来親投資信託の運用内容はベビーファンドの分身としてすべて反映されていることから、17 条の 2 の規定が結果的に適用されたと同じ結果となると解釈してよいか。ただし、投資対象となっている親投資信託受益証券に係る信託財産においては、当然ながら第 17 条の 2 が適用されます。</p> <p>さもないと、FOFsのファミリーファンド方式のマザーファンド(親投資信託の受益証券)の組入れにあつて、株式等の組入れにおいてのみ第 17 条の 2 の規定の適用があるのであれば、親投資信託財産の外貨建資産、デリバティブ取引等のベビーへの帰属又は信託報酬、配当等の取扱いについては、どの規定が適用されると考えるべきでしょうか。また、ベビーにおいて、マザー受益証券60%、コール40%で運用し、マザーが有価証券70%組入れの場合は、証券投資信託の要件を満たしているといえるのでしょうか。</p>	「親投資信託の投資信託証券」を「親投資信託の受益証券」に、「当該親投資信託証券」を「当該親投資信託の受益証券」に変更
投資信託等の運用に関する規則	第 13 条	<p>流動性、時価の取得は証券化関連商品に限らず必要であり、また証券化関連商品が当時よりも一般化しており必要性を感じない。</p> <p>本条文の主旨は、時価を、委託会社が計算する場合には取得不可で、第三者から取得あるいは直接観測可能な時価が存在しないと購入できないという意味でしょうか？</p> <p>仮に、そういった意味ではなく、一般的に時価が算定できるものであれば購入してよいのであれば、評価規則上も購入出来る筈であるため、削除頂きたい。</p>	削除頂きたい。
投資信託等の運用に関する規則	第 14 条	中期国債ファンドは存在していない。	第 14 条を削除
投資信託等の運用に関する規則	第 14 条、第 18 条	中期国債ファンドは償還済みのため削除してほしい。	第 14 条 削除 第 18 条 第 2 項 「中期国債ファンド」の記載を削除

見直しが必要と考えている規則の名称	該当条項	規則の見直しを必要と考えている理由/見直しにより期待される効果	具体的な規則の見直し案等
投資信託等の運用に関する規則	第 14 条	<p>まずは、公社債投信の投資対象を確認したい。</p> <p>施行規則 13 条で特定された有価証券に投資する証券投資信託と規定されており、その他の対象として、別に協会規則で対象範囲が定められているMMF等とは異なり、中国ファンドは、主とした投資対象以外の対象については、当条のみに制約されることとなると考えますが、如何でしょうか。特段の付帯条件もなく指定金銭信託受益証券が対象とされたことは、当該指定金銭信託の運用対象として株式が可能であることから、公社債投信は間接的には主として株式に投資することも可能と考えられます。可能でしょうか。平成 19 年の施行規則の改正でパブコメの追加要請で、それまで「指定金銭信託」が投資対象とされていたことから、単に「指定金銭信託の受益証券」が追加されたかと考えております。</p> <p>* 当条は平成 19 年の証取法の改正に伴い、同法 2 条 2 項各号規定の改正により対象が広くなり、かつ流通性のないものが対象となったことを考慮すれば、当 14 条は当該法改正に伴う対象の追加の他に変更の必要があったのではないかと考えます。特定資産としては、再生可能エネルギー発電設備、公共施設等運営権も追加されています。</p> <p>* (3)、(4)が金商法第 2 条第 2 項第 5 号に規定するものであれば、金商法の同第 5 号に規定する集団投資スキームの持分は、(3)、(4)限定されておりません。その他の追加が必要と考えます。また、(5)に定める匿名組合出資持分は、(3)と同じものなのか異なるものなのかが、不明確です。異なるものであれば、説明が必要と考えます。</p> <p>* (5)に関して、金銭信託の受益権であって、有価証券でないものが存在するのでしょうか。当号は平成 19 年の証取法の変更時に変更されておりません。</p>	MMF に準じてはどうでしょうか。組入れ可能のものを定めそれ以外は投資できないこととしてはどうでしょうか。さもないと、当条で規定されていないものは何でも組入れ可能となり、不確実性が高まるのではないのでしょうか。
投資信託等の運用に関する規則	第 15 条	同条は、同条に列挙された資産・取引を行う場合の注意事項であると理解してよいか。あるいは、行うことができる取引を限定列挙していて、新しい種類の取引は、同上に追加しないと取引できないという理解か。	
投資信託等の運用に関する規則	第 15 条第 1 項	<p>・字句の修正</p> <p>・号の細分としてイ、ロ、…を用いている箇所と①、②を用いている箇所(第 10 号)があり、記法に一貫性がない。</p>	<p>たとえば、次のように改める。</p> <p>(その他指図を行うことができる取引)</p> <p>第 15 条 委託会社は、投資信託財産の運用の指図を行うに当たり、次の各号に掲げる取引等について当該各号で定めるところにより指図することができるものとする。</p> <p>(各号列記部分略)</p>
投資信託等の運用に関する規則	第 15 条第 1 号	信用取引の買い付けを認めても良いのではないかと →同号が信用取引の買いを排除する主旨でないことを確認したい。	
投資信託等の運用に関する規則	第 15 条第 5 号	「リバースレポ取引を含む」は前号(4 号)との関係を明確にして頂きたい。	
投資信託等の運用に関する規則	第 15 条第 1 項第 7 号	CD のみでは、国内ものか海外ものか不明確であり、第 17 条の 2 第 2 項第 4 号では「海外 CD」が使用され、当条以前において定義付けがなされておらず、定義付けが必要と考えます。	「CD」を「国内の譲渡預金証書(以下「国内CD」という。)」に、「CP」を「コマーシャル・ペーパー(以下「CP」という。)」に変更
投資信託等の運用に関する規則	第 15 条第 1 項第 9 号、細則第 4 条	<p>令和 3 年より、上場投資信託の現物設定・現物交換および金銭設定・金銭償還取引が日本証券クリアリング機構の行う債務引受制度の対象となる。投資信託財産が当該投資信託財産の現物交換取引の証券決済に応ずるにあたって、上場投資信託構成銘柄の残高の一時的な不足が生じ有価証券の一部の引き渡しを翌日以降に繰延べる場合であっても、当該繰延べにかかる有価証券の総額については JSCC に当日支払う必要がある。</p> <p>この繰延べに係る JSCC への支払いについて、資金借入れを行うニーズがあるが、規則において限定列挙されている借入れ目的には含まれていないため、追加することを検討いただきたい。</p>	<p>左記の決済繰延べに係る JSCC への支払いについて、例えば、解約代金支払い目的での資金借入れにかかる規程を準用するように変更するなどの条文変更をお願いしたい。この場合の借入れの期間および限度額は、当該信託財産の証券残高が回復するまでの期間、必要な金額の範囲とする。</p> <p>なお、当該資金借入れにかかる費用は、受益者・投資信託財産に帰責できる費用(金利)であると考えられるがいかがか。</p>

見直しが必要と考えている規則の名称	該当条項	規則の見直しを必要と考えている理由/見直しにより期待される効果	具体的な規則の見直し案等
投資信託等の運用に関する規則	第 15 条第 1 項第 9 号、細則第 4 条	事故処理に伴う資金手当てとしての借入についてですが、机上の空論の状態、せっかくの条文が活用できない。各貸出行の出方をみて、契約書雛形等確認した上で、社内で約款変更の有無や規定の変更を検討しようと思っておりましたが、2018 年 6 月くらいに、貸出行に問い合わせして以降、実現可能か対応中、ということでそれ以降返事がない状況です。	改正規則(事故の場合の借り入れ)に応じた借入が起こせるように、改めて信託協会と、受託信託各銀行において前向きにご検討いただけるよう協議願います。 またさらに、資金ショート時に機動的に、ファンドに資金を注入する必要に迫られた場合に、例えば委託会社が自己資金を一時的に用いることが許容されるよう、当局と協議していただけないでしょうか。
投資信託等の運用に関する規則	第 15 条第 1 項第 9 号	分配金の支払い実務に際しては、保有有価証券の売却代金、解約代金、償還金を充てるケースも想定されるため、同規則に関する細則第 4 条第 1 項第 1 号に定めるのと同様の期間の範囲内で、借り入れることができることが適切。／より有利な条件での売却等を通じて、受益者の利益に資する。	資金の借入れの対象とする目的に、分配金再投資型投資信託以外の分配金支払いも含めて頂きたい。
投資信託等の運用に関する規則	第 15 条第 1 項第 9 号	事故処理に伴う資金手当てにかかる当該借入れの事例として、現在、細則 4 条 3 号以下に 3 ケース記載があるが、その他にも投資者本位に資すると考えられるやむを得ない事故処理については、本条で実行可能であることを確認したい。 例えば、販売会社等の過失により、設定にかかる連絡代金の誤りがあった場合、購入資金分がショートすることとなるケースもある。この場合、過剰分を売り現金化するまでの間の資金手当てが必要となり、そういった場合も、3 号柱書のやむを得ない事故処理に係るものに該当すると考える。	
投資信託等の運用に関する規則	第 15 条第 1 項第 9 号、第 21 条第 3 号	運用規制の一部緩和 運用目的での資金の借入れは公募投信・私募投信の双方で禁止されているが、デリバティブ取引を用いることによりレバレッジをかけることは可能であり、運用目的での資金の借入のみを禁止する合理性は乏しい。	
投資信託等の運用に関する規則	第 15 条第 1 項第 10 号②	「実質純資産」の定義を明確にして頂きたい。	
投資信託等の運用に関する規則	第 15 条第 1 項第 10 号②	「実質純資産総額」とは、何を意味するのでしょうか。売りと買いの差額として約款には規定されています。	「投資信託財産の実質純資産総額の範囲内」を「邦貨換算した為替の売り予約の合計額と買い予約額の合計額との差額が投資信託財産の純資産総額の範囲内」に変更
投資信託等の運用に関する規則	第 15 条第 1 項第 10 号②	近年、株価指数先物取引や債券先物取引等を主要投資対象とするファンドが増えており、これら先物取引は純資産総額を超える建金額を保有することができ、リターン大きな源泉となっている。一方、為替変動を捉える代表的な金融商品としての為替予約取引については当該条項の制約があり、純資産総額以内しか投資できない。このため、為替予約取引を収益の源泉とするファンドには制約がかかる状況となっている。FX 取引など、外国為替取引は個人投資家においても一般的になりつつあり、当該条項の廃止により多様な収益源を持つファンドの組成が期待できると考える。	廃止
投資信託等の運用に関する規則	第 15 条第 2 項	・条文に「なお、…」は用いない。 ・字句の修正	たとえば、次のように改める。 2 委託会社は、前項第 3 号に規定する有価証券の貸付掲げる取引を行うに当たり、貸付の方針、貸付期間、貸付限度及び貸付先の信用度に関する事項その他の事項並びに <b>投信法第 10 条に規定する権利を有する有価証券の貸付を行う場合における貸付のリスクとリターン及び議決権の指図行使との関係に十分考慮した規定</b> を定めた社内規定を整備し、当該社内規定に基づき適切に執行するものとする。 <b>なお、当該社内規定には、投信法第 10 条に規定する権利を有する有価証券の貸付を行う場合における貸付のリスクとリターン及び議決権の指図行使との関係に十分考慮した規定を定めるものとする。</b>
投資信託等の運用に関する規則	第 16 条	・字句の修正 ・各号の列記が名詞・体言止めになっていないので、規定の体裁を見直すべき。	たとえば、次のように改める。 第 16 条 <b>投資信託</b> 約款により外国為替の予約取引がヘッジ目的に限定されている投資信託にお

見直しが必要と考えている規則の名称	該当条項	規則の見直しを必要と考えている理由/見直しにより期待される効果	具体的な規則の見直し案等
			<p>ける当該外国為替の予約取引は、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1) 買予約は、外貨建資産の取得代金その他の細則で定める金銭等を対象とし、細則で定める限度額の範囲内で行うものとする</p> <p>(以下の各号列記部分略)</p>
投資信託等の運用に関する規則	第 16 条第 1 項第 2 号	協会規則ではオーバーヘッジを禁止しているが、より正確なヘッジを行う、すなわちヘッジ比率をできるだけ 100%に近い水準で維持するという観点で当規則が障害となっているように思われる。海外の規制、例えば UCITS に係る EU 指令に基づきアイルランド中銀が定めた規則では、ヘッジ比率の許容範囲を 95%から 105%と定めてられており、こちらのほうが望ましい形ではないか。	売予約は、保有外貨建資産その他の細則で定める金銭等を対象とし、売予約金額を細則で定める限度額で除した値が、95%から 105%の範囲内から乖離しないものとする。
投資信託等の運用に関する規則	第 16 条第 1 項第 4 号	「買予約及び売予約の予約期日は、当該投資信託の信託期間を超えないものとする」とあるが、反対売買の受渡日を信託期間内に変更すればファンド運営上問題ないと思われるため、その旨明記してほしい。	買予約及び売予約の予約期日は、原則として当該投資信託の信託期間を超えないものとする。 ただし、その後反対売買による決済を行い、決済日が信託期間を超えなかった場合はこの限りではない。
投資信託等の運用に関する規則	第 16 条第 5 項	買予約取引、売予約取引が細則で定める限度額の範囲内とされるが、当該限度額を超えた場合は、その発生の日から 1 カ月以内に所定の限度額の範囲内となるように調整するものとなっている。これは、当該限度額を超えた場合の限度額の範囲内とする調整は、最長で 1 カ月の猶予期間が容認されているものと思料する。わずかでもオーバーヘッジとなる状態は 1 カ月限度で修正要であると、保守的に 1 カ月ロールの為替フォワードを利用するか、それよりも長い為替フォワードの場合、頻繁に反対売買をすることになり、取引コストを勘案すると、投資家の利益になるか疑問である。また、オーバーヘッジを回避するために 95%のヘッジに留まることと 100.1%の状態を比較すると、どちらが本来望ましいのかも疑問である。	<p>①「委託者が定める合理的な範囲内に調整するものとする」</p> <p>または</p> <p>②「委託者が定める合理的な期間内に調整するものとする」</p> <p>と改めて頂きたい。</p>
投資信託等の運用に関する規則	第 16 条第 5 項	為替ヘッジについては、商品性を損なわない範囲・顧客への開示との関係で問題がなければ、ヘッジ比率が 100%に近い水準で、商品性上、またヘッジという性質上合理的範囲であれば、100%超であっても問題ないか。	細則の条文の改正をお願いいたします。
投資信託等の運用に関する規則	第 17 条	<p>ファンド・オブ・ファンズについては、次条の信用リスク回避規定と同様に投資先の投資信託証券に係るデリバティブ取引を含めた取り扱い規定を定める必要はないでしょうか。その取扱いは、一般ファンドと同じということはありませんでしょうか。デリバティブ取引はレバレッジ効果があり、例えば、デリバティブ取引の想定元本又は建玉を純資産総額相当額とし、残余資金で、信託財産でデリバティブ取引を行っている投資信託証券に投資すると、FOFsにおける実質のデリバティブ取引額は純資産総額を上回ることとなり得るのではないのでしょうか。</p> <p>* ファミリーファンド方式のベビーファンドにあっては、マザーファンドにおけるデリバティブ取引等をベビーファンドにマザーファンドの組入比率に応じて帰属させるものと考えています。</p>	
投資信託等の運用に関する規則	第 17 条第 1 項	<p>・字句の修正</p> <p>・「デリバティブ取引」の定義は、第 2 条による。</p>	<p>たとえば、次のように改める。</p> <p>(デリバティブ取引等に係る投資制限)</p> <p>第 17 条 投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、又は金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引等(デリバティブ取引とは金商法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、並びに新株予約権証券、新投資口予約権証券又は、オプションを表示する証券若しくは又は証書に係る取引、選択権付債券売買及び商品投資等取引(政令第 3 条第 10 号に規定するもの掲げる資産をいう。)を含む。以下「デリバティブ取引等」という次条、第 18 条及び第 28 条において同じ。)を行い、又は継続することを内容とした運用を行ってはならない。</p>

見直しが必要と考えている規則の名称	該当条項	規則の見直しを必要と考えている理由/見直しにより期待される効果	具体的な規則の見直し案等
投資信託等の運用に関する規則	第 17 条第 1 項	<p>「新株予約権等を含む」ということであるが、何に新株予約権証券等が含まれるのか不明瞭と考えます。デリバティブ取引等からは、デリバティブ取引とその他の資産を合わせて、「デリバティブ取引等」ということではないかと考えます。</p> <p>* 原文を生かすためには、「デリバティブ取引(デリバティブ取引とは金商法第2条第 20 項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証券に係る取引、選択権付債券売買及び商品投資等取引(政令第3条第 10 号に規定するものをいう。)を含む。以下「デリバティブ取引等」という。)」としてはと考えます。金商業等府令 130 条 1 項 8 号参照。また、証券投資信託に関する規定であり、委託者は、運用を行うでなく、運用の指図を行うものである。</p>	<p>金商取引業省令第 130 条第 1 項 8 号に準じるか、「デリバティブ取引等(金商法第2条第 20 項に規定するデリバティブ取引並びに新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証券に係る取引、選択権付債券売買及び商品投資等取引(政令第3条第 10 号に規定するものをいう。)をいう。以下同じ。)」としてはと考えます。</p> <p>また、「運用を行ってはならない。」を「運用の指図を行ってはならない。」に変更</p>
投資信託等の運用に関する規則	第 17 条の 2	<p>第5項に係る管理方法について、当該ファンド・オブ・ファンズが UCITS に準拠していればそのことをもって管理されているとみなすことができることを確認したい。</p>	
投資信託等の運用に関する規則	第 17 条の 2 第 1 項	<p>・字句の修正          ・各号の列記が名詞・体言止めになっていないので、規定の体裁を見直すべき。</p>	<p>たとえば、次のように改める。</p> <p>第 17 条の 2 金商業等府令第 130 条第 1 項第 8 号の 2 に定める信用リスクを適正に管理する方法としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法は、一の者に係るエクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率が次に掲げる<b>エクスポージャーの区分ごとにそれぞれ 10%パーセント</b>、合計で <b>20%パーセント</b> を超えることのないように運用すること、及び価格、金利、通貨<b>若しくは又は</b>投資信託財産の純資産総額の変動等により当該比率が<b>この項に規定する値</b>を超えることとなった場合において、<b>超えることとなった当該場合が生じた日から1ヵ月以内に当該比率をこの項に規定する値以内となるようエクスポージャーの調整を行い、通常に対応で</b>よっては1ヵ月以内に<b>このような調整を行うことが困難な場合には、その事跡を明確にした上で、できる限り速やかに当該比率以内にこのような調整を行う方法とする。</b>ただし、証券投資信託の設定の<b>当初において、その解約及び若しくは償還への対応並びに</b>を行い、<b>又は</b>投資環境等の運用上やむを得ない事情があるときは、この限りでない。</p> <p>(各号列記略)</p>
投資信託等の運用に関する規則	第 17 条の 2 第 1 項第 1 号	<p>投資対象である親投資信託(受益証券)は当条の適用を受けることから、投資信託証券とみなす必要はないのと考えてよいでしょうか、又、投資対象としての親投資信託の受益証券は第 12 条第 2 項なお書き及び第 12 条の 2 の規定から、第 17 条の 2 は不適用であると理解することができます。</p>	<p>「投資信託証券の保有」を「投資信託証券(親投資信託の受益証券を除く。)の保有」としてはと考えます。</p>
投資信託等の運用に関する規則	第 17 条の 2 第 2 項	<p>・字句の修正</p>	<p>たとえば、次のように改める。</p> <p>2 前項第 1 号及び第 2 号に掲げるエクスポージャーは、当該有価証券、金銭債権及び匿名組合出資持分(以下<b>本この条</b>において「有価証券等」という。)を発行若しくは組成した者又は債権の相手方(以下<b>本この条</b>において「発行者等」という。)に対するものとし、<b>投資信託財産で保有する有価証券等の</b>評価額又は債権額(担保付の取引の場合には当該担保の評価額、当該発行者等に対する債務がある場合には当該債務額を差し引くことができるものとする。以下<b>本この条</b>において同じ。)をもってエクスポージャーとする。ただし、次に掲げる有価証券等のエクスポージャーについては、それぞれ次に定めるところによるものとする。</p> <p>(各号列記略)</p>

見直しが必要と考えている規則の名称	該当条項	規則の見直しを必要と考えている理由/見直しにより期待される効果	具体的な規則の見直し案等
投資信託等の運用に関する規則	第17条の2第2項第1号	UCITSにおいても Fannie/Freddie (government sponsored entities)は Gennie (government owned entity)と同等の信用力を有しているということから、集中投資規制から除外されている。本条項においても、Fannie/Freddi は除外されるよう条件を緩和していただきたい。	実質的に政府保証が行われていると委託会社は判断できる発行体についても、ウエイトをゼロとできるように、委員会決議を改訂する。
投資信託等の運用に関する規則	第17条の2第2項第1号	米国政府支援機関(フレディマック、ファニーメイ)についての取り扱いが曖昧で、各委託会社の判断に委ねられている。実際に、各委託会社で判断が割れているように見受けられ、個人投資家の混乱の要因となるのではないかと懸念している。協会として統一見解を出し、当該条項において明確に定めるべきと考える。これら GSE が発行する証券は、米国国債と同様に取引が行われている運用実態に鑑みると、政府機関の発行又は保証する債券と同様に扱い、信用リスクエクスポージャーをゼロとするのが妥当ではないかと考える。	米国政府支援機関の発行又は保証する債券は、政府機関の発行又は保証する債券と同様に扱い、信用リスクエクスポージャーをゼロとする。
投資信託等の運用に関する委員会決議	第17条の2関係	自主規制委員会で定める国は、金融庁告示第59号「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算定の基準等を定める件」(平成19年8月18日)を参照しているようだが、信用力の高い国の定期的に見直すべきであると考えます。	
投資信託等の運用に関する規則、投資信託等の運用に関する委員会決議	第17条の2第2項第1号、委員会決議第2項	自主規制委員会で定める国のほかに、より国際的に周知されている基準を有する国もゼロエクスポージャーとしていただきたい。 ・一定基準以上の格付け(例えば、S&P のBBB-格以上かつムーディーズのBaa3 格以上) ・OECDカントリースコアがゼロあるいはレビュー不要(EU地域またはOECD加盟のハイインカム国など) 当該箇所に関しては、運用権限を外部の運用会社に委託しているファンド等で、日本独自の基準である自主規制委員会で定める国を運用会社に理解・遵守させることは極めて煩雑かつ困難であり、加えて自主規制委員会で定める国が変更された場合に、都度運用会社への周知徹底および契約書変更手続き等が発生することが想定されるため。	以下の国の中央政府、中央銀行、若しくは地方政府又はこれらが設立した政府機関の発行又は保証する債権については零とする。 ・自主規制委員会の委員会決議で定める国 ・S&P のBBB-格以上かつムーディーズのBaa3 格以上を有する国 ・OECDカントリースコアがゼロあるいはレビュー不要に分類されている国(EU地域またはOECD加盟のハイインカム国など)
投資信託等の運用に関する規則	第17条の2第1項第2号	匿名組合出資持分は、金商法第2条第2項第5号に記載された持分のうちの一つであるとする、何故他のもの(任意組合、投資事業有限責任組合出資持分等)は対象外となるのでしょうか。又は、投信法施行令第3条第8号の匿名組合出資持分なのでしょうか。何れにせよ、識別の説明が必要ではないかと考えます。なお、第14条との関連で。同条第2項にも関連あり。	「及び金商法第2条第2項第5号に定める匿名組合出資持分等の集団投資スキーム持分の保有」とする。又は、「及び投信法施行令第3条第8号の匿名組合出資持分の保有」とする。
投資信託等の運用に関する規則	第17条の2第2項第2号	平成26年に新たに制定された「信用リスク集中回避のための投資制限の規定」について、新ファンド設定時における対応作業および設定後の管理業務が、他のファンド設定・管理と比較して非常に煩雑であり、業務の負担となっているため。 当該箇所に関しては、例えば UCITS に係る EU 指令に基づきアイルランド中銀が定めた規則では、米連邦住宅抵当公庫および米連邦住宅金融抵当公庫についても、他の政府機関等と同様に10%超のエクスポージャーが許容されている。当社では、ファンド・オブ・ファンズの投資先外国籍投信について、UCITS に係る EU 指令に準拠した当該国の法令に基づく管理を行っている場合でも、米連邦住宅抵当公庫および米連邦住宅金融抵当公庫のエクスポージャーを毎月確認するという管理を実施しており、業務の負担となっている。	<b>赤字の追記</b> 現地通貨建ての中央政府、中央銀行、若しくは地方政府又はこれらが設立した政府機関(含む米連邦住宅抵当公庫および米連邦住宅金融抵当公庫)の発行又は保証する債権については零とする。ただし、前号に該当するものを除く。
投資信託等の運用に関する規則	第17条の2第2項第4号	「海外CD」の説明が必要と考えます。	「海外CD」を「外国法人の発行する譲渡性預金証書(以下「海外CD」という。)」とする。
投資信託等の運用に関する規則	第17条の2第3項	・字句の修正 ・第1項各号に掲げられているものは、エクスポージャーである。	たとえば、次のように改める。 3 第1項第3号に掲げる取引エクスポージャーのうち為替予約取引(店頭デリバティブ取引に該当するものを除く。以下本この条において同じ。)のエクスポージャーは、取引の相手方に対するものとし、次の各号に掲げるエクスポージャーの算定の基準となる日から予約期日までの期間の

見直しが必要と考えている規則 の名称	該当条項	規則の見直しを必要と考えている理由/見直しにより期待される効果	具体的な規則の見直し案等
			<p>区分に応じ、それぞれ次当該各号に定めるところによるものとする。 (各号列記略)</p>
投資信託等の運用に関する規則	第 17 条の2第4項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・字句の修正</li> <li>・「有価証券の発行者等」「有価証券等の発行者等」「発行者等(第2項の規定語)」</li> <li>・各号の列記が名詞・体言止めになっていないので、規定の体裁を見直すべき。</li> </ul>	<p>たとえば、次のように改める。</p> <p>4 第1項第3号に掲げる取引エクスポージャーのうち第 15 条各号に定める掲げる取引(為替予約取引を除く。以下本この項において同じ。)及びデリバティブ取引のエクスポージャーは、有価証券の発行者等及び又は取引の相手方に対するものとし、それぞれ次に定めるものによるものとする。 (各号列記略)</p>
投資信託等の運用に関する規則	第 17 条の2第5項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・字句の修正</li> <li>・必要性に乏しい用語定義が必要以上の詳しさと規定される箇所がある一方、無定義のまま使用すべきでない用語(たとえば「組入投資信託証券」「証券化商品」「固有資産」「倒産等」)、がみられ、用語定義規定のバランス感が良くないように思われる。一般用語でないものは、根拠となる定義を示しつつ意味を限定してもらいたい。</li> <li>・後段中の接続詞「又は」の使用を規定の趣旨に従って修正すべき。</li> </ul>	<p>たとえば、次のように改める。</p> <p>5 第2項の規定にかかわらず、組入投資信託証券又は証券化商品(その裏付資産が発行体等の固有資産から厳格に分離され、発行体等における倒産等の状態からの隔離が確保されているものに限る。)におけるエクスポージャーがルックスルーできる(当該組入投資信託証券又は証券化商品におけるエクスポージャー又はその上限を把握できることをいう。)場合においては、当該エクスポージャー又はその上限のうち投資信託財産に属する額をエクスポージャーとすることができるものとする。この場合において、前3項の規定は当該組入投資信託証券又は証券化商品におけるエクスポージャー又はその上限を計算又は把握する場合にこれを準用する。</p>
投資信託等の運用に関する規則	第 17 条の2第5項	<p>エクスポージャーがルックスルーできる場合の組入れ資産については、規定上「組入投資信託商品」と「証券化商品」に限定されているが、実際には多様な金融商品が存在するので(集団投資スキーム、証券化商品とは言えない仕組債等)、倒産隔離等の証券化商品に関する現状の要件を付したうえで、より一般化した規定とすべきである。</p>	
投資信託等の運用に関する規則	第 17 条の2第5項	<p>◆親投資信託の受益証券は、投資信託証券として扱われるのでしょうか。第 12 条第 2 項なお書きを裏読みと第 12 条の 2 の規定から、親投資信託受益証券は第 17 条の 2 の規定が適用されないと読み解くことができるか。なお、親投資信託においては、当条が適用されるため、親受益証券を投資信託証券とみなしての適用は不要ではないかと考えます。</p> <p>◆組入可能額の上限が把握できない投資信託証券(ルックスルー出来ないものをいう。)を組入れの場合は、FOFsが組入れている当該投資信託証券の純資産総額の 100%が同一の株式等に投資されているとみなして、ルックスルーのできる投資信託証券から算出されるFOFsの当該株式等の組入額に加算して、FOFsとしての一の株式等のみなし組入額を算出するものと理解してよいか。さもなければ、組入れ上限の把握ができない一の投資信託証券のFOFsへの組入れ上限は、必然的に 10%の額まで可能とされるのでしょうか(第 1 項柱書の規定に基づく)。</p> <p>▶後者の必然的に 10%の組入れが可能であるとするならば、例えば、FOFsがその他のルックスルー出来る投資信託証券でのみなしで当該一の株式を純資産総額の 9%を組入れている状況下で、例えばFOFsの組入れ余力が 5%あるところで、当該ルックスルーの出来ない投資信託証券を 3%超組入れると、FOFsの当該株式のみなし組入比率は 12%となり 10%を超過することとなりますが、これを可能であると理解してよいか。又、ルックスルー出来る投資信託証券合計でのみなし組入比率(9%)と組入れ上限の10%との差の比率の組入れとすべきなのか。即ち、10%-9%=1%がルックスルー出来ない投資信託証券の組入比率上限であるとする考え方である。前者であるとの見解も聞かれています。</p> <p>●現在においては、マザーファンドの運用状況は全てベビーファンドに帰属させております。ファミリーファンド方式はそういうものと理解しています。親投資信託の受益証券を、当条規定の投資信</p>	<p>◆第 17 条の 2 第 1 項第 1 号を「株式及び投資信託証券の保有・・・株式等エクスポージャー」を「株式及び投資信託証券(ファンド・オブ・ファンズでない親投資信託の受益証券を除く。)の保有・・・株式等エクスポージャー」とする。</p> <p>◆次のなお書きを第 5 項の最後に追記する。</p> <p>「なお、ルックスルーできる投資信託証券又は証券化商品とルックスルーできない投資信託証券又は証券化商品を組入れの場合においては、ルックスルーできない投資信託証券又は証券化商品の各区分ごとのエクスポージャーは、信託財産に属する投資信託証券又は証券化商品の時価総額とする。」</p> <p>→即ち、FOFsの信託財産に属する一のファンド(投資信託証券又は証券化商品)の時価総額を当該ファンドに係る第 1 項の各区分ごとのエクスポージャーとみなすこととなる、とする考え方である。</p>

見直しが必要と考えている規則の名称	該当条項	規則の見直しを必要と考えている理由/見直しにより期待される効果	具体的な規則の見直し案等
		<p>託証券とみなすのであれば、その他事項すべてにおいてマザーファンドの運用内容をベビーに帰属させる規定は見られません。前 17 条についても然りです。</p> <p>* 有価証券を70%組入れている親投資信託の受益証券70%、コール・ローン30%の資産構成とするベビーファンドは、証券投資信託の定義を定める投信法施行令第 6 条規定に適格又は不適格の何れなのでしょう。親投資信託の受益証券を投資信託証券とみなせば、適格となり、実質の有価証券組入比率では不適格であると考えられます。</p>	
投資信託等の運用に関する規則	第 17 条の3第1項第 2号	当条は第 2 編証券投資信託に係るものである。従って、投資法人に係る規約は、不要と考えます。	「投資信託約款又は規約において」を「投資信託約款において」に変更する。
投資信託等の運用に関する規則	第 17 条の3第1項第 4号	第 17 条の 2 では「純資産」でなく「純資産総額」となっています。	「投資信託財産の純資産に対する比率」を「投資信託財産の純資産総額に対する比率」に変更する。
投資信託等の運用に関する規則	第 17 条の3第1項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・字句の修正</li> <li>・常用漢字表中「拠」に「よる」の訓は示されていない。</li> <li>・第1項第1号中「第 25 条」の前に投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の法令番号「(平成 12 年総理府令第 129 号)」を加える一方、第 22 条第1項第2号イ及び同号ニ中の法令番号は削る。</li> </ul>	<p>たとえば、次のように改める。</p> <p>第 17 条の3 金商業等府令第 130 条第1項第8号の2に定める信用リスクを適正に管理する方法としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法の内うち、前条の規定に拠よらずに信用リスクを適正に管理する合理的な方法とすることが適当と考えられる方法は、次に掲げるいずれかの措置とする。</p> <p>(1) 当該ファンドを投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成 12 年総理府令第 129 号)第 25 条第2号に定める投資信託とすること又は「MMF等の運営に関する規則」の適用対象とすること</p> <p>(以下各号列記略)</p>
投資信託等の運用に関する規則	第 17 条の3第2項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・字句の修正</li> </ul>	<p>たとえば、次のように改める。</p> <p>2 前項第2号に定める投資信託の投資信託証券又はこれと同じ性質を有する証券化商品(連動対象指数の構成銘柄である商品を裏付資産とし、当該裏付資産が発行体等の固有資産から厳格に分離され、発行体等における倒産等の状態からの隔離が確保されているものに限る。)を組み入れた場合における第17条の2前条第5項の適用に当たっては、組み入れた投資信託が連動対象とする指数を構成する発行体等又は当該組み入れた証券化商品の発行体等のエクスポージャーを零とみなして第17条の2前条に定めるエクスポージャーを計算することができるものとする。</p>
投資信託等の運用に関する規則	第 17 条の3第2項	投資信託証券は投資信託の受益証券と投資法人の投資証券の総称として使われるものと考えます。	「投資信託の投資信託証券」を「投資信託の受益証券」に変更する。
投資信託等の運用に関する規則	第 18 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ヘッジ」「投資態度」の定義。</li> <li>・投資信託約款の記載事項は、投資信託等の運用に関する規則の内容としてふさわしい規定か？</li> <li>・「デリバティブ取引等」は、第 17 条中の定義に基づくこととなるが、この条で意図している取引の範囲となっているか？</li> </ul>	<p>たとえば、次のように改める。</p> <p>(デリバティブ取引等をヘッジ目的以外で利用する投資信託の約款表示)</p> <p>第 18 条 デリバティブ取引等をヘッジの目的以外で利用する投資信託は、その投資信託約款(投資信託約款の付表を含む。)中に投資態度を明確に記載するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、長期公社債投信、中期国債ファンド及び財形株投その他の細則で定める投資信託のデリバティブ取引等の利用は、ヘッジの目的に限るものとする。</p>
投資信託等の運用に関する規則	第 18 条第1項	<p>デリバティブ取引等をヘッジ目的で使用する場合もその目的及び範囲を約款(付表を含む。)に明記すべきと考えます。現行約款においては、ヘッジ目的である場合において目的の記載のないもの、範囲が不明確のものが見られています。また、次項にも関わるものでもあります。</p> <p>* 検査マニュアル及び平成 26 年の改正前のデリバティブ取引の投資制限に関するガイドラインにはヘッジ目的の利用範囲を明確にすべく定められています。</p>	「なお、デリバティブ取引等をヘッジ目的で使用する場合は、利用目的及び範囲を明確に記載するものとする。」を追記してはと考えます。

見直しが必要と考えている規則の名称	該当条項	規則の見直しを必要と考えている理由/見直しにより期待される効果	具体的な規則の見直し案等
投資信託等の運用に関する規則 投資信託等の運用に関する規則 に関する細則	第18条第2項、細則 第7条第2号、第4 号、第5号	中期国債ファンド、利金ファンド及びフリーファイナンシャルファンドは存在していない。	左記ファンド名を削除
投資信託等の運用に関する規則	第19条	・字句の修正 ・第2項中の「受益証券又は投資証券」とは、第2条第3項に規定する「投資信託証券」と範囲が異なるか？	たとえば、次のように改める。 (組入比率の制限を超えた場合の調整等) 第19条 委託会社は、投資信託財産において生じる次の各号に掲げる事象等が生じた場合には、 <b>この区分に応じ、当該各号に定める期間内に組入比率が所定の限度内となるようにその調整を行うものとする。</b> (1) <b>投資信託財産に組入れる株式の値上り又は投資信託の解約によって株式の組入が所定の限度を超える事態が発生しこととなった場合</b> 当該場合の発生の日を含め6営業日以内 (2) 外国証券の値上り等によってその組入が <b>所定の限度を超え、及び又は</b> 外国為替の予約の範囲を超える <b>事態が発生しこととなった場合</b> 当該場合の発生の日を含め1ヵ月以内 2 株式又は外貨建資産の組入れ可能な受益証券又は投資証券を組入れている投資信託については、当該受益証券又は投資証券における株式又は外貨建資産の組入額(当該投資信託の組入れに相当する額に限る。)を当該投資信託の株式又は外貨建資産の組入限度の計算に含めるものとする。
投資信託等の運用に関する規則	第19条	同上の定めは、約款に「株式組み入れ比率の上限なし」との条文を導入すれば、同上には拘束されなくなってしまうと認識している。改めて、本条の主旨を確認したい。	
投資信託等の運用に関する規則	第19条	買付等の投資行動によって違反(アクティブ・ブリーチの場合)した場合は、直ちに調整すべき旨を明確化。	「なお、売買行動により限度額を超過した場合には、遅滞なく調整を行うものとする。」と追記する。
投資信託等の運用に関する規則	第19条	為替の変動による場合も「値上がり等」に含まれるという理解で良いか確認したい。	
投資信託等の運用に関する規則	第19条第2項	右記の通り、明確化を図ってはどうか。	「株式又は外貨建資産の組入れ可能な受益証券」を「株式又は外貨建資産の組入れ可能な投資信託の発行する受益証券」と修正頂きたい。 また、「当該受益証券又は投資証券における株式又は」を、「当該投資信託における株式又は」と修正頂きたい。
投資信託等の運用に関する規則	第19条第2項	株式又は外貨建資産を組入れるのは、投資信託財産又は投資法人資産と考えます。	「株式又は外貨建資産の組入れ可能な受益証券又は投資証券を組入れている」を「株式又は外貨建資産の組入れ可能な投資信託の受益証券又は投資法人の投資証券を組入れている」に、「当該受益証券又は投資証券における」を「当該受益証券に係る投資信託財産又は投資証券に係る投資法人資産における」に変更
投資信託等の運用に関する規則	第19条第2項、第21 条第2号	規定の射程が不明確。見直しにより規定の射程の明確化が図れる。	現行規定は「受益証券又は投資証券」となっているが、外国投資信託の受益証券と外国投資法人も含まれるなら「投資信託証券」(第2条第3項)とする。また、「上場投資信託」は除外されることを明記する。
投資信託等の運用に関する規則	第20条	「MMF等の運用等に関する規則」について、後述の通りにMRFについての記載に改めるのであれば、当該項目の参照規則名を修正してほしい。	MMF等の運用等に関する規則 →MRF等の運用等に関する規則
投資信託等の運用に関する規則	第20条	・「証券総合口座」「MMF」が無定義 ・「MMF等の運用等に関する規則」は投信協会規則「MMF等の運営に関する規則」の誤記か。	たとえば、次のように改める。 (証券総合口座用ファンド等の特例) 第20条 証券総合口座用ファンド及びMMFに係る投資対象等については、MMF等の <b>運用等</b> に関する規則に定めるところによるものとし、第1章第3この節の規定は適用しない。
投資信託等の運用に関する規則	第21条	・金商法2条3項に規定するのは「有価証券の私募」であって、単独の「私募」ではない。 ・各号の列記が名詞・体言止めになっていないので体裁を見直すべき。	たとえば、次のように改める。 (私募の証券投資信託) 第21条 私募( <b>新たに発行される有価証券の取得の申込みの勧誘が</b> 金商法第2条第3項に規定

見直しが必要と考えている規則の名称	該当条項	規則の見直しを必要と考えている理由/見直しにより期待される効果	具体的な規則の見直し案等
			する有価証券の私募として行われることをいう。以下同じ。)の証券投資信託の投資信託財産(以下この条において「私募投資信託財産」という。)の運用の指図を行うに当たっては、次の各号に掲げるところにより行うものとする。 (各号列記略)
投資信託等の運用に関する規則	第 21 条、第 24 条他	特に私募投信、私募ファンド・オブ・ファンズについては読み替えが多くて分かりにくく、条文が増えたとしても、公募と私募、公募ファンド・オブ・ファンズと私募ファンド・オブ・ファンズの項目ごとに分かりやすくなるよう、規則を再構築していただきたいです。	
投資信託等の運用に関する規則	第 21 条第 1 号	柱書で、運用の指図を行うのは、「証券投資信託の投資信託財産(以下「私募投資信託財産」という。)」とされています。	「私募の証券投資信託の運用の指図」を「私募投資信託財産の運用の指図」に変更
投資信託等の運用に関する規則	第 21 条第 1 項第 2 号	商品設計における柔軟性を向上させることを目的とし、第 12 条第 2 項の準用を除外していただきたいです。	
投資信託等の運用に関する規則	第 21 条第 1 項第 2 号	ファンド・オブ・ファンズへの投資については主に、エンティティを複雑化・複層化させることで余計なコストを生じさせ受益者に不利益となる場合或いはコストが不明瞭となる場合を未然に防ぐためという趣旨から禁じられていると理解しているが、一方では、投資対象や運用手法という点で外国籍投信で運用を行う方が利便性が良いというケースもある(利点)。その点、同規則第 21 条第 1 項第 2 号の書きぶりでは、機関投資家を対象とした私募投信においてはむしろ形式的に当該規制が足かせとなる場合も有り、個人投資家よりも知識・経験のある投資家に対しては不要かと考える(事前の十分な説明と理解を得られることを前提とする)。当該規制見直しにより、投資家にとって資産運用の選択肢が広がり、ひいては投資家の利便性が向上すると言える。	(2)第 12 条(第 1 項第 5 号並びに第 4 項第 2 号を除く。以下この項において同じ。)の規定は、私募投資信託財産の投資信託の受益証券又は投資法人の投資証券の組入れについて準用する。 ※赤字部分を追記いただきたい。
投資信託等の運用に関する規則	第 21 条第 1 項第 2 号	私募投資信託の運用の自由度を上げるため、投資信託証券への投資制限(5%)(12 条 2 項)及びファンド・オブ・ファンズへの投資規制(12 条 4 項)の私募投信への適用を除外する。	私募投資信託への準用規定から、第 12 条第 2 項及び第 4 項第 2 号を除外いただきたい。
投資信託等の運用に関する規則	第 22 条	現状において、外国籍投信を主要投資対象にする場合、投資対象を複数にするため、主要外国籍投信に加え、キャッシュ運用の外国籍投信を組み入れている。キャッシュ運用の外国籍投信の組入比率は僅か数パーセントであり、管理費用などを勘案すると、受益者に実質的にメリットがあると思えない。	当該条項の廃止
投資信託等の運用に関する規則	第 22 条	FOFs については投資信託等の信託財産への組入割合については上限を設けることは不適切であるところ、公募の証券投資信託の投資制限である 5%の上限(第 12 条第 2 項)が適用されるようにも読めるため、第 22 条において例外規定を設けることが望ましい。	第 22 条に第 12 条第 2 項の規定を適用しない旨の条項を追加する。
投資信託等の運用に関する規則	第 22 条第 1 項	・冗長	たとえば、次のように改める。 (公募のファンド・オブ・ファンズの要件等) 第 22 条 公募( <del>私募以外のものをいう。以下同じ。</del> )のファンド・オブ・ファンズは、次に掲げる要件を満たすものに限るものとする。 (各号列記略)
投資信託等の運用に関する規則	第 22 条第 1 項第 3 号	ファンド・オブ・ファンズにおいて、投資信託証券への投資以外の投資及び取引を拡大することで、より柔軟な商品設計が可能となる。	外貨建資産のヘッジを行う場合以外にも、外国為替の予約取引を可能とする。
投資信託等の運用に関する規則 投資信託等の運用に関する規則 に関する細則	第 22 条第 1 項第 1 号、細則第 3 条第 2 号 ホ	ストラクチャー規制の一部緩和 公募の FofFs が組み入れる外国投資信託証券の要件の一つとして純資産総額の 10%を超えて借入れを行うものでないこととされているが、デリバティブ取引を用いたレバレッジについては制限なしとなっており、規制の目的と内容に一貫性がみられない。	
投資信託等の運用に関する規則	第 22 条第 1 項第 2 号 イ	運用規制の一部緩和 公募の FofFs について、短期国債への投資も認めていただきたい。	

見直しが必要と考えている規則の名称	該当条項	規則の見直しを必要と考えている理由/見直しにより期待される効果	具体的な規則の見直し案等
		<p>規則第 22 条第 1 項第 2 号イにおいて、短期社債は含まれているが、短期国債は含まれておらず、公募の FoFs から短期国債への直接投資はできないことになっている。</p> <p>同イはキャッシュ性商品のみに関し投資できる旨を定めているものであり、債券への直接投資を認める趣旨ではない。</p> <p>CP はもともと債券ではなく手形として流通していたものであるが、2002 年に電子化された際に、商法及び証券取引法上は「社債」、社振法上は「短期社債」と位置付けられた。CP がキャッシュ性商品として既に認められていたため、経済性において同一の電子 CP(短期社債)も追加で認められ、同イに「短期社債」が追加された。</p> <p>一方、国債は、短期国債も含め、電子化される前から債券として流通していたものであり、規則上は直接投資が認められていなかった。そのため、国債が電子化された際も、短期国債が追加で認められることはなかったという経緯と認識している。</p> <p>しかし、その結果としての現在の内容は、発行体が国か会社かの違いのみによって直接投資の可否が異なることになっており、合理性があるとは言い難い。</p>	
投資信託等の運用に関する規則	第 22 条第 1 項第 2 号イ	<p>* 指定金銭信託については、当該指定金銭信託以外はそれぞれが独立して投資対象資産となるものであり、()内のものをそれぞれ独立の投資対象とすべきではないかと考えます。指定金銭信託は平成 19 年の改正前はそのものが余資の運用対象として記載されていましたが、そのものは信託の種類名称であり、()書き中に記載の後者の通称であったと推察されます。指定金銭信託の受益証券は当該改正により有価証券とされたものであり、公社債投信の対象として改正の際に単純に対象に追加されましたが、金銭信託の運用対象に株式が成り得るものであれば、指定金銭信託の受益証券では投資対象としては疑問に思うところです。</p> <p>即ち、投資対象であるイ.ホ.ヘ.は、投資対象として次のように個別列記としては、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. コマーシャルペーパー(以下「CP」という。)</li> <li>2. 短期社債等(…… )</li> <li>3. 外国法人の発行する譲渡預金証書(以下「海外 CD」という。)</li> <li>4. 預金</li> <li>5. 金商法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託の受益証券</li> <li>6. 金商法第 2 条第 2 項第 1 号に規定する信託の受益権のうち投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成 12 年府令第 129 号)第 22 条第 1 項第 2 号に規定する元本補填契約のある金銭信託の受益権</li> <li>7. コール・ローン</li> <li>8. 手形割引市場で売買される手形</li> <li>9. 金商法第 2 条第 1 項第 17 号に規定する外国の者の発行する証券又は証書で、5. に掲げる受益証券発行信託の受益証券</li> <li>10. 金商法第 2 条第 2 項に規定する信託の受益権等の権利で、時価評価が可能で、運用状況が開示されており、当該情報の入手が可能なもの</li> <li>11. 不動産投資信託証券及びインフラ投資信託証券に係る投資法人より発行された新投資口予約権証券(投信法第 2 条第 18 項に規定するものをいう。)</li> </ol> <p>◆指定金銭信託(…受益証券発行信託の受益証券及び…金銭信託の受益権をいう。)の記載から、多くの約款において主とならない投資対象の一つとして、「指定金銭信託(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。)」と規定されていますが、一般的には理解困難であり、具体的に記載すべきではないかと思えます。</p>	<p>* 「指定金銭信託」を「金商法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託の受益証券で、指定金銭信託に係るもの及び金商法第 2 項第 1 号に規定する信託の受益権のうち投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成 12 年府令第 129 号)第 22 条第 1 項第 2 号に規定する元本補填契約のある金銭信託の受益権」に変更</p>

見直しが必要と考えている規則の名称	該当条項	規則の見直しを必要と考えている理由/見直しにより期待される効果	具体的な規則の見直し案等
		<p>◆金商法第2条第14号に規定の受益証券発行信託の受益証券は、証券投資信託の主たる投資対象となる有価証券であります。株式、公社債等も同様な投資対象ですが、FOFsの投資対象として、対象となるものと対象とならないものとの区別はいかなる基準に基づくものなのでしょうか。FOFsは、それらの有価証券に対する投資成果を投資信託証券への投資を通じて得ようとするものであれば、当第2号の投資対象は、<u>証券投資信託の主たる投資対象以外のもの</u>とすべきではないかと考えます。</p> <p>◆指定金銭信託の( )書き中の前者とホに規定の受益証券発行信託の受益証券はダブっており、第5号にまとめました。</p> <p>◆また、平成19年の金商法の改正により新たな有価証券とされた受益証券発行信託の受益証券(指定金銭信託の受益証券を除く)については、外ものが対象とされています(ホ)を参照。改正前の投資対象については、外ものについては対象とされていません。その特段の理由は何でしょうか。</p>	
投資信託等の運用に関する規則	第22条第1項第4号	<p>非上場投資信託への投資にあたっては約款に投資するファンドを記載しなければならないことになっており、変更する場合は約款変更する必要がある。</p> <p>ファンド・オブ・ファンズの効率的な運用の足かせとなっているため、不動産投資信託証券、インフラ投資信託証券及び上場投資信託同様、選定条件に投資方針を具体的に明示し、適時、顧客に周知する場合には、リストへの記載を要しないものとしていただきたい。</p>	<p>次の通り改めて頂きたい。</p> <p>ただし、不動産投資信託証券、インフラ投資信託証券及び上場投資信託については、選定条件に投資方針を具体的に明示し、適時、顧客に周知する場合には、リストへの記載を要しないものとする。</p>
投資信託等の運用に関する規則	第22条第1項第5号	<p>当号は、投資対象としての投資信託証券の条件を定めているものと考え、ファンド・オブ・ファンズは投資対象でないために記載は不要と考えます。ファンド・オブ・ファンズそのものの信託報酬率、募集手数料等は約款の記載事項でもあります。</p>	<p>「当該ファンド・オブ・ファンズ及び組入れる投資信託証券」を「組入れる投資信託証券」に変更する。</p>
投資信託等の運用に関する規則	第22条第3項	<p>第2条第3項で、ファンド・オブ・ファンズとは、「投資信託」であるとしています。組入れを行うのはその信託財産であり、その投資対象は投資信託でなく投資信託の受益証券又は投資法人の投資証券であり、「投資信託」を「投資信託証券」に変更してはと考えます。</p>	<p>「ファンド・オブ・ファンズが組入れる上場投資信託」を「ファンド・オブ・ファンズの信託財産が組入れる上場投資信託証券」に変更する。</p>
投資信託等の運用に関する規則	第22条第4項	<p>「投資される投資信託等」と「組入れた投資信託」について、「投資した」か「組入れた」かの何れかに統一すべきと考えます。また、投資または組入れるのは、投資信託でなく、投資信託証券と考えます。直後に、「投資した証券投資信託証券」の表現が出てきます。</p>	<p>「投資される投資信託等」を「投資した投資信託証券に係る投資信託財産又は投資信託法人資産等」に、「投資した投資信託の直近の」を「投資した投資信託証券に係る直近の」に変更</p>
投資信託等の運用に関する規則	第22条第4項	<p>6カ月に1回、知り得る範囲で開示とありますが、開示方法や開示場所が不明です。また開示についての項目なので、適時開示(月次レポート)での項目にした方が、受益者にも分かりやすいと考えます。</p>	<p>適時開示(月次レポート)で投資先ファンドの組入有価証券の明細(上位10程度)開示</p>
投資信託等の運用に関する規則	第22条第4項	<p>「FoFs投資対象ファンドの運用成果等の事後開示は、運用報告書に統合する」</p> <p>理由:投資するファンドについては、運用報告書において、十分開示されているため、当該規則は廃止可能であると考えております。</p> <p>効果: FoFs投資対象ファンドの運用成果等の事後開示は、運用報告書に統合するのが、投資家にとっても分かりやすいと思います。</p>	<p>当該条項の廃止</p>
投資信託等の運用に関する規則	第22条第5項	<p>委託会社は、契約型の信託財産の運用の指図及び投資法人資産の運用を行いうるので、「運用の指図」のみではないと考えます。</p>	<p>自ら運用の指図を行う投資信託受益証券」を「自らの運用等に係る投資信託証券」に変更</p>
投資信託等の運用に関する規則	第23条第1項	<p>・「外国における資産」「持出し」が何を指すかを明確にすべきではないか。</p>	<p>たとえば、次のように改める。</p> <p>(公募のファンド・オブ・ファンズの投資制限等)</p> <p>第23条 公募のファンド・オブ・ファンズは、原則として複数の投資信託証券に投資するものとする。ただし、当該ファンド・オブ・ファンズが、上場投資信託の場合であって、かつ外国における資</p>

見直しが必要と考えている規則の名称	該当条項	規則の見直しを必要と考えている理由/見直しにより期待される効果	具体的な規則の見直し案等
			産で当該国からの持出しに関する制限のある資産への投資を目的とする投資信託証券に投資する場合はこの限りではない。
投資信託等の運用に関する規則	第 23 条第 1 項	商品設計における柔軟性を向上させることを目的とし、「公募のファンド・オブ・ファンズは、原則として複数の投資信託証券に投資するものとする」のうち、「複数の」を削除することを提案します。	
投資信託等の運用に関する規則	第 23 条第 1 項	公募の FOFs については実質的には単一の投資信託を組み入れることにより当該投資信託の運用会社の運用サービスを提供することと意図しながら当規定を遵守するため形式的に複数の投資信託を組み入れているものが散見されるが、このような制限により投資家の利益に直接結びつかない事務負担が生じていること、複数の投資信託に投資せずとも商品組成上有益でありまた投資家の利益を侵害しないこと、また私募投信ではこのような規定が課されないことを考慮すると、主に親投資信託以外の投資信託を組み入れる場合に原則として複数の投資信託を組み入れることを要件とする必要はないと考えられる。	第 23 条第 1 項の削除
投資信託等の運用に関する規則	第 23 条第 1 項	第 2 条第 3 項では親投資信託の受益証券のみを投資対象とする投資信託は、FOFs と見なされないことから、複数のカウントには親投資信託の受益証券は含まれないものと考えられます。ただし、ファンド・オブ・ファンズである親投資信託の受益証券を投資対象とする場合は、当該親投資信託の信託財産が投資する投資信託証券を複数のカウント対象とすることができるものとしてはと考えます。	「原則として複数の投資信託証券に投資する」を「原則として複数の投資信託証券(親投資信託(その受益権がファンド・オブ・ファンズの信託財産にのみに取得されることが定められているものを除く。))の受益証券は当該投資信託証券とみなさず、親投資信託がファンド・オブ・ファンズの場合は、当該親投資信託の信託財産が投資対象とする投資信託証券を当該投資信託証券とみなすものとする。」としてはと考えます。
投資信託等の運用に関する規則	第 23 条第 1 項	様々な商品や運用手法が生まれる中、投資家ニーズに多様性ももって応えるため、FOFs の形態をとるケースが増えている。 FOFs において、実質的には主要 1 ファンドからの投資成果を得るファンドが多く存在するが、複数ファンド組入れの要件があることを主因に、マネープールファンドの組入・運用を行っている。当該ファンドは極めて低位の組入であり、余資運用との投資成果に特段の差は見受けられず、当該規則を満たすための形式的な組入れになっている可能性が高い。	単一ファンド組み入れを可とする条件としての但し書以下で緩和できないか。
投資信託等の運用に関する規則	第 24 条	・「から」は、「まで」を呼応させる。	たとえば、次のように改める。 (私募のファンド・オブ・ファンズ) 第 24 条 第 21 条において準用する第 3 条から第 7 条まで、第 9 条から第 10 条まで、第 12 条(第 1 項第 5 号を除く。)及び第 15 条第 1 項第 9 号並びに第 21 条第 1 項第 2 号ただし書きの規定は、私募のファンド・オブ・ファンズについてそれぞれ準用する。この場合において、第 3 条中「証券投資信託」とあるのは「私募のファンド・オブ・ファンズ」と、第 4 条中「証券投資信託の信託財産(以下「投資信託財産」という。))」とあるのは「私募のファンド・オブ・ファンズの財産」と、第 5 条から第 7 条まで、第 9 条から第 10 条まで、第 12 条及び第 15 条中「投資信託財産」とあるのは「私募のファンド・オブ・ファンズ」と読み替えるものとする。
投資信託等の運用に関する規則	第 24 条	「ファンド・オブ・ファンズ」は「証券投資信託」ですので、ファンド・オブ・ファンズの財産を「ファンド・オブ・ファンズの信託財産」とすべきと考えます。	「ファンド・オブ・ファンズの財産」を「ファンド・オブ・ファンズの信託財産」に変更
投資信託等の運用に関する規則	第 25 条	・誤記(第 2 項)・・・第 3 条規定とも関連 (一部字句の修正含む)	たとえば、次のように改める。 (公募証券投資法人) 第 25 条 第 3 条の規定は、公募の証券投資法人の運用について準用する。この場合において、同条中「証券投資信託」とあるのは「証券投資法人」と、「当該投資信託の信託財産」とあるのは「当該投資法人の財産」と、「設定の当初」とあるのは「設立の当初」と、「解約及び若しくは償還」とあるのは「投資口の払戻し及び若しくは解散」と読み替えるものとする。 2 第 4 条から第 13 条まで、第 15 条、第 16 条、第 18 条及び第 19 条の規定は、証券投資法人(次項に規定する証券投資法人を除く。)の投資対象等について準用する。この場合において、第

見直しが必要と考えている規則の名称	該当条項	規則の見直しを必要と考えている理由/見直しにより期待される効果	具体的な規則の見直し案等
			<p>4条中「証券投資<b>法人</b>信託の信託財産(以下「投資信託財産」という。)」とあるのは「証券投資法人の財産(以下「投資法人財産」という。)」と、第5条から第7条<b>まで</b>、第10条から第13条<b>まで</b>、第15条及び第19条中「投資信託財産」とあるのは「投資法人財産」と読み替えるものとする。</p> <p>3 MMF等の運営に関する規則第3章の規定は、証券総合口座用ファンド(<b>MMF等の運営に関する同規則</b>に規定する証券投資信託をいう。)と同様の証券投資法人を設立する場合における当該証券投資法人の運用について準用する。この場合において、同章中「MRF」とあるのは「証券投資法人」と読み替えるものとする。</p>
投資信託等の運用に関する規則	第25条第1項、第2項	<p>第1条に「投資信託の信託財産及び投資法人の資産」と規定されていることから、「当該投資法人の財産」は「当該投資法人の資産」ではないでしょうか。</p> <p>*第2項:正しくは、「証券投資信託の信託財産」に対応するものは、「証券投資法人の資産」と考えます。</p>	<p>「当該投資法人の財産」を「当該投資法人の資産」に、「第4条中「証券投資法人の」」を「第4条中「証券投資信託の」」に、「証券投資法人の財産(以下「投資法人財産」という。)」を「証券投資法人の資産(以下「投資法人資産」という。)」に、「投資法人財産」とあるのは「投資法人資産」に変更してはとれます。又、「証券投資法人の運用」を「投資法人資産の運用」に変更</p>
投資信託等の運用に関する規則	第4編	<p>第4編は、有価証券、不動産およびインフラ資産以外の資産を主たる投資対象とする投資信託等に適用がある規則であるが、証券投資信託に関する第2編では、公募、私募についてそれぞれ適用される規定が区別されているのに対し、第4編にはそのような規定がないため、第27条～第29条の規定は私募の投資信託にも適用があるように読める。しかし、第30条において、第27条の規定は、私募の証券投資信託以外の投資信託について適用すると規定されていることから、第27条～第29条の規定は公募の投資信託にのみ適用があり、私募の投資信託には第27条のみ適用されると解釈されるように思われ、またそれが妥当である。そこで、第4編についても、公募と私募の投資信託に適用がある規定を分けて、第27条～第29条は公募の投資信託に適用がある規定である旨を明示すべきである。</p>	
投資信託等の運用に関する規則	第27条	<p>・字句の修正</p>	<p>たとえば、次のように改める。</p> <p>(投資の原則)</p> <p>第27条 有価証券、不動産及びインフラ資産以外の資産を主たる投資対象とする投資信託(以下<b>この条、次条及び第29条において</b>「証券投資信託等以外の投資信託」という。<b>以下次条及び第29条において同じ。</b>)は、金商法第2条第2項第1号、第2号(不動産投信等規則第3条第2項第5号に<b>規定するもの</b>及びインフラ投信等規則第3条第5項第3号に<b>規定該当するもの</b>を除く。)、第3号、第4号、第5号(不動産投信等規則第3条第3項第5号に<b>係るもの</b>及びインフラ投信等規則第3条第6項第2号に<b>係掲げるものに該当するもの</b>を除く。)、第6号及び第7号並びに政令第3条第2号(有価証券についての有価証券関連デリバティブ取引<b>であるもの</b>を除く。)、第6号、第7号、第8号(不動産投信等規則第3条第2項第7号に<b>係るもの</b>及びインフラ投信等規則第3条第6項第2号に<b>係掲げるものに該当するもの</b>を除く。)、第9号及び第10号に規定する資産又は特定資産を複数組み合わせる構成する資産の集合体(「証券投資信託」、<b>不動産投資信託</b>及び<b>インフラ投資信託</b>)の組成に当たって構成する<b>特定資産を複数組み合わせる構成する資産の集合体</b><b>であるもの</b>を除く。)を主たる投資対象とし、<b>当該その</b>投資信託の財産の総額の2分の1を超える額を<b>これらの資産主たる投資対象</b>に対する投資として運用するものとする。ただし、証券投資信託等以外の投資信託の設定の<b>当初において</b>、<b>解約及び若しくは償還への対応並びに又は</b>投資環境等の運用上やむを得ない事情があるときは、この限りでない。</p>
投資信託等の運用に関する規則	第27条		<p>「当該投資信託の財産の総額」を「当該投資信託の信託財産の総額」に変更</p>
投資信託等の運用に関する規則	第28条第1項	<p>・字句の修正</p>	<p>たとえば、次のように改める。</p> <p>第28条 第17条、<b>第17条の2及び</b>から第17条の<b>3</b><b>まで</b>の規定は、証券投資信託等以外の投</p>

見直しが必要と考えている規則の名称	該当条項	規則の見直しを必要と考えている理由/見直しにより期待される効果	具体的な規則の見直し案等
			資信託が行うデリバティブ取引等の投資制限及び信用リスク集中回避のための投資制限等について準用する。
投資信託等の運用に関する規則	第 29 条	・字句の修正	たとえば、次のように改める。 (証券投資信託等以外の投資信託の運用の指図) 第 29 条 第4条から第9条まで及び第 15 条の規定は、証券投資信託等以外の投資信託に係る運用の指図について準用する。この場合において、同条中「投資信託財産」とあるのは「証券投資信託等以外の投資信託等の財産」と読み替えるものとする。 2 前項において準用する第 15 条に規定する取引のうち、金商法に規定する有価証券に関連する取引については、原則として証券投資信託等以外の投資信託等の財産の総額の2分の1未満の額の範囲内とするものとする。 3 第 27 条に規定する主たる投資対象以外の投資対象について、証券投資信託等以外の投資信託に係る運用の指図は、前2二項によるもの他、不動産投信等規則及びインフラ投信等規則に定めるところによるものとする。
投資信託等の運用に関する規則	第 29 条第1項		「証券投資信託等以外の投資信託等の財産」を「証券投資信託等以外の投資信託の信託財産」に変更
投資信託等の運用に関する規則	第 29 条第2項		「投資信託等の財産」を「投資信託の信託財産」に変更
投資信託等の運用に関する規則	第 30 条	・字句の修正	たとえば、次のように改める。 (投資法人及び私募の投資信託の運用に関する事項の特例) 第 30 条 第 27 条の規定は、有価証券、不動産及びインフラ資産以外の資産を主たる投資対象とする投資法人及び私募の証券投資信託以外の投資信託について適用する。 2 前条において準用する第4条から第9条まで及び第 15 条の規定は、有価証券、不動産及びインフラ資産以外の資産を主たる投資対象とする投資法人並びに私募の証券投資信託以外の投資信託について準用し、同条第2項の規定は当該投資法人等が行うことのできる取引について適用する。ただし、この項で準用する第 15 条の規定は、投資主総会で別段の決議を行った場合に限り、これを適用しない。
投資信託等の運用に関する規則	第 30 条第2項	第 1 項及び第 3 項において、「及び」と記載されています。	「並びに私募の証券投資信託以外の投資信託」を「及び私募の証券投資信託以外の投資信託(以下当項において「投資法人等」という。)」に変更
投資信託等の運用に関する規則	第 32 条	当条は全ての投資信託及び投資法人に係る条であり、第 1 条の用例によります。	「投資信託財産及び投資法人財産等」を「投資信託の信託財産及び投資法人の資産」に変更
投資信託等の運用に関する規則に関する細則	第2条第2号チ	外国籍の法人型アンブレラファンドにおける各サブ・ファンドを全体で一つの投資法人と捉えるのではなく、それぞれ別々の投資法人と捉えることの明確化 →この条項があるために、外国籍の会社型投信への投資の制約となっており、明確化することにより投資対象が広まる	
投資信託等の運用に関する規則に関する細則	第3条第2号イ	公募ファンドからの投資により、実質的な「マザーファンド」として集合運用するために海外籍投資信託を用いることもあるため、設定・運用開始する場合には、本要件は免除していただきたい。	「イ 外国投資信託又は外国投資法人(以下「外国投資信託等」という。)の純資産総額が1億円以上であること」→削除する。 ※何某かの条件が必要であれば、国内投信からの資金で設定される場合は除外される旨明記頂けないか
投資信託等の運用に関する規則に関する細則	第3条第2号ハ	外国投資信託証券の保管業務は、現在定められている銀行又は信託会社以外にもプライムブローカーなどの証券会社が資産の保管に係る業務を行うファンドも存在する。 プライムブローカーの業務範囲、契約内容も多様ではあるが、適切にリスク開示がされていれば利用できることを考える為、追加して頂きたい。	ハ 銀行及び信託会社ならびにプライムブローカーその他の業者に資産の保管に係る業務を委託しているものであること

見直しが必要と考えている規則の名称	該当条項	規則の見直しを必要と考えている理由/見直しにより期待される効果	具体的な規則の見直し案等
投資信託等の運用に関する規則に関する細則	第3条第2号へ	一発行会社への投資制限について、協会細則と、日本証券業協会の「外国証券の取引に関する規則」とで基準が異なっているのを統一するため。	「一発行会社の発行する株式について、発行済総株数の50%」を「一発行会社の議決権の総数の50%」に変更頂きたい。
投資信託等の運用に関する規則に関する細則	第3条第2号へ	株式に相当するのは投資口、株券に相当するものが投資証券であると考えます。	「一発行会社」を「一の発行会社」に、「(投資法人が発行する投資証券を含む。)」を「(投資法人が発行する投資口を含む。以下同じ。)」に、「発行済総株数」を「発行済総株数(発行済総投資口数を含む。以下同じ。)」に、「投資信託に組み入れられた」を「投資信託財産に組み入れられた」に変更する。
投資信託等の運用に関する規則に関する細則	第3条第2号へ	Master feeder 形態で、Master が会社型の場合、50%までとの定めが事実上の意味を持たない障壁となるため、当該形態は除外されるよう明示していただきたい。	
投資信託等の運用に関する規則に関する細則	第3条第2号へ	「発行会社」に「(投資法人)」が付されているが、外国投資法人がこれに含まれるか不明確である。いずれにしても、投資法人・外国投資法人はこの「発行会社」に含めるべきではない。少数の投資法人に投資するファンド・オブ・ファンズが成り立たないし、外国投信の場合によく見られるフィーダー・マスターファンド形式を取る場合のフィーダーファンドが同号に適合しない結果になる。	
投資信託等の運用に関する規則に関する細則	第3条第2号へ	信託契約型ファンドの場合の但書について再検討をお願いしたい。会社型との均衡を欠くばかりでなく、多数のファンドを運用している場合(他の運用会社からの再委託の場合もある)複数のPMが運用する場合など、モニタリングは実務上非常に困難である。	
投資信託等の運用に関する規則に関する細則	第3条第2号へ	「発行済総株数」が基準とされているが、本規定の趣旨はファンドによる会社支配を防止する点にあることからすれば、無議決権株式を含める必要はなく、「議決権の総数」とすべきではないか。同じ趣旨に基づき規定されていると考えられる、投信法 194 条 1 項並びに日証協の「外国証券の取引に関する規則」16 条 1 項 10 号及び 17 条 1 項 8 号においても、「議決権の総数」が基準とされているため、かかる規定と平仄を合わせるためにも修正が必要である。	
投資信託等の運用に関する規則に関する細則	第3条第2号チ	〔外国投資法人が自ら発行した有価証券を取得するものでないこと〕 当該ファンドが会社型アンブレラファンドのサブファンドであって、運用効率追求を目的として、同じアンブレラファンド内の別のサブファンドに投資するケースは適用除外としていただきたいです。	
投資信託等の運用に関する規則に関する細則	第3条第2号チ	前記 へを参照	「外国投資法人が自ら発行した有価証券」を「外国投資法人が自ら発行した投資口」に変更
投資信託等の運用に関する規則に関する細則	第3条第2号リ	投資信託受益証券以外の第三者とは、投資信託財産以外の第三者ではないでしょうか。若しくは、単に第三者ではないでしょうか。又 中に、「第三者」が記載されています。	「投資信託受益証券以外の第三者の利益」を「投資信託財産以外の第三者の利益」又は「第三者の利益」に変更
投資信託等の運用に関する規則に関する細則	第3条第2号ヲ	外国投資信託受益証券と外国投資法人とは、カテゴリーが異なるものと考えます。前記のリ と 又 から、外国投資信託受益証券に対応するものは外国投資証券と考えられます。	「外国投資信託受益証券又は外国投資法人の内容」を「外国投資信託の信託財産又は外国投資法人の資産の内容」に変更
投資信託等の運用に関する規則に関する細則	第3条第2号カ	イ においては、純資産総額とされています。 また、管理会社等が定めた合理的な方法により算出した額が純資産総額を超えるものでなくとも、そのリスク量が判明しないと、投資信託財産自体のデリバティブ取引等のリスク量と合わせたリスク量は算出できないのではないのでしょうか。 *ただし書きは、外国投資信託証券の要件を定めるものであるため、「国内の投資信託証券においてデリバティブ取引等を適正に管理している場合」ではなく「国内の投資信託財産の管理が第17条の定めに従い、適正に管理・運営できる場合」ではないのでしょうか。 *ただし書きの「任意として差し支えないものとする。」とは、FOFs 自体(組入れ投資信託証券におけるデリバティブ取引等を加味しない。)において純資産総額を超えない範囲であれば、デリバティブ取引を行うことができるものなのでしょうか。この場合において、FOFs 自体において純資産総額 100%でデリバティブ取引を行うとすると、投資対象である投資信託証券でのデリバティブ取	「算出した額が純資産」を「算出した額が純資産総額」に、「外国投資信託の投資信託財産」を「外国投資信託の信託財産」に、「外国投資法人の運用財産」を「外国投資法人の資産」に、「デリバティブ取引等に係る当該発生し得る危険を適切に把握できる場合には、規則第 17 条に従い、国内の投資信託証券においてデリバティブ取引等を適正に管理している場合の本号の適用は」を「デリバティブ取引等に係る当該発生し得る危険を適切に把握でき、規則第 17 条に従い、国内の投資信託財産において当該投資信託証券を加味して、デリバティブ取引等に係る投資制限に該当しないように適正に管理できる場合の本号の適用は」に変更

見直しが必要と考えている規則の名称	該当条項	規則の見直しを必要と考えている理由/見直しにより期待される効果	具体的な規則の見直し案等
		引が行われていると、FOFsでは実質では100%を超えていると推察されますが、問題ないということでしょうか。 * 信用リスク回避規定と同様に、投資対象である投資信託証券の信託財産又は投資法人資産で行われているデリバティブ取引をFOFsに帰属させたFOFsの実質のデリバティブ取引額で判断すべきではないでしょうか。	
投資信託等の運用に関する規則に関する細則	第3条第2号ヨ	「管理会社又は運用会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うものでない」ものであっても、当該合理的な方法が把握できなければ、第17条の2及び第17条の3に係る投資制限に該当しないよう適正な管理・運営ができないのではないのでしょうか。	「管理会社又は運用会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うものでないこと」を「管理会社又は運用会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うものでなく、当該合理的な方法が把握できること」に変更
投資信託等の運用に関する規則に関する細則	第3条第2号ヨ	分散投資のニーズの高まりからUCITSなどの外国籍ファンドへの投資の機会も増えている一方、投信協会規則と完全に同じルールを採用するには一からファンドを繰り込む必要があり、既存の外国籍公募ファンドが使用できない可能性がある。 UCITSなど公募ファンドの制度および規制が整備されている国の外国籍ファンドについては本条項の適用から除外していただきたい。	ヨ 信用リスク(保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいう。)を適正に管理する方法としてあらかじめ管理会社又は運用会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うものでないこと ただし、当該外国投資信託証券におけるエクスポージャーがルックスルーできる場合には、規則第17条の2及び第17条の3に従い、国内の投資信託証券において信用リスクを適正に管理している場合の本号の運用は、適用されないものとする任意として差し支えないものとする。なお、公募投資信託の制度が整備されており、かつ本条に定める制限に準ずる制限が課されている外国籍投資信託においては、当該制約を確認することにより、本号の運用は適用されないものとする。
投資信託等の運用に関する規則に関する細則	第3条の2第1項第1号		「当該取引所」を「当該市場」に変更
投資信託等の運用に関する規則に関する細則	第3条の2第1項第1号	すぐ上場がされることが予定されているのであれば、上場するまで5%の制限を守り、その後マーケットで当該制限を越える部分の買い付けを重ねて行うより、経済合理性が高いと思われるため、効率的な運用に資する場合もある。/機動的かつ自由度を増した運営が可能となる。 また、規則第12条第2項の主たる目的の一つは、運用報酬の二重負担の抑制にあると考えられるが、運用報酬が直接かからず、投資家(この場合の本邦投資信託)が別途運用報酬を支払う仕組みの投資信託証券については、委託会社が委託者報酬の中から当該運用報酬を支払う方式が可能である。/機動的かつ自由度を増した運営が可能となる。	1.投資信託の組入制限の例外は、上場等(上場又は登録しているもの)であることが条件となっているが、上場予定のファンドのIPOも当該例外に加えていただきたい。 2.取引所に上場されていなくても、管理会社等に申込みをすることで常時売却可能なものも含める。 3.規則第12条第2項に規定する細則で定める投資信託証券として、以下を追加。運用報酬がかからない(委託者報酬の中から支弁する)投資信託証券。
投資信託等の運用に関する規則に関する細則	第3条の2第1項第1号	「常時売却可能(市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除く。)」とあるが、 <u>流動性リスク管理が運用リスク管理の一環として行われる中では、投資信託証券の組み入れに関してのみ流動性にかかる制約を置く合理性も無いと考え、削除頂きたい。</u>	第一号の削除
投資信託等の運用に関する規則に関する細則	第4条	資金の借入れ期間のルールがあまりにも詳細に過ぎる。限度額の定めさえあればレバレッジの防止に十分である。見直しにより資金の借入れを流動性確保のための非常手段として活用しやすくなることを期待できる。	資金の借入れ期間に関する規定を削除する。
投資信託等の運用に関する規則に関する細則	第6条第1項	現在の規則・細則では、ヘッジ目的の売予約の対象が(1)信託財産において保有している外貨建資産(取得が確実なものを含む。)と定められている。	ファンドの取引通貨のみのヘッジになっているが、インデックスファンドにおいては、投資信託が連動対象とするベンチマーク構成通貨に対するヘッジを可能として頂きたい。
投資信託等の運用に関する規則に関する細則	第6条第1項	「取得確実なもの」と前条の「取得予定を含む」では表現が異なるが、改めてその違い及び背景をご教示願いたい。	
投資信託等の運用に関する規則に関する細則	第7条	(2)中期国債ファンド (3)利金ファンド (5)フリーファイナンシャルファンド は償還済みのため削除してほしい。	該当項目を削除

見直しが必要と考えている規則の名称	該当条項	規則の見直しを必要と考えている理由/見直しにより期待される効果	具体的な規則の見直し案等
投資信託等の運用に関する規則に関する細則	第8条	ファンド・オブ・ファンズに組み入れる投資信託の要件として、第8条第2号において、「ファンド・オブ・ファンズ(当該ファンド・オブ・ファンズが親投資信託、投資信託及び投資法人に関する法律施行令第12条第1号及び第2号に規定する投資信託(外国投資信託のうちこれに類するものを含む。))の場合を除く。))には投資しないものであること」と定めている。	たとえば、次のように改める。 第8条規則第22条第1項第6号に規定する細則で定める要件は、次に掲げるものとする。 —中略— (2)ファンド・オブ・ファンズ(当該ファンド・オブ・ファンズが親投資信託、 <u>取引所金融商品市場(金商法第2条第17項に規定する金融商品市場をいう。)</u> 又は <u>外国市場に上場等されている投資信託の場合を除く。))には投資しないものであること</u>
投資信託等の運用に関する規則に関する細則	第8条第1項第2号	一つの投資信託証券に投資可能な額は、当該投資証券にかかる規制を尊重した上で、委託会社の投資判断の裁量の範囲内ではないか。／機動的かつ自由度を増した運営が可能となる。	削除頂きたい。 または、削除が難しい場合、次の改訂を検討頂きたい。 (2)ファンド・オブ・ファンズ(当該ファンド・オブ・ファンズが親投資信託並びに政令第12条第1号及び第2号に規定する投資信託(外国投資信託のうちこれに類するものを含む。以下「 <u>上場投資信託</u> 」という。))の場合を除く。))への投資。 <u>ただし、投資信託財産が、投資信託証券を組み入れるにあたって、報酬の調整を適切に行っている場合、ならびに、投資信託証券の性質次に該当する場合にはこの限りでない。</u> ① <u>フィーダーファンド(マスターファンドのみを取得するもの)</u> ② <u>一部資産を他のファンドに投資する、もしくはしているファンドであるものの、他のファンドに投資することが主な投資目的ではないファンド。</u>
投資信託等の運用に関する規則に関する細則	第8条第1号、第3号	運用規則第12条第4項及び第3項を参照 投資信託の受益証券に投資する場合は委託会社、投資法人の投資証券に投資する場合は資産運用会社の同意が必要と考えます。	第1号:第12条第4項第1号を参照 第3号:一の委託会社(証券投資法人の資産の運用を行なう委託会社を含む。))が一の投資信託証券に投資できる額は、投資される投資信託証券に係る投資信託財産又は投資法人資産の運用の指図又は運用を行っている委託会社又は資産運用会社の同意がない限り、当該投資される投資信託証券に係る投資信託財産又は投資法人資産の純資産総額の50%を超えてはならないものとする。
投資信託等の運用に関する規則に関する細則	第8条第2号	この禁止規定の必要性が不明。複雑な構造の投資信託を防ぐのが目的だとしたら、他にも複雑な構造をもたらす要素はある。これだけを形式的に一律に禁止するのは、商品設計の自由度を阻害する。「顧客本位の業務運営」が推奨される状況下、各委託会社が自ら考え顧客の属性・ニーズに応じた商品を開発すればよく、形式的な構造上の制限は不要である。見直しにより商品設計の自由度が増す。	当該規定を削除する。
投資信託等の運用に関する委員会決議	第1条	現在、世界中の投資信託(欧州・米国とも)を見た場合、未上場株式の組み入れを実施しているファンドは数多く存在している。投資家へ様々な運用の機会を提供するという本質から考慮すれば後に上場してパフォーマンスに貢献する銘柄も少なくはないと考える。一方、本決議において許されている株式は米国の2つのシート及びボードに限定されており、積極的なリサーチ活動等によって発掘された銘柄(未上場株)そこに入っていない場合には本邦のファンドは組入れ機会を逸する事になってしまいます。	流動性規制等も念頭に置く必要はあると思うが、対象未上場株式企業へのDDの実施、公募ファンドであれば最大組入れ比率の設定等を検討しながら、本決議における制限を撤廃することも検討すべきと思われる。
MMF等の運営に関する規則	全体	現状 MMF は償還済みのため存在せず MRF のみ存在するが、MRF の条文が MMF を参照する形になっており読みづらいので、現状の運用に則し、MRF を主体として MMF はその条文を参照する形で記述してほしい。 また、規則名を MRF を主体とするものに変えてほしい。	MMF等の運用等に関する規則 →MRF等の運用等に関する規則
MMF等の運営に関する規則に関する細則	全体	規則名を MRF を主体とするものに変えてほしい。	MMF等の運営に関する規則に関する細則 →MRF等の運営に関する規則に関する細則
MMF等の運営に関する委員会決議	全体	規則名を MRF を主体とするものに変えてほしい。	MMF等の運営に関する委員会決議 →MRF等の運営に関する委員会決議

見直しが必要と考えている規則の名称	該当条項	規則の見直しを必要と考えている理由/見直しにより期待される効果	具体的な規則の見直し案等
MMF等の運営に関する規則	第2条第1項第7号	国が発行するCPはありません。	「外国又は外国の者の発行する証券又は証書」を「外国の者の発行する証券又は証書」に変更
MMF等の運営に関する規則	第2条第1項第10号、第11号	<p>両号には複数の資産が記載されており、かつ貸付債権信託受益権及び指定金銭信託については不明確が見られるので、投信法施行規則13条及び25条に準拠し、個別列記としてはと考えます。</p> <p>* 金商法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託の受益証券に表示される貸付債権信託受益権は汎用的な貸付債権の信託の受益権ではなく、金融機関等の貸付債権を信託した信託の受益権であり、また外国の者に対する権利と同様の権利は、( )の外に記載の<u>貸付債権信託受益権</u>か<u>金融機関等の貸付債権を信託する信託の受益権</u>か不明確である。これに関し外国の発行する物はないと考えます。</p> <p>* 指定金銭信託に関しては、金銭信託の受益権について、金商法第2条第1項第14号の受益証券発行信託の受益証券の性質を有するものと、同法2条2項1号の信託の受益権に該当するものは存在しないと考えます。前者の信託については受益証券を発行する旨の定めのある信託であります、後者には受益証券を発行する旨の記載のない信託ですので、両方の性格を有するとは言えないと考えます。</p> <p>* 外国ものについては、第6号と第10号に係るものに限られていますが、その根拠は何でしょうか。施行規則では、その他のものについても外国ものが対象となっています。</p> <p>* 投信法施行規則第13条2号イにおいては、国債、社債等においても外国ものが対象とされています。</p>	<p>(10) 貸付債権信託の受益証券(金商法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託の受益証券で、銀行、協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)第二条第一項に規定する協同組織金融機関及び金融商品取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)第一条の九各号に掲げる金融機関又は信託会社の貸付債権(以下「銀行等の貸付債権」という。)を信託する信託(当該信託に係る契約の際における受益者が委託者であるものに限る。)の受益権を表示するものとする。)</p> <p>(11) 指定金銭信託の受益証券(金商法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託の受益証券で、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第2号に規定する元本の補填の契約をした金銭信託の受益権を表示するものとする。)</p> <p>(12) 外国の者の発行する証券又は証書で、(10)、(11)に掲げる有価証券の性質を有するもの</p> <p>(13) 貸付債権信託の受益権(金商法第2条第2項第1項に規定する信託の受益権で、銀行等の貸付債権を信託する信託(当該信託に係る契約の際における受益者が委託者であるものに限る。)の受益権とする。)</p> <p>(14) 指定金銭信託の受益権(金商法第2条第2項第1項に規定する信託の受益権で、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第2号に規定する元本の補填の契約をした金銭信託の受益権とする。)</p> <p>(15) 外国の者に対する権利で(13)、(14)に掲げるものの性質を有するもの</p>
MMF等の運営に関する規則	第2条第1項第10号	<p>当条1項は投資対象として記載されているものであり、投資対象はそれぞれを正しく記載すべきではないかと考えます(施行規則25条を参照)。特に貸付債権信託受益権はそのものが一投資対象となり得るものでありながら、( )書き中のものを「貸付債権信託受益権」としてまとめているものと考えられることから紛らわしく思われます。また、最後に、指定金銭信託と同様に、「以下同じ。」が記載されていないと、MRFに係る第19条の修正が必要となります。</p> <p>* 平成19年の改正時の施行規則13条は、パブコメの要望に応じて急遽追加されたものであり、これは従前の投資対象を做って追加されたものと考えます。そこでは外ものの指定金銭信託は対象とされていませんでした。また、指定金銭信託についての制約はついてないので、投資対象として株式も否定はされないものと考えられるとすると、本来の公社債投信の主旨から逸脱するのではないのでしょうか。</p>	<p>金商法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託の受益証券で、銀行、協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第44号)第2条第1項に規定する協同組織金融機関及び金商法施行令(昭和40年政令第321号)第1条の9各号に掲げる金融機関又は信託会社の貸付債権(以下「銀行等の貸付債権」という。)を信託する信託(当該信託に係る契約の際における受益者が委託者であるものに限る。)に係るもの及び外国の者の発行する証券又は証書で当該受益証券の性質を有するもの並びに金商法第2条第2項第1号に規定する信託の受益権で、銀行等の貸付債権を信託する信託(当該信託に係る契約の際における受益者が委託者であるものに限る。)に係るもの及び外国の者に対する権利で当該受益権の性質を有するもの</p>
MMF等の運営に関する規則	第2条第1項11号	<p>金商法2条1項14号の受益証券に表示される権利と同法2条2項1号の権利はカテゴリーの異なるものであり一つの権利が両方の性格を有するとは言い難いと考えます。前者は信託の約款に基づく受益証券発行信託で、又その権利を表示したものが受益証券であり、金商法上ではその権利が受益証券とみなされ得るものの、権利が受益証券の性質を有すると言えるのか疑問であるとともに、金商法2条1項14号に掲げられた受益証券は受益証券の性質を有する権利ではなく受益証券そのものではないのでしょうか。一方、金商法2条1項1号の信託の受益権は信託の約款上の制約はなく、権利は性質を有する権利ではなく、1号の権利そのものと考えます。</p> <p>また、指定金銭信託については、前号の貸付債権信託と同様に外ものを対象としないのでしょうか。</p> <p>* 平成13年の改正時の施行規則13条は、パブコメの要望に応じて急遽追加されたものであり、これは従前の投資対象を做って追加されたものと考えます。そこでは外ものの指定金銭信託は対象とされていませんでした。また、指定金銭信託についての制約はついてないので、投資対象とし</p>	<p>金商法第2条第1項第14号に定める受益証券発行信託の受益証券で、投信法施行規則第22条第1項第2号に規定する元本の補填の契約をした金銭信託の受益権を表示するもの及び外国の者の発行する証券又は証書で当該受益証券の性質を有するもの並びに金商法第2条第2項第1号に規定する信託の受益権で、投信法施行規則第22条第1項第2号に規定する元本の補填の契約をした金銭信託に係るもの及び外国の者に対する権利で当該権利の性質を有するもの</p>

見直しが必要と考えている規則の名称	該当条項	規則の見直しを必要と考えている理由/見直しにより期待される効果	具体的な規則の見直し案等
		て株式も否定はされないものと考えられるとすると、本来の公社債投信の主旨から逸脱するのではないのでしょうか。	
MMF等の運営に関する規則	第5条第6号		「信託約款」を「約款」に変更。
MMF等の運営に関する規則	第6条第2項	CD は国内ものと考えます。	「CD」を「国内の譲渡預金証書(以下「国内 CD」という。)」に変更
MMF等の運営に関する規則	第 19 条第 1 項	第 2 条に準じて記載	(1) 第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げるもの (2) (3) 第 2 条第 1 項第 5 号から第〇号までに掲げるもの
MMF等の運営に関する規則	第 22 条第 2 項		「同一法人等」を「一の法人等」
MMF等の運営に関する規則	第 27 条第 2 項、第 3 項	MRF と MMF とで計理処理が異なるため、MMF の組み入れ債券等の償却原価法、CP の割引料の計理方法などを MRF にそろえてほしい。	
投資信託に関する会計規則	全般	<p>* 記載科目は、運用報告書等規則に規定の組入資産明細、信託財産の構成において記載される資産の種類と基本的には同じとなるものと思われませんが、若干の違いが見られるようである。意図があるのでしょうか。基本的には金商法 2 条 1 項に規定の有価証券に準ずるものとするべきではないかと考えます。</p> <p>* 科目設定は、平成 19 年の金商法改正前の名残があるものと思われ。元本補償のある指定金銭信託の受益証券及び銀行等の貸付債権信託の受益証券並びにそれらに係わる受益権が、科目としての「受益証券発行信託の受益証券」又は「信託の受益権」とは別枠扱いとされています。また、この科目が運用報告書の記載事項である信託財産の構成の各資産に適用されるものであれば、信託財産構成から証券投資信託の要件である 50%超の有価証券への投資内容の把握が困難となるのではないのでしょうか。例えば、受益証券発行信託の受益証券の一部が他の科目に入っており、科目としての「其他有価証券」には 50%超の対象有価証券のほか様々なものが入っています。</p> <p>* また、「元本」の概念を明確にすべきではないかと考えます。約款記載事項として、信託の元本及び収益の管理及び運用に関する事項、信託の元本の償還及び収益の分配に関する事項、信託の元本の追加に関する事項等が掲げられています。ここからは、「信託の元本」は、「信託金」を意味すると解釈せざるを得ないとの説が発せられていますが、一方で、信託財産の計算に関する規則及び運用報告書中の「元本」は、信託金でなく当初設定時の 1 口当たり金額をもとに算出される金額を元本(いわゆる「計理上の元本」ともいわれています。)としているものと推察されます。</p> <p>* 投信には元本補償はないですが、法令では、その元本を意図する規定として施行規則 13 条がありますが、そこでは「信託の元本」が記載されており、当該元本は信託金と推察されるのではないのでしょうか。</p>	
投資信託に関する会計規則	全般	<p>外貨建て投資信託に関する規則を追記頂きたい。</p> <p>会計規則等に外貨建て投資信託の取り扱いをすることによって、委託会社、受託銀行、システム・ベンダー等が共通認識を持つことができ、ARFP の導入が容易になり、海外から国内籍投資信託への資金流入が増加することにより、将来的に日本がアジアにおける金融のハブとなる可能性が期待される。</p>	
投資信託に関する会計規則	第 10 条、第 12 条	株価変動準備金、価額変動準備金は制度上存在しなくなっているため削除してほしい。	第 10 条 「、株価変動準備金、価額変動準備金」の文言を削除 第 12 条 削除
投資信託に関する会計規則	第 25 条第 5 項	「利害関係人との取引状況」は運用報告書に同様の帳票があるため、付属明細表から除いてほしい。	該当項目を削除

見直しが必要と考えている規則の名称	該当条項	規則の見直しを必要と考えている理由/見直しにより期待される効果	具体的な規則の見直し案等
投資信託に関する会計規則に関する細則	全体に亘って	① 日次、決算、財表其々の科目が雑多に記載されていて判り辛いので整理すべき。 ② 期末処理がきちんと記載されている科目とそうでない科目があるので正しく記載すべき。 ③ 株価(価額)変動準備金関連 6 科目は未だ必要なか?(分配ルール等には既に記載がない)	
投資信託に関する会計規則に関する細則	第2条～第6条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該細則にて各勘定科目に関する計上時期を定めているが、取引に係る勘定科目等において国内・海外の区別がなく一律の計上時期となっており、実態に則した内容になっていない。</li> <li>・一律の計上時期とすることは、NAVIに対する大口追加設定または解約等の異例なケースにおいては、資産の濃縮化、希薄化などの影響を信託財産が蒙る恐れがある(例:大量売却にかかる取引コストの計上など)。</li> <li>・計上時期を変更することが合理的に好ましいと判断し得る場合には、例外的に計上時期を変更することで、信託財産の健全な運用に繋がることを期待される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該細則に定める計上時期は「原則」とし、計上時期を変更することが合理的に好ましいと判断し得る場合には、運用会社が定める社内基準により計上時期を変更することを許容する。</li> </ul>
投資信託に関する会計規則に関する細則	第2条	勘定科目間の文言および記載事項を統一してほしい。 <計上金額> 帳簿価額を計上するのか、取得価額を計上するのか、勘定科目により記載が異なっている。	”帳簿価額を”⇒”取得価額を”に変更すべき勘定 第2条 資産科目 「抵当証券」、「株券」、「新株予約権証券」、「オプション証券等」、「優先出資証券」、「投資信託受益証券」、「投資証券」
投資信託に関する会計規則に関する細則	第2条	TBA買付を現在特殊債券として計上しているが、通常の債券と区別が付かず、別勘定にするべきと監査法人より指摘があった。 売却は「売付債券」のため、買付についても、「買付債券」を定義する必要があると考えている。	(XX)買付債券 信託財産によるTBA取引(パススルー証券の受渡銘柄を特定せずクーポンのみを定めて行う取引をいう。)の買付金額(買付に要する費用を付加する。)を計上するものとする。当該金額計上の時期は、当該買付約定成立の日とする。 なお、貸借対照表の作成に当たっては、当該買付債券の評価額を計上するものとする。
投資信託に関する会計規則に関する細則	第2条	現状、ETFの現物による交換の場合、約定日に交換対象のバスケット株式を「株券」から「預有価証券」へ振り替える処理を行っている。 規則の資産勘定の記載に当該勘定科目の記載がないため、明記する必要があると考えられる。	(XX)預有価証券 現物拋出型の上場投資信託において、一部解約の実行に伴い信託財産から拋出する有価証券の金額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、一部解約の実行によって計理上元本減少の処理を行う日とする。
投資信託に関する会計規則に関する細則	第2条、第3条	勘定科目間の文言および記載事項を統一してほしい。 <計上時期> 計上時期の記載のない勘定科目が存在する。	計上時期を明記すべき勘定科目 第2条 資産科目 「現先取引勘定」、「前払費用」 第3条 負債科目 「借入金」、「前受金」、「前受収益」、「現先取引勘定」

見直しが必要と考えている規則の名称	該当条項	規則の見直しを必要と考えている理由/見直しにより期待される効果	具体的な規則の見直し案等
投資信託に関する会計規則に関する細則	第2条第2号	<p>* 他の規定、評価、計理に関する規則 24 条 1 項 5 号等から、当条第2号に規定する信託の受益権のうち「のうち」とは、受益証券発行信託の受益証券にも関わり、それぞれに関わる元本補填契約のある金銭信託の受益権を意図しているものと理解します。この場合、同じ金銭信託の受益権が受益証券発行信託の受益証券と信託の受益権に関わることとなりますが、<u>表記上は同じ受益権</u>であっても性格の異なるものであり、当該記載は相応しくないと考えます。<u>受益証券を発行する旨を定めた信託の受益権(「有価証券表示権利」という。)</u>と当該受益証券の発行を「<u>明確に定めていない信託の受益権</u>とは異なるものであり、その識別が必要と考えますが、後者は当該発行の必要がないものと考えます。</p> <p>* また、「受益証券発行信託の受益証券のうち…受益権をいう。」では、受益証券と受益権は異なるカテゴリーであることから、論理矛盾が生じると思います。受益証券発行信託の受益証券で、…受益権を表示するものとすべきであると考えます。(他の規則での同様の記載において同じ。)</p> <p>* なお、受益証券及び受益権はそれぞれが投資対象であることから、他の投資対象と同じく、金銭信託となっている金額でなく、<u>信託財産に属することとなった取得価額を計上することとしてはと</u>考えます。</p> <p>* 金銭信託を説明している()内の記載が同じでありながら、運用等規則 22 条 1 項 2 号イ中では、「金銭信託」が「<u>指定金銭信託</u>」となっています。金銭信託、指定金銭信託の記載をやめて、投資対象名を正式表記とすべきではなかと考えます。</p> <p>* 科目は、基本的に投資対象に基づいて記載すべきではないかと考えます。現在の証券投資信託は、主たる投資対象及びその組入比率が定められており、開示資料からその識別ができるべく規定すべきではないかと考えます。また、投資対象としては、投資の観点で記載すべきと考えます。即ち、当号においては信託でなく、受益証券及び権利の取得金額を計上することとしてはと考えます。現規定は、投信創設時から余資運用としての「指定金銭信託」の名残が感じられます。平成 12 年の法改正において、「金銭信託の受益権」が特定資産とされた段階で、指定金銭信託は「<u>指定金銭信託の受益権</u>」とされるべきであったと考える次第です。約款では平成 19 年の改正まで「<u>指定金銭信託</u>」が対象とされていました。施行規則第 25 条 2 号イ及び信託財産計算規則第 59 条 1 項 2 号イにおいても同様です。</p> <p>* 一般投資家の理解を考えると、金商法に係る科目については、それに準じた科目とすべきではないでしょうか。金商法 2 条 1 項の証券と性格の異なる同条 2 項の権利を同じ科目とすることは、如何なものでしょうか。</p> <p>* 当号の「金銭信託」は第 22 号の「貸付債権信託受益権」と同じ方式で記載されています。「金銭信託」そのものは投資対象とならないものの、「貸付債権信託受益権」はそのものが投資対象となりうるもので、その取り扱いが不明瞭です。また、貸付債権信託受益権と()内のものをまとめて貸付債権信託受益権の勘定として計上するのか、又は()内の<u>もののみ</u>をまとめて貸付債権信託受益権として計上するのか不明確です。</p> <p>* 金商法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託の受益証券とは、網羅的に金銭信託の受益証券を示すものなのか、指定金銭信託の受益証券のみなのか、受益証券発行信託の受益証券で、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第 22 条第 1 項第 2 号に規定する元本の補填の契約をした金銭信託の受益権を表示するものなのか、不明確であると考えます。</p> <p>* 従前に指定金銭信託が余資の運用対象とされていたイメージがあるものと考えます。そもそも指定金銭信託は信託の種類であり、実質的には当号に記載されている金銭信託の受益権であっ</p>	<p>現行規定をもと、考えました。</p> <p>* 信託財産に属することとなった金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号、以下「金商法」という。)第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託の受益証券で、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成 12 年府令第 129 号、以下「投信法施行規則」という。)第 22 条第 1 項第 2 号に規定する元本の補填の契約をした金銭信託の受益権を表示するもの(以下「元本補填締約をした指定金銭信託の受益証券」という。)及び金商法第 2 条第 2 項第 1 号に規定する信託の受益権に該当する投信法施行規則第 22 条第 1 項第 2 号に規定する元本の補填の契約をした金銭信託の受益権(以下「元本補填契約をした指定金銭信託の受益権」という。)(以下「金銭信託」という。)の取得価額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、当該受益証券又は受益権の買付約定成立の日とする。</p> <p>* 金銭信託は、同条第 40 号に関連することからの定義付けとしました。</p> <p>* 個人的には、当号に該当するものは指定金銭信託の受益権のみとし、受益証券発行信託の受益証券は第 10 号の対象とすべきではないかと考えます。</p>

見直しが必要と考えている規則の名称	該当条項	規則の見直しを必要と考えている理由/見直しにより期待される効果	具体的な規則の見直し案等
		<p>たと推察します。これが通称として「指定金銭信託」名として投資対象とされていたものと推察します。</p> <p>* 現行規定で考えると、金商法第2条第1項第14号に規定する受益証券で、信託法185条第3項に規定する受益証券発行信託であり、かつ金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第6条の規定により元本の補填の契約をした金銭信託の受益権を表示するもの及び当該受益権で金商法第2条第2項第1号に規定する信託の受益権に該当するものとしてはとれます。なお、指定金銭信託の受益証券は証券投資信託の主たる投資対象であり、第10号の科目とすべきではないかと考えます。</p> <p>* なお、運用規則22条1項2号イに「<u>指定金銭信託</u>(金商法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託の受益証券)、MMF等規則2条1項10号に「<u>貸付債権信託受益権</u>(金商法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託の受益証券)」の記載があり、疑義を抱かせやすい。また、単に受益証券発行信託の受益証券では、<u>特定金銭信託</u>の受益証券もその一つであり、この取り扱いはどうすべきか。多くの約款の運用対象として「指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)」が定められていますが、その実体について十分な理解が得られていないようです。</p> <p>* また、科目として、金銭信託を残すのであれば、元本補填契約をした指定金銭信託の受益権のみとすべきではないかと考えます。運用報告に記載の「金銭信託」も同様とすべきと考えます。</p>	
投資信託に関する会計規則に関する細則	第2条第8号	<p>「第2号に規定する金銭信託及び第22号に規定する貸付債権信託受益権に該当するもの」を除くということは、それぞれの後の()書き中の信託の受益権に該当するものを除くとの意図と考えますが、()内には信託の受益権以外のものが含まれており、後者にあつては()の前の貸付債権信託受益権そのものも信託の受益権であり、投資対象となる有価証券であり、紛らわしく思われます。除かれるもののみを掲げてはとれますが、個人的には、信託の受益権に該当するものは、この科目にまとめて計上すべきではないかと考えます。</p> <p>* <u>信託の受益権の評価</u>に係る規定が、評価、計理に係る規則に見当たりません。</p>	<p>現行規定を前提にすれば、明確に、()内を「金商法第2条第2項第1号に規定する信託受益権をいい、第2号に規定する元本補填契約をした指定金銭信託の受益権及び金商法第2条第2項第1号に規定する信託の受益権のうち銀行、協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成5年政令第44号)第2条第1項に規定する協同組織金融機関及び金融商品取引法施行令昭和40年政令第321号)第1条の9各号に掲げる金融機関又は信託会社の貸付債権(以下「銀行等の貸付債権」という。)を信託する信託(当該信託に係る契約の際における受益者が委託者であるものに限る。)の受益権(以下「銀行等の貸付債権を信託する貸付債権信託の受益権」という。)を除く。」としてはとれます。</p>
投資信託に関する会計規則に関する細則	第2条第9号	<p>施行令第3条第8号においては、金商法第2条第2項の有価証券に該当するものを除くと規定していますが、匿名組合出資持分でまとめることが可能でしょうか。</p> <p>* 匿名組合出資持分等と「等」ということは、同法2条2項の権利と施行令3条8号の権利は、異なるものと認識されているのではないのでしょうか。ところが、運用報告書の組入れ資産明細では「匿名組合出資持分」と一本化されています。</p>	
投資信託に関する会計規則に関する細則	第2条第10号	<p>除くものが不明確ですので、個別に明確に記載すべきではとれます。「金商法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託の受益証券といいは、()前の受益証券発行信託の受益証券の説明と理解するものの、第2号及び第22号には受益証券発行信託以外のものが記載されており、誤解し易いのではないのでしょうか。特に後者にあつては実態は銀行等の貸付債権を信託の受益証券発行信託の受益証券の意図と考えますが、表面的には貸付債権信託受益権を除くとなっており、混乱しやすいと考えます。</p> <p>また、評価、計理規則第24条第1項第5号も同じタイトル(受益証券発行信託の受益証券)でありながら、同号では逆に含むとされている。考えうるに除くものと含むものは同じものと思われま。表面的な記載は異なっていますが、実質は同じものを示しており、混乱を与えやすいと考えます。</p>	<p>現行規定を前提にすると、()書きを次の通りとしてはとれます。</p> <p>* (金商法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託の受益証券をいい、第2号に規定する元本補填契約をした指定金銭信託の受益証券及び銀行等の貸付債権を信託する信託(当該信託に係る契約の際における受益者が委託者であるものに限る。)の受益権を表示する受益証券(以下「銀行等の貸付債権を信託する貸付債権信託の受益証券」という。)を除く。)</p>

見直しが必要と考えている規則の名称	該当条項	規則の見直しを必要と考えている理由/見直しにより期待される効果	具体的な規則の見直し案等
		* 個人的には、第 22 号の受益証券発行信託の受益証券は、当号に組み入れるべきではないかと考えます。	
投資信託に関する会計規則に関する細則	第2条第 22 号	<p>取得価額の計上に当たっては、貸付債権信託受益権の後の( )内の投資対象である有価証券の取得金額の計上と考えられるものの、貸付債権信託受益権も投資対象となり得るものであり、紛らわしいことから、投資対象そのものをストレートに個別記載としてはとを考えます。</p> <p>* 「貸付債権信託受益権」は、運用報告書の様式及び表示例 2. (5)F その他の有価証券との関連を考慮してのものと考えられるが、F で外国ものと同様に個別列記としてはとを考えます。運用報告書のその他有価証券明細では、項目が貸付債権信託受益権とされています。それぞれの資産が貸付債権信託受益権にまとめられて記載されるのでしょうか、まとめられると、当該受益権には主たる投資対象である受益証券発行信託の受益証券が含まれますので、当該金額が明示されないと、主たる投資対象の組入れ比率が算出できないのではないのでしょうか。旧法では、貸付債権信託受益権とされていましたが、現行法下では、当該受益権に係る受益証券発行信託の受益証券は、当該科目から除き第 19 号の受益証券の科目に入れるべきと考えます。さもなければ、運用報告書での脚注が必要と考えます。</p> <p>* また、外国ものが記載されていますが、第 21 号までの投資対象にも外ものが存在しますが、記載されていません。あえて当号について、外ものを記載するものなのでしょうか。</p>	「及び貸付債権信託受益権……同様の権利の性質を有するものをいう。」を「、第 10 号に規定する銀行等の貸付債権を信託する貸付債権信託の受益証券及び第 8 号に規定する銀行等の貸付債権を信託する貸付債権信託の受益権並びに外国の者の発行する証券又は証書で当該受益証券の性質を有するもの及び外国の者に対する権利で当該受益権の性質を有するものをいう。」の取得価額を計上するものとする。
投資信託に関する会計規則に関する細則	第2条第 38 項、第3条第1項	<p>上記の「参考 証券投資信託の定義」と重複するが、信用取引に関して期末処理における見合勘定との差額計上の記載がないため、資産が二重計上となる。</p> <p>それにより、上記通貨スワップと同様、有価証券比率が 50%を下回る可能性がある。</p> <p>貸借対照表において見合勘定とのネットティング、差額計上をできるようにしてほしい。</p>	『期末処理に当たっては、信用売証券から当該勘定を差し引き、その差額が正数の場合にあっては当該差額を〇〇勘定へ、負数の場合にあっては当該差額を〇〇勘定へ加算するものとする。』等の文言を追加する。
投資信託に関する会計規則に関する細則	第2条(40)、第3条(22)	未収利息及び未払利息について、現状では、マイナス金利を加味した記載がない。	未収利息及び未払利息について、マイナス金利を加味した記載を追加する。 具体的には、未払いに関する項目を追記願いたい。
投資信託に関する会計規則に関する細則	第3条第 45 項	<p>差入委託証拠金について、</p> <p>2001 年の会計士指摘事項に基づいて、期末貸借対照表の作成において、値洗差益金を前受金、値洗差損金を前払金に振替る処理があるが、当該処理が記載されていない。</p>	<p>第 3 条第 45 号に以下の文言を追加する。</p> <p>『なお、期末処理に当たっては、値洗いにより生じた差益金額を前受金勘定へ、差損金額を前払金勘定へそれぞれ加算するものとする。』</p>
投資信託に関する会計規則に関する細則	第4条、第5条、第6条	<p>以下の勘定科目は制度廃止済みのため削除してほしい。</p> <p>第4条 純資産の部 「株価変動準備金」、「価額変動準備金」</p> <p>第5条 費用の部 「株価変動準備金積立額」、「価額変動準備金積立額」</p> <p>第6条 収益の部 「株価変動準備金取崩し額」、「価額変動準備金取崩し額」</p>	該当項目を削除
投資信託に関する会計規則に関する細則	第4条第1号	<p>「(1)元本」とは、計理上の元本額(当初信託金の1口当たり金額に受益権口数を乗じて得た金額をいう。)と考えられます。追加信託金は元本部分と収益調整金(追加信託差損益金)とに区分計理され、その元本部分を意図しているものと考えられます。当該元本は信託金から派生するものであり、追加信託が元本ありきではないといえます。</p> <p>* 「元本の追加設定を行う」の「元本」は、投信法 4 条 2 項の「信託の元本」であると推察されることから、それぞれの「元本」に従った記載とすべきではないかと考えます。従って、「元本の追加設定」を「元本の追加信託」に改めてはとを考えます。この場合の元本は信託金又は金銭と考えられます。第 5 条第 8 号、第 15 号、第 16 号、第 6 条第 10 号、第 15 号、第 16 号において同じ</p> <p>* 投信法施行規則 7 条 3 号に「元本の追加信託」の記載がありますが、この「元本」は、同号中に</p>	<p>「信託設定の日又は元本の追加設定を行う日」を「信託の設定日(又は信託契約日)又は元本(又は金銭)の追加信託を行う日」としてはとを考えます。「計理上元本減少の処理を行う」を「計理上の元本減少の処理を行う」に変更</p> <p>* 同じ記載が他にも存在する。</p>

見直しが必要と考えている規則の名称	該当条項	規則の見直しを必要と考えている理由/見直しにより期待される効果	具体的な規則の見直し案等
		記載の「信託の元本」の「元本」を指すものと考えます。当該元本＝信託金の考えから、受益証券には「元本の限度額」を「信託金の限度額」として記載しています。	
投資信託に関する会計規則に関する細則	第4条第1号ほか	<p>インデックスファンドを始めとする国内投資信託は、投資資産の内外に関わらず、ベンチマークのパフォーマンスに高度に追従するためには、一部追加設定代金分のエクスポージャーを速やかに取る必要がある。</p> <p>国内投資信託の場合、速やかにエクスポージャーを取るために、一部追加設定代金の金額が判明した時点で取引約定を行うと、約定日には約定代金に手数料を加算した受渡金額が計上（借方：株式、貸方：未払い金）されることとなる。これは、既存の信託財産＝既存投資家（＝追加設定代金計上前の信託財産）のみに想定しない影響（一部追加設定にかかる費用による影響）が生じる。なお、追加設定にかかる金額が大きく、既存信託財産が小さいほどこの影響が大きくなる。なお、影響を限定的にするために、市場の引けもしくは国内投信の評価で使用される価格に近い価格でしか取引できず、最良執行ができないなど、取引手法にも制約が生じるものとなっている。つまり、受益者にとっても最良な会計手法ではないと考えられる。</p> <p>しかしながら、この影響を懸念して元本計上日に取引が計上されるよう執行を行うと、例えばベンチマーク連動を目指す商品としては、余裕資金分のドラッグが発生し、連動性が低下する。</p> <p>他方、多くの諸外国の投資信託または投資法人においては、約定日ではなく、元本計上日に取引が計上されることとなっている。このため、国内投信のような問題に直面しないため、ベンチマークとの連動制が確保しやすく、また最良執行も行うことが出来ることとなっている。</p> <p>例えばARFPの導入など海外投資家からの投資を見据えた上で、国内投信の会計手法を、諸外国でファンドと同様の会計手法が採用できるよう改訂していただきたい。</p>	<p>国内資産に投資する投資信託（当日の基準価額は、当日の国内資産の価格を反映している。） 計上方法：当日の取引はすべて翌営業日に計上することとする。</p> <p>海外資産に投資する投資信託（当日の基準価額は、前日の海外資産の価格を反映） 計上方法：当日の取引は、すべて翌々営業日に計上することとする。</p> <p>上記計上方法の場合、大口の追加設定が発生した場合でも、当該追加設定代金に基づく取引が元本計上日に計上されるため、既存投資家へのみ想定しない影響はでることがなくなる。</p>
投資信託に関する会計規則に関する細則	第5条第6号	単純ミスと考えます。他の記載に合わせました。	「信託約款」を「約款」に変更。
投資信託に関する会計規則に関する細則	第5条第7号 第6条第9号	<p>受益証券の当初発行価額とは、次号に記載されている元本額と同義語であると考えられることから、元本額としてはと考えます。第4条第1号の元本とも同じで、計理上の元本額と考えられます。次号の「元本の追加信託」の元本は信託金と考えます。</p> <p>*「受益証券の当初発行価額と解約価額との差額」は、単価ベースと考えられますが、解約差損金は総額ベースではないでしょうか。即ち、差額に解約口数を乗じた額であると考えられます。</p>	「一部解約の対象となった受益証券の当初発行価額と解約価額との差額」を「当該一部解約に係る元本額と解約金額との差額」としてはと考えます。また、「計理上元本減少の処理を行う日」を「計理上、元本減少の処理を行う日」に変更
投資信託に関する会計規則に関する細則	第6条第6項	<p>第6条 収益の部</p> <p>配当金が100%計上に変更されたのに配当株式は旧制度のまま90%計上と定められている。配当株式について予想配当数量の100%で計上できるようにしてほしい。</p> <p>（2020年3月のコンダカホールディングスによる子会社株式の現物配当（株式分配型スピノフ）の際に「配当株式」として処理できなかった）</p>	<p>予想配当数量の90%以下に相当する数量の券面額又は発行価額を計上 →予想配当数量の100%以下に相当する数量の券面額又は発行価額を計上</p>
投資信託に関する会計規則に関する細則	第8条第5項 別紙様式第3号	<p>投資信託に関する会計規則第25条第5項と同様</p> <p>「利害関係人との取引状況」は運用報告書に同様の帳票があるため、付属明細表から除いてほしい。</p> <p>また様式に関しても運用報告書は投資商品の追加等に対応して改定されているが、付属明細表の様式は改定されていないので、作成するのであれば、運用報告書と様式を同じにしてほしい。</p>	該当項目を削除
投資信託に関する会計規則に関する細則	第8条第5項 別紙様式第3号	取引対象が運用報告書の取引対象と異なっているので、調整が必要と考えます。	

見直しが必要と考えている規則の名称	該当条項	規則の見直しを必要と考えている理由/見直しにより期待される効果	具体的な規則の見直し案等
投資信託に関する会計規則に関する細則、「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する委員会決議」の「1万口当たりの費用明細」記載例	第5条(10)	「その他費用」として計上可能な費用の類型を見直しいただきたい。現行の運用報告書表示例(1万口当たりの費用明細)では、類型として保管費用・監査費用のみが挙げられているが、実務では信託事務の処理費用、法定資料の作成・印刷費用の計上など、保管費用・監査費用より多額な事例も見受けられる。類型を見直すことにより、受益者への公平な開示、ファンド間・委託会社間の運営の比較可能性の向上に資すると考える。	「その他費用」として計上可能な費用の類型を見直しいただきたい。現行の運用報告書表示例(1万口当たりの費用明細)では、類型として保管費用・監査費用のみが挙げられているが、実務では信託事務の処理費用、法定資料の作成・印刷費用の計上など、保管費用・監査費用より多額な事例も見受けられる。類型を見直すことにより、受益者への公平な開示、ファンド間・委託会社間の運営の比較可能性の向上に資すると考える。
投資信託財産の評価及び計理等に関する規則	全般	流動性リスク管理ツールとして、スイングプライス、変動性の留保金(設定・解約)、Anti-dilution levy, Redemption gates、side pockets、(現物での設定解約(注)法令事項)を国内投信でも採用できるよう会計規則・評価規則にこれらのツールを導入・明示して頂きたい。	
投資信託財産の評価及び計理等に関する規則	第1条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・字句の修正</li> <li>・規則中「投資信託財産」「信託財産」の使用が混在するが、「信託財産」でなければならない箇所を除き法令用語の「投資信託財産」に統一すべき。</li> </ul>	<p>たとえば、次のように改める。</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、投資信託財産(以下「信託財産」という。)の組入資産の評価及び計理処理並びに<b>投資信託</b>の受益証券(振替投資信託受益権を含む。以下同じ。)の基準価額の算出等について定め、<b>会員が業として行う</b>投資信託財産の評価及び計理の適正化を図り、もって<b>投資者投資信託等の制度に基づいて発行される各種の証券の購入者等</b>の保護に資することを目的とする。</p>
投資信託財産の評価及び計理等に関する規則	第3条	2019年7月4日に企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」等が公表され、時価が出口価格であることが定義されたが、本規則における時価算定が必ずしも出口価格にはならない事例が起こってしまう場合も存在する。すでに当該商品群の規則に、そのような事例が起こった場合の規則が付記されている場合もあるが、その他起こり得る事例について、原則の条項に項目を付記することを提案したい。	<p>組入れ資産の評価の原則に新たな項目(3)を付け加える。</p> <p>(3)組入資産の評価に当たり、企業会計基準第29号「時価の算定に関する会計基準」の観点から、本規則で定める規定による時価算定が適当でないと委託会社が判断した場合には、委託会社は忠実義務に基づき当該委託会社が合理的事由をもって認める評価額又は受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって認める評価額により評価することができるものとする。</p>
投資信託財産の評価及び計理等に関する規則	第3条	2019年7月4日に企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」等が公表され、時価が出口価格であることが定義されたが、本規則における時価算定が必ずしも出口価格にはならない事例が起こってしまう場合も存在する。すでに当該商品群の規則に、そのような事例が起こった場合の規則が付記されている場合もあるが、その他起こり得る事例について、原則の条項に項目を付記することを提案したい。	<p>組入れ資産の評価の原則に新たな項目(3)を付け加える。</p> <p>(3)組入資産の評価に当たり、企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」の観点から、本規則で定める規定による時価算定が適当でないと委託会社が判断した場合には、委託会社は忠実義務に基づき当該委託会社が合理的事由をもって認める評価額又は受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって認める評価額により評価することができるものとする。</p>
投資信託財産の評価及び計理等に関する規則	第6条 第7条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上場国内株式等の銘柄の評価市場の決定について本会の独自の方法でなく、法令により定められナショナル・ルールとなっている「主たる市場」に改める。</li> <li>東証 平成25年9月4日付「空売り規制に係る主たる市場の取扱い及びその公表について」</li> <li>・有価証券の取引等の規制に関する内閣府令</li> <li>・金融商品取引法施行令第二十六条の四</li> <li>・体言止めに続いて文がくるときは、例外的に体言の後に「。」を打つ。</li> <li>・字句の修正</li> </ul>	<p>たとえば、次のように改める。</p> <p>(国内取引所の上場株式の評価)</p> <p>第6条 国内の金融商品取引所(金融商品取引法(昭和23年法律第25号、以下「金商法」という。)第2条第16項に規定する金融商品取引所をい<b>い</b>う。以下「取引所」という。)に上場<b>されて</b>いる株式は、<b>原則として当該取引所次項に定める主たる市場</b>における計算日の最終相場で評価するものとする。</p> <p>2 <del>二以上の取引所に上場されている前項に規定する株式の主たる市場は、次の各号に定めるところにより評価する</del>有価証券の取引等の規制に関する内閣府令(平成19年内閣府令第59号)第12条第7項に規定する取引所金融商品市場として取引所が公表するところによるものとする。</p> <p>以下(各号列記、次項以下)を削る。</p> <p>第7条 削除</p>
投資信託財産の評価及び計理等に関する規則	第11条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・字句の修正</li> <li>・主部、述部の対応(第2項)の修正(…の評価は、…により評価するものとする。)</li> </ul>	<p>たとえば、次のように改める。</p> <p>(発行日取引を行っている新株式の評価の特例)</p> <p>第11条 発行日取引を行<b>っている新</b>により<b>売買を行う</b>株式については、<b>第9条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合にはこの区分に応じ、第9条の規定にかかわらず</b>当該各号に定める価</p>

見直しが必要と考えている規則の名称	該当条項	規則の見直しを必要と考えている理由/見直しにより期待される効果	具体的な規則の見直し案等
			<p>額により評価するものとする。  (各号列記部分略)</p> <p>2 前項の規定に基づき旧株式の最終相場で評価することとなった日の翌営業日以降の当該新株式の評価は、次の各号に掲げる場合についての区分に応じ、当該各号に定める価額により評価するものとする。  (各号列記部分略)</p>
投資信託財産の評価及び計理等に関する規則に関する細則	第 11 条別紙様式第 1 号	<p>現行規則は、1口当たりのインカムゲイン簡便的に算出するものだが、あまりに単純かつ一律の適用を求めている内容となっており、組入れている債券等の特性によっては、本来ならば正当に得られる分配金を受益者が受けられない等の弊害が生じ得る。</p> <p>算出方法において委託者に一定の判断・裁量を与えることにより、より正当な分配を実現する、商品設計の自由度が高まる等の効果が期待される。</p>	<p>別紙様式第 1 号  記載上の注意</p> <p>1. 分配可能額計算書  (5)当ファンドの期中平均残存受益権口数は当該計算期間の各月末(※)の残存口数の単純平均を計上する。ただし、決算月について、計算期末までの状況を記載する場合は、各月末及び計算期末の単純平均を計上する。【中略】</p> <p>(※)単位型投資信託において、配当等収益の計上が当該計算期間中の特定の期間に集中している場合は、委託者の判断により、配当等収益の計上が集中している各月末のみとすることができる。</p>
投資信託財産の評価及び計理等に関する規則	第 14 条	<p>未上場株式の評価  未上場株式は気配値で評価することになっており、気配値の発表がない場合は直近の純資産価額に基づく価額と比較していずれか低い方とされているが(第 14 条)、スタートアップ企業などでは純資産価額は低くなりがちであり、マーケットにおける評価方法としては通常 DCF 法が用いられている。同規則に基づく、気配値の発表がない銘柄については将来キャッシュフローを時価評価に取り込むことができず、マーケット評価との乖離が生じることになる。すなわち、現行の未上場株式の評価に関するルールは、公正価値を反映しているとは言い難い状況にある。マーケットの実情に応じて見直しを行うか、ある程度柔軟性を認めたルールとするのが望ましい。</p>	
投資信託財産の評価及び計理等に関する規則	第 15 条 2 項	<p>外国株式の評価は、複数の国で上場されている外国株式は、原則として取得した通貨表示で株式を上場している取引所とあるが、該当する取引所が複数ある場合の、価格採用ルールについて明確化して頂きたい。取引所ごとに CEDOLコードが違ったりする場合もあり、基本的には買った取引所であると考えられるが、その理解で良いか。</p>	
投資信託財産の評価及び計理等に関する規則	第 16 条第 1 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・字句の修正</li> <li>・法令番号</li> <li>・「旧商法」商法(明治 23 年法律 32 号)のことではないはず。</li> </ul>	<p>たとえば、次のように改める。  (国内転換社債等の評価)</p> <p>第 16 条 取引所に上場されている転換社債及び会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 236 条第 1 項第 3 号のみに規定する財産が新株予約権付社債についての社債であって、当該社債と新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしている新株予約権付社債券(会社法施行前の旧商法(明治 32 年法律第 48 号)第 341 条の 3 第 1 項第 7 号及び同項第 8 号の定めがある新株予約権付社債券を含む。)(以下「転換社債等」という。)は、原則として、当該取引所における計算日の最終相場で評価するものとする。</p>
投資信託財産の評価及び計理等に関する規則	第 16 条	<p>国内上場 CB の評価  国内上場 CB は取引所終値で評価することになっているが(第 16 条)、マーケットの実態としては、上場商品といえどもセカンダリーでの取引はほとんどなく、大部分が相対で取引されており、</p>	

見直しが必要と考えている規則の名称	該当条項	規則の見直しを必要と考えている理由/見直しにより期待される効果	具体的な規則の見直し案等
		<p>相対で価格が形成されている。同規則に基づくと、かつて取引所で売買が成立した価格が時価として採用し続けられることになり、実質時価と乖離が生じることになる。すなわち、現行の国内上場 CB の評価に関するルールは、公正価値を反映しているとは言い難い状況にある。マーケットの実情に応じて見直しを行うか、ある程度柔軟性を認めたルールとするのが望ましい。</p>	
投資信託財産の評価及び計理等に関する規則	第 21 条	<p>公社債等の評価現行の規則によれば、公社債等の評価にあたっては、(i) 日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値)、(ii) 金商業者等の提示する価格(除く売り気配)、(iii) 価格情報会社の提供する価格、のいずれかで評価することとされている。</p> <p>債券の時価評価にあたっては、公正価値の原則に基づき、一般的に最も公正価値と考えられ得る値、すなわち平均値での評価が考えられるが、日次で基準価額が算出され、かつ日次で設定解約が行われる国内籍投信においては、基準価額は投資対象の証券の売買価格を意味している。</p> <p>すなわち、採用時価としては、買い気配値(Bid)を原則とすることにより、受益証券の設定・解約との平仄を保つことが望ましい。</p>	
投資信託財産の評価及び計理等に関する規則	第 23 条	規則名を MRF を主体とするものに変えてほしい。	MMF等の運用等に関する規則 →MRF等の運用等に関する規則
投資信託財産の評価及び計理等に関する規則	第 24 条第3号		「外国法人の発行するものでこれと同様の性質を有するものを含む。」を「国の者の発行する証券又は証券で当該受益証券の性質を有するもの」変更
投資信託財産の評価及び計理等に関する規則	第 24 条第1項第5号	<p>* 受益証券発行信託の受益証券(金商法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託の受益証券をいい、貸付債権信託受益権と指定金銭信託を含む。)とは、当該受益証券に含まれるということは、貸付債権信託受益権と指定金銭信託とも受益証券発行信託の受益証券とみなすということでしょうか。</p> <p>* 「金商法第2条第1項第 14 号に規定する受益証券発行信託の受益証券のうち銀行、協同組織金融機関及び金融商品取引法施行令第1条の9各号に掲げる金融機関又は信託会社の貸付債権を信託する信託(当該信託に係る契約の際における受益者が委託者であるものに限る。)の受益権をいう」及び「金商法第2条第1項第 14 号に規定する受益証券発行信託の受益証券のうち投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第 22 条第1項第2号に規定する元本補填契約のある金銭信託の受益権をいう。」とは、意味不明と考えられます。即ち、受益証券のうちの権利とは理解困難です。受益証券と権利はカテゴリーの異なるものと考えられるからです。</p> <p>◆意図するところは、「受益証券発行信託の受益証券で、……貸付債権を信託する信託の受益権を表示するもの及び……元本補填契約のある金銭信託の受益権を表示するものを含む。」ということではないでしょうか。</p> <p>* 受益証券に表示される権利は有価証券表示権利で金商法第 2 条第 1 項第 14 号の有価証券とみなされますが、受益証券とかかわりのない権利であれば第 2 項第 1 号に規定する信託の受益権ということになると考えます。</p> <p>* 次の疑問があります。</p> <p>商法 2 条 1 項 14 号の受益証券発行受益証券で、特定の貸付債権を信託する信託の受益権及び元本補填契約付きの指定金銭信託の受益権を表示するものを意図されているものと考えますが、会計規則細則第2条第 10 号では当該二つの受益証券は、受益証券発行信託の受益証券から除かれています。これをここでは、追加したということでしょうか。</p> <p>また、信託の受益権についての評価が記載されていません。前記二つの受益権と信託の受益権の評価方法は異なっているのでしょうか。</p>	

見直しが必要と考えている規則の名称	該当条項	規則の見直しを必要と考えている理由/見直しにより期待される効果	具体的な規則の見直し案等
		* 会計規則細則でも述べましたが、金商法に従った資産に対応した科目又は評価とすべきではないでしょうか。一般的な判断は、そのような分類に応じてなされるのではないのでしょうか。	
投資信託財産の評価及び計理等に関する規則	第 26 条第 2 項	・字句の修正	たとえば、次のように改める。 2 第 21 条の規定は、出資証券等のうち取引所に上場されていない出資証券等(以下「未上場出資証券等」という。)の評価について準用する。この場合において、同条第 1 項中「国債証券、地方債証券その他の細則で定める有価証券等(以下「公社債等」という。 )とあるのは「未上場出資証券等」と、同条第 2 項中「当該公社債等」とあるのは「当該未上場出資証券等」と読み替えるものとする。
投資信託財産の評価及び計理等に関する規則	第 26 条第 3 項	・字句の修正	たとえば、次のように改める。 3 前 2 項の規定は、外国又は外国の者の発行する証券又は証書で同様の性質を有するものについて夫々それぞれ準用する。
投資信託財産の評価及び計理等に関する規則	第 27 条		「国内 CD」を「国内の譲渡預金証書」に変更
投資信託財産の評価及び計理等に関する規則	第 28 条	投資信託財産の評価及び計理等に関する規則第 28 条に、市場デリバティブ取引の評価等についての条項において、海外取引所上場デリバティブ取引の評価については計算日に知り得る直近の日の清算値段等又は最終相場で評価するものとされているが、海外市場の中には清算値段を発表しない市場もある。また知り得る直近の日の最終相場が複数営業日前のものとなってしまう場合もあり、この評価方法による時価が適当でないと判断される場合が生じることがある。そのような場合の規則として、外国株式と同様の文言の付記を提案したい。	以下の通り外国株式の評価第 15 条 3 条と同様の文言を付記する。 前 1～3 項の規定にかかわらず、清算値段や最終相場がない状態が一定期間経過した場合、又は直近の日の最終相場によることが適当でないと委託会社が判断した場合には、委託会社は忠実義務に基づき当該委託会社が合理的事由をもって認める評価額又は受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって認める評価額により評価することができるものとする。
投資信託財産の評価及び計理等に関する規則	第 28 条	投資信託財産の評価及び計理等に関する規則第 28 条に、市場デリバティブ取引の評価等についての条項において、海外取引所上場デリバティブ取引の評価については計算日に知り得る直近の日の清算値段等又は最終相場で評価するものとされているが、海外市場の中には清算値段を発表しない市場もある。また知り得る直近の日の最終相場が複数営業日前のものとなってしまう場合もあり、この評価方法による時価が適当でないと判断される場合が生じることがある。そのような場合の規則として、外国株式と同様の文言の付記を提案したい。	以下の通り外国株式の評価第 15 条 3 条と同様の文言を付記する。 前 1～3 項の規定にかかわらず、清算値段や最終相場がない状態が一定期間経過した場合、又は直近の日の最終相場によることが適当でないと委託会社が判断した場合には、委託会社は忠実義務に基づき当該委託会社が合理的事由をもって認める評価額又は受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって認める評価額により評価することができるものとする。
投資信託財産の評価及び計理等に関する規則	第 28 条、第 29 条	昨今 CCP(セントラル・カウンター・パーティ、中央清算機関)を通じて決済される取引が増加しているため。	CCP(セントラル・カウンター・パーティ、中央清算機関)を通じて決済される取引の評価対応を追記する。(CCP が発表する評価額、金融商品取引業者又は銀行等が提示する価額もしくは価格情報会社の提供する価額など)
投資信託財産の評価及び計理等に関する規則	第 28 条第 1 項	・字句の修正	たとえば、次のように改める。 (市場デリバティブ取引の評価等) 第 28 条 取引所に上場されている市場デリバティブ取引(金商法第 2 条第 21 項に規定する市場デリバティブ取引及び投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成 12 年政令第 480 号。以下この条及び次条において「政令」という。)第 3 条第 10 号イ、同号ハ及び同号ニに規定する商品投資取引のうち商品市場において行う取引ものをいう。)は、当該取引所が発表する計算日の清算値段又は帳入値段(以下「清算値段等」という。)で評価するものとする。なお、受渡決済を行った場合は、受渡銘柄が確定した日から当該受渡銘柄の評価を行うものとする。
投資信託財産の評価及び計理等に関する規則	第 28 条第 2 項	・字句の修正	たとえば、次のように改める。 2 海外取引所に上場されている外国市場デリバティブ取引(金商法第 2 条第 23 項に規定する外国市場デリバティブ取引及び政令第 3 条第 10 号イ、同号ハ及び同号ニに規定する商品投資等取引のうち海外商品市場において行う取引をいう。以下「外国市場デリバティブ取引」という。)は、当

見直しが必要と考えている規則の名称	該当条項	規則の見直しを必要と考えている理由/見直しにより期待される効果	具体的な規則の見直し案等
			該海外取引所が発表する計算日に知り得る直近の日の清算値段等又は最終相場で評価するものとする。
投資信託財産の評価及び計理等に関する規則	第 29 条第 1 項	・字句の修正	たとえば、次のように改める。 (店頭デリバティブ取引の評価) 第 29 条 金融商品市場及び外国金融商品市場によらないで行う店頭デリバティブ取引(金商法第 2 条第 22 項に規定する店頭デリバティブ取引及び政令第 3 条第 10 号に規定する掲げる商品投資等取引(前条第 1 項及び同条第 2 項に規定する取引に該当する商品投資等取引ものを除く。)をいう。)は、金融商品取引業者又は銀行等が提示する価額若しくは価格情報会社の提供する価額で評価する。なお、金融商品取引業者又は銀行等が提示する価額で評価する場合にあっては、売気配相場による評価は行わないものとする。
投資信託財産の評価及び計理等に関する規則	第 32 条	外貨建資産の評価レートは、計算日における対顧客相場の仲値をもとにしているが、その発表後、為替の大幅な変動で公示相場が停止されると、再公示された相場が評価レートに使用される。外貨資産を組み入れるファンド、特にインデックスファンドでは、連動性を維持するため為替については TTM をターゲットに執行しているため、TTM が修正されると連動性が損なわれてしまう。	一定の要件を満たすファンド(例えばインデックスファンド)は、当日の TTM レートのまま評価を行うことを許容して欲しい。
投資信託財産の評価及び計理等に関する規則	第 32 条	外貨建資産の評価レートについて、TTM に限られず、一般に用いられている為替、例えば WM Reuter を用いる事を可能とすること 現在、国内籍投資信託の外貨建資産の評価レートについては「計算日における対顧客相場(対顧客直物電信売買相場をいう。)の仲値(売相場と買相場の平均値をいう。以下同じ。)をもとに細則で定める計算方法により算出されるレート」と規定されているが、多くの投資信託がベンチマーク、または参考指標とする指数は WM Reuter の為替レートを用いる事が一般的である。特にパッシブ運用においては使用する為替レートの違いがトラッキングエラーの原因となる。国内籍投資信託においても年金の特金口座同様に WM Reuter を為替レートとして用いる事を可能とすることによって為替レートの違いによるトラッキングエラーの発生を防ぐことができると考える。	一定の要件を満たすファンド(商品性において具体的に適用為替レートを定めている場合)は、異なるレート(例えば WM ロイター)により評価を行うことを許容して欲しい。
投資信託財産の評価及び計理等に関する規則	第 33 条	為替ヘッジ付きファンドで、信託財産に対して長期の為替予約によりヘッジしている場合は、かかる取引により固定されたヘッジコストが信託財産にとっての費用であると考えられますところ、日々変化する直物の為替レート(投資信託財産の評価及び計理等に関する規則に関する細則第 8 条第 1 項で定めるレート)で値洗いすることは実質的な費用を反映しないと思われれます。	条文に但し書きを設けて、長期為替予約により信託財産の為替リスクをヘッジしている場合は、当該長期為替予約に係るヘッジコストを当該予約期間で按分して、日々信託財産に計上することができるよう、改正していただきたい。
投資信託財産の評価及び計理等に関する規則	第 39 条	親投資信託の設定・解約に係る計理について、設定については申込日当日に行い、解約については申込日翌日に行う場合、同日の設定・解約に伴う資金の流入出が計理上適切に反映されないのではないか。	設定・解約ともに申込日当日に計理を行うこととする。
投資信託財産の評価及び計理等に関する規則	第 40 条	「財形給付金ファンドの組入債券が上場廃止又は店頭登録廃止となった場合には、当該債券の上場廃止日又は登録廃止日の直前の日の最終相場で評価換えし、帳簿価額を当該評価額に訂正するとともに、当該評価換えに伴う評価益又は評価損を有価証券等売買益又は有価証券等売買損にそれぞれ加算するものとする」とあるが、当該処理が不要であれば削除してほしい。	当該項目を削除
投資信託財産の評価及び計理等に関する規則	第 44 条	(外貨の売買) 第 44 条外貨の取得及び売却は、投資信託財産の計算に関する規則(平成 12 年府令第 133 号)第 60 条及び第 61 条に定めるところにより処理するものとする。 府令の規則には、当日送金や入金分を含めた回金に関する規定が存在しない為、前日残高の補正が必要になっている。	府令に当日送金や入金分を含めてよい旨回金の規定を改正してほしい。

見直しが必要と考えている規則の名称	該当条項	規則の見直しを必要と考えている理由/見直しにより期待される効果	具体的な規則の見直し案等
投資信託財産の評価及び計理等に関する規則	第 44 条	(外貨の売買) 第 44 条外貨の取得及び売却は、投資信託財産の計算に関する規則(平成 12 年府令第 133 号)第 60 条及び第 61 条に定めるところにより処理するものとする。 府令の規則には BS 上純資産がマイナスの際の回金方法についての記載がない。	府令の規則には、BS 上純資産がマイナスの際の回金方法についての記載がないので追加していただきたい。
投資信託財産の評価及び計理等に関する規則	第 51 条	第 2 項において「投資信託受益証券の基準価額の算定については、基準価額表示通貨毎に原則として日々計算するものとする。」と規定されているが、成功報酬を徴収する投資信託、時価取得が日次では困難な資産を組み入れている等の理由によっては基準価額を日次で算出することとせず、実情に合った頻度を選択可能とすることにより、基準価額算出にかかる業務負荷の減少、ひいてはコスト削減につながるものと思料する。また、実際には組み入れ資産の評価が日次で行えないファンドの評価を日次で行うことは、投資家を誤認させるリスクにもつながりうると考える。	当該規程について、資産クラスごとに柔軟な対応が可能となる条文の追加。 たとえば、「成功報酬を徴収する投資信託、時価取得が日次では困難な資産を組み入れている等」の場合は例外とする条文として頂きたい。
投資信託財産の評価及び計理等に関する規則	第 51 条第 2 項	基準価額の算出頻度 現行の規則によれば、投資信託の受益証券の基準価額は、原則として日々計算することとされている。 一方、私募投資信託においては顧客のニーズに応じて個別に設定されることから、必ずしも日々設定解約が行われるわけではなく、日々の基準価額算出は様々な観点で過剰となっている可能性があると思われる。 少なくとも私募投資信託において、基準価額の算出頻度の基準を緩和するか、実態に即した基準価額算出頻度とすることが必要ではないか。	
投資信託財産の評価及び計理等に関する規則	第 52 条第 1 項	運用報告書の「資産、負債、元本及び基準価額の状況」において、残存受益権総口数とされています。	「残存受益権口数」を「残存受益権総口数」に変更
投資信託財産の評価及び計理等に関する規則	第 55 条	長寿大国日本において、安定的なキャッシュフローを確保したい退職者のニーズに合わせた定期的に資金/元本を払い出す商品が必要とされている。 現状、元本の一部を実質的な分配原資とするために、一般的には二層構造スキームが採用されており、分配原資に対して制約を受けない諸外国にファンドを設立し、国内石ファンドから投資を行っている。外国籍岩度から支払われた分配金は同ファンドの投資家である国内籍ファンドにおいて分配可能な収益である「配当等収益」として認識されるため、この二層構造により、分配金の支払いに柔軟性を確保している。 ただし、上記は分配の柔軟性を得るためだけのスキームであり、外国籍ファンドの設立には費用が伴い、最終的な投資家が負担する間接的な費用は決して安いものでない。退職者のニーズにこたえることを目的に定期的な取崩しに対応するファンドの設立を日本で促進するためにも、要件を満たす場合に限り、会計上の制約を免除すべきと考えている。	ファンドの投資目的に沿った場合であって、以下条件を満たす場合、分配原資の制約の緩和(配当等収益、売買損益以外の元本部分からの分配を可能とする。)して頂きたい。 ・ファンドの投資目的の一部として元本の取り崩しが明示されている場合 ・ファンドの運用戦略が長期投資に適している場合
投資信託財産の評価及び計理等に関する規則	第 55 条ほか	上場投資信託は、基準価額に加え、上場市場での取引価格が存在する。上場投資信託の権利落ち日(休日が決算日の場合はその日まで)は市場での取引価格と基準価格に権利落ち分相当の乖離が生じる。(つまり、決算日をまたぐ設定・交換を受付ける設計とした場合は、投資家が分配金を二重取りするケースがでてくるため、国内上場 ETF は設定・交換の受付停止日を設けている。これにより証券会社は投資家の売買需要に対応しにくい日が生じている。 受付停止期間がなくなれば、証券会社が一層投資家の売買需要に対応しやすくなる。	上場投資信託については、申込み不可日をなくすために、分配の権利落ち日に基準価額が下落するようにして頂きたい。
投資信託財産の評価及び計理等に関する規則	第 55 条第 1 項	現在、所謂「毎月配当型投信」のような定期的な配当支払いを可能とする投資信託を組成しようとする場合、配当原資の認識方法の仕組み上、ハイイールド債など比較的高リスクの有価証券を利用せざるを得ない状況となっている。定期的な配当支払いを行う投資信託については「タコ配」な	交付目論見書に分配原資に係る留意事項を記載することを条件として、第 1 項第 4.5,7 号の適用除外を認める。

見直しが必要と考えている規則の名称	該当条項	規則の見直しを必要と考えている理由/見直しにより期待される効果	具体的な規則の見直し案等
		<p>どと称され、金融庁が推進する長期投資の精神に反するという意見もあるものの、高齢者が資産を安定的に取り崩す手段としてのニーズが高いことも事実である。</p> <p>投資対象の有価証券によらず自由度の高い配当方針を行うことが可能となるよう、投資家に対する説明責任を課した上で現行の配当原資の認識方法を柔軟化すべきではないか。</p>	
投資信託財産の評価及び計理等に関する規則	第 58 条第 1 項第 4 号	<p>元本総額(一口当たりの元本額に受益権口数を乗じて得た金額をいう。)としていますが、不明確ではないでしょうか。一概に元本といっても、投信法で定められた約款記載事項である「<u>信託の元本</u>」と「<u>当初設定時における一口当たり金額(元本)</u>」が存在します。後者は、<u>計理上の元本</u>ともいわれています。前者は、信託銀行に信託された元本(信託金)といわれています。識別して使う必要があるのではないのでしょうか。</p> <p>* 施行規則、運用報告書上で使用されている元本は、いわゆる計理上の元本といわれている元本と考えます。信託の元本は一般的に帳簿上に表記されていないようです。即ち、信託金は、計理を行う上で計理上の元本と収益調整金(追加信託差損益金)に区分計理されていることによります。一般に、「<u>信託金=(計理上の)元本+追加信託差損益金</u>」といわれる所以です。</p> <p>* 当条における元本は計理上の元本、即ち、当初設定時における一口当たり金額に基づく元本といえるのではないのでしょうか。追加信託差損益金が出ています。差益金が発生しないのは、公社債投信においては計理上の元本を上回る額での設定がないからと考えます。</p> <p>* 株式投信において、計理上の元本をいわゆる元本とすると、元本返戻金(収益調整金の分配)が発生した後の元本が当初元本(計理上の元本)を下回るを得ないこととなり、通常認識では考えられないこととなります。元本を信託の元本とすれば、収益調整金の分配が行われることにより、その額が減額されるのみで、計理上の元本は減額されることはありません。</p> <p>* 運用報告書等規則では第 22 条第 3 号、第 4 号において、信託元本、投資元本の記載があります。調整が必要と考えます。投資元本については元本の払戻しということであり、収益調整金の払い戻しと考えられます。即ち、当該元本は信託金(信託の元本)であり、そのうちの収益調整金の払戻しといえよう。</p>	「収益分配前の信託財産純資産総額が元本総額(一口当たりの元本額に受益権口数を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)」を「収益分配前の信託財産純資産総額が元本総額(当初設定時の一口当たりの金額に受益権総口数を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)」に変更
投資信託財産の評価及び計理等に関する規則	第 59 条第 2 項	<p>個別元本総額を「受益者が当該投資信託に信託した額の総額をいう。」としていますが、委託者指図型投資信託においては受益者が直接信託することはできず、約款では委託者が信託するとされています。信託財産ベースでは、所得税法施行令 58 条においても規定されている<u>信託されている金額</u>(信託金ともいわれています。)に相当するものと考えます。各受益者のいわゆる個別元本の総合計に相当するものと考えます。また、約款記載事項の[信託の元本]といえるものと考えます。約款にも、信託金の限度額として記載されているものと考えます。</p>	「イ 当該解約に係る解約金額と当該解約に係る個別元本総額(受益者が当該投資信託に信託した額の総額をいう。以下、この項において同じ。)の差額」を「イ 当該解約に係る解約金額と信託されている金額のうち当該解約に係る金額(以下当項において「当該解約に係る信託金」という。)との差額」に、「ロ 当該解約に係る元本額と当該個別元本総額との差額」を「ロ 当該解約に係る元本額と当該解約に係る信託金との差額」に変更
投資信託財産の評価及び計理等に関する規則に関する細則	第 3 条	<p>* 金商法 2 条等に準じた規定とすべきではないかと考えます。</p> <p>* 「貸付債権信託受益権」及び「指定金銭信託」の定義が他の規定と異なっています。他のものは、基本的に法令に基づいています。また、「指定金銭信託」及び「組合契約に基づく出資金」は、有価証券ではありません。</p> <p>* 何故、特定の貸付債権信託の受益権及び指定金銭信託の受益権が当条の対象になり、同じく特定の貸付債権信託の受益証券及び指定金銭信託の受益証券は対象にならないのでしょうか。何れも、公社債投信、MRF の対象とされています。</p> <p>* 第 10 号において、証券又は証書と言いつつ、第 8 号、第 9 号規定のものは証券又は証書ではありません。</p> <p>* 第 11 号について、第 8 号、第 9 号に係る預託証券又は預託証書は金商法で定める預託証券又は預託証書には該当しないのではないのでしょうか。</p>	<p>(8)金商法第 2 条第 2 項第 1 号に規定する信託の受益権で、銀行、協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成 5 年法律第 44 号)第 2 条第 1 項に規定する協同組織金融機関及び金商法施行令(昭和 40 年政令第 321 号)第 1 条の 9 各号に掲げる金融機関又は信託会社の貸付債権を信託する信託(当該信託に係る契約の際における受益者が委託者であるものに限る。)の受益権(以下、当条で「貸付債権信託受益権」という。)</p> <p>(12)金商法第 2 条第 2 項第 1 号に規定する信託の受益権で、投資信託及び投資法人に関する律施行規則平成 12 年府令第 129 号)第 22 条第 1 項第 2 号に規定する元本補填契約のある金銭信託の受益権(以下当条で「指定金銭信託の受益権」という。)</p> <p>(○)外国法人が発行する譲渡性預金証書(以下「海外 CD」という。)</p> <p>(○)外国又は外国法人の発行する証券又は証書で第 1 号から第 ○ 号までの証券又は証書の性質を有するもの</p>

見直しが必要と考えている規則の名称	該当条項	規則の見直しを必要と考えている理由/見直しにより期待される効果	具体的な規則の見直し案等
		<p>* 指定金銭信託は投資対象ではありません。指定金銭信託の受益権とすべきではないでしょうか。また、当該指定金銭信託の受益権及び第 8 号の貸付債権信託の受益権は、第 13 号の信託の受益権に含めるべきではないでしょうか。</p> <p>* 第 12 号については、何故、外国ものが規定されないのでしょうか。第 8 号、第 13 号には、外国ものが規定されています。次の経緯によるものと考えます。</p> <p>* 指定金銭信託は、投資信託の創設時から余資の運用対象とされてきましたが、平成 12 年に金銭信託の受益権が特定資産とされた時点で指定金銭信託の受益権とすべきであったものと考えますが、改正されていなかったものと考えています。</p> <p>* 第 13 号の信託の受益権に特に条件が付いていないのであれば、(8)、(12)の信託の受益権を含めてもよいのではないのでしょうか。必要規定においては、特定すれば事足りるのではないのでしょうか。</p> <p>* 第 17 号については、金商法 2 条 2 項 5 号に定めるものは、組合契約等に基づく出資金ではなく、権利です。</p> <p>* 第 8 号及び第 12 号を除いた信託の受益権を当項の対象とすることは、別に第 8 号及び第 12 号が規定されていることから、信託の受益権のみを対象とすることと同じと考えられます。同様に第 8 号及び第 12 号を除き、新たに金商法 2 条 1 項 14 に号規定の受益証券発行信託の受益証券を追加するに等しいのではないのでしょうか。さもなくば、受益証券発行信託の受益証券と同様に、第 13 号の信託の受益権を除くべきではないのでしょうか。</p>	<p>(13)信託の受益権(金商法第2条第2項第1号に規定する信託受益権をいう。)</p> <p>* (8)及び(12)を(13)に含めてもよいのではないのでしょうか。</p> <p>(17)組合契約、匿名組合契約、投資事業有限責任組合契約又は有限責任事業組合契約に基づく権利(金商法第2条第2項第5号に掲げるものに限る。)及び投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令第480号、以下「投信法施行令」という。)第3条第8号に規定する匿名組合出資持分</p>
投資信託財産の評価及び計理等に関する規則に関する細則	第5条	<p>親投資信託においても報酬が徴収できるようにすることにより、事実上の運用を行っている親投資信託で運用にかかる部分の委託報酬を計上し、各ベビーファンドの形態やサービスレベルに鑑みて、ベビーファンドで追加的な委託報酬を徴収することができるようにすること。</p> <p>現状各ベビーファンドでのみ委託報酬含む信託報酬をそれぞれ徴収できるようになっているため、マザーファンドにおける規模の経済のメリットをベビーファンドの投資家が享受しにくくなっている。また、ファンド・オブ・ファンズから報酬を徴収するファンドとマザーファンドに投資する場合、報酬を徴収するファンドとしないファンドがあり、適切な委託報酬を設定するのが困難になっている。</p>	<p>明文上の定めがないため、左記について定める、または解釈について示して頂きたい。</p>
投資信託財産の評価及び計理等に関する規則に関する細則	第5条第3号	<p>国内 CD については、後に関連が出てきます。</p> <p>* 「国内の譲渡性預金証書」と「国内の譲渡性預金」との何れが妥当なものとするべきではないでしょうか。</p>	<p>「国内の譲渡性預金証書(以下「国内 CD」という。)」とする。</p>
投資信託財産の評価及び計理等に関する規則に関する細則	第9条	<p>TBA、ユーロ円債以外のデュアルカレンシー債の計理処理の記載がないため、当該資産を組み入れた場合の計理の正当性の根拠が無い。</p>	<p>TBA、ユーロ円債以外のデュアルカレンシー債の計理処理を追加してほしい。</p>
投資信託財産の評価及び計理等に関する規則に関する細則	第9条第2項	<p>第 18 号に規定するとは？</p>	<p>「第 18 号に規定」を「前項第 18 号に規定」に変更</p>
投資信託財産の評価及び計理等に関する規則に関する細則	別紙様式第1号(3)	<p>(2)を引き継いでいるため、M 項目のタイトルを(2)に合わせるべきと考えます。</p>	<p>「当該子ファンドの配当等収益額」を「当該子ファンドに帰属すべき配当等収益額」に変更</p>
投資信託財産の評価及び計理等に関する規則に関する細則	第 10 条第 1 項	<p>「基準価額表示通貨建有価証券評価損益基準価額表示通貨建有価証券(有価証券先物取引に係る有価証券を除く。)、信用売証券及び有価証券の空売りに係る証券の帳簿価額(有価証券の空売りに係る証券については、既経過利子を除いた価額とする。)」と評価額との差額とする。ただし、取引所に上場されている割引債券については、前記差額から未収利息相当分を控除した額とする。」とあるが、割引債券を評価するにあたって既計上未収利息を控除するのは上場しているか否かによらないと考えられる。</p>	<p>「ただし、取引所に上場されている割引債券については、前記差額から未収利息相当分を控除した額とする。」</p> <p>→「ただし、割引債券については、前記差額から未収利息相当分を控除した額とする。」</p>

見直しが必要と考えている規則の名称	該当条項	規則の見直しを必要と考えている理由/見直しにより期待される効果	具体的な規則の見直し案等
投資信託財産の評価及び計理等に関する委員会決議	第5	TBAの計理処理の記載がないため、当該資産を組み入れた場合の計理の正当性の根拠が無い。	売付債券、買付債券の仕訳例を追加してほしい。
投資信託財産の評価及び計理等に関する委員会決議	第5	ユーロ円債以外のデュアルカレンシー債の計理処理の記載がないため、当該資産を組み入れた場合の計理の正当性の根拠が無い。	第16項ユーロ円債の計理処理にてデュアル・カレンシーの仕訳例が記載されているので、それ以外の通貨での仕訳例も記載してほしい。
投資信託財産の評価及び計理等に関する委員会決議	第5	上場投信の現物抛出による設定・交換に関する計理処理の記載がないため、新規参入する投信会社に正当性の説明が出来ない。現物設定・交換の仕訳例を掲載していただきたい。	シート「別紙」上場投信の現物抛出における設定交換の計理処理」参照
投資信託財産の評価及び計理等に関する委員会決議	第5 21.V	<p>貸付株券の計理処理の「V. 該当落銘柄の期越え」において、</p> <p>-----</p> <p>1. 配当金の取消し 《月末最終営業日》に取り消す。</p> <p>3. 計上する勘定科目 《月末最終営業日》に計上し、配当金相当額入金日に引き落とす。</p> <p>-----</p> <p>の記載があるが、正しくは「月末営業日」ではなく「配当の権利確定日」である認識であるため、修正してほしい。(一般的には月末営業日であるが、月末営業日でなければならない制約はない認識である)</p> <p>また、タイトル「V. 該当落銘柄の期越え」は「V. 配当落銘柄の期越え」ではないか。</p>	<p>月末最終営業日→権利確定日へ訂正する。</p> <p>また、「V. 該当落銘柄の期越え」を「V. 配当落銘柄の期越え」へ変更する。</p>
投資信託財産の評価及び計理等に関する委員会決議	第5 24.	通貨スワップの派生商品評価勘定は、仕訳例に従い通貨毎(受取・支払)に計算している。しかし、元本交換を行う場合、想定元本受取資産(支払負債)見合はゼロとなるため、受取の評価額=益、支払の評価額=損となる。受取の評価額が全額、派生商品評価勘定(資産の部)に集計されると、投資信託財産総額の値が過大になり、有価証券の組入比率50%が保てない状況となる。通貨スワップにおける派生商品評価勘定の計算について、受取と支払の損益をネット(相殺)して集計する旨を記載してほしい。	『「想定元本受取資産勘定」及び「想定元本支払負債勘定」をそれぞれ評価し、評価損益の合計額を「先物取引等評価損益」として純資産総額に加算する。通貨スワップにおいては、基準価額表示通貨に換算した評価損益の合計額を「先物取引等評価損益」として純資産総額に加算する。』
投資信託財産の評価及び計理等に関する委員会決議	第5 24.	通貨スワップの派生商品評価勘定は、仕訳例に従い通貨毎(受取・支払)に計算している。しかし、元本交換を行う場合、想定元本受取資産(支払負債)見合はゼロとなるため、受取の評価額=益、支払の評価額=損となる。受取の評価額が全額、派生商品評価勘定(資産の部)に集計されると、投資信託財産総額の値が過大になり、有価証券の組入比率50%が保てない状況となる。通貨スワップにおける派生商品評価勘定の計算について、受取と支払の損益をネット(相殺)して集計する旨を記載してほしい。	「想定元本受取資産勘定」及び「想定元本支払負債勘定」をそれぞれ評価し、評価損益の合計額を「先物取引等評価損益」として純資産総額に加算する。通貨スワップにおいては、基準価額表示通貨に換算した評価損益の合計額を「先物取引等評価損益」として純資産総額に加算する。
投資信託財産の評価及び計理等に関する委員会決議	第5 24.	<p>「投信財産の評価及び計理等に関する委員会決議」のP.88～P.90で、通貨SWAPの受取側の通貨と支払側の通貨にそれぞれ評価損益を計上することになっている。他方、ISDA上では両方の損益は相殺することが可能であるにも関わらず、同委員会決議に記載されているような受取側・支払側それぞれの評価として計上処理を行うと有価証券比率で使われる「投資信託財産総額」が大きくなってしまう。</p> <p>なお、通貨SWAP以外のSWAPに関してはP.87に『「想定元本受取資産勘定」及び「想定元本支払負債勘定」をそれぞれ評価し、その評価損益の合計額を「先物取引等評価損益」として純資産総額に加算する。』というネッティングの条項があり、上述(通貨SWAPの評価損益計算)のような問題は起きない。</p> <p>見直しにより、通貨SWAPについてより適正な有価証券比率の管理が期待できます。</p>	「想定元本受取資産勘定」及び「想定元本支払負債勘定」をそれぞれ評価し、その邦貨換算した評価損益の合計額を「先物取引等評価損益」として純資産総額に加算する。

見直しが必要と考えている規則の名称	該当条項	規則の見直しを必要と考えている理由/見直しにより期待される効果	具体的な規則の見直し案等
投資信託財産の評価及び計理等に関する委員会決議	第5 24.	スワップの計理の仕訳例に TRS の計理処理を追加して欲しい。	シート「別紙」スワップ取引 (TRS) の計理処理」参照
投資信託財産の評価及び計理等に関する委員会決議	記載なし	重大な約款変更に対抗した受益者による買取請求時の仕訳例を明記してほしい。 (「買取受益証券」の科目は定義されている)	
不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則	第 11 条	長期修繕計画等に係る開示で、運用報告書等において積み立てられた金額を計算期間の末日前 5 年以上の機関における各計算期間ごとに記載となっているが、投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則第 26 条 1 項(19)では前 5 期以上となっている。	投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則の記載に合わせる。
不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則	第 11 条第 1 項	「当該計算期間の末日前 5 年以上の期間における」とありますが、同じく資産運用報告書への記載事項を定めた「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」第 26 条 1 項 1 号や 4 号において「当期以前 5 期以上」との記載があり、平仄を揃えてはいかがでしょうか	当該条文を「当期以前 5 期以上の期間における」等の記載に変更
不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則	第 24 条第 2 項	天災地変等による資本的支出を行うこととなった場合に「公告」及び「運用報告書への掲載」と定められており、運用報告書への掲載だけではなく「公告」を行う主旨としては適時性を備えた投資主への通知を意図するものと推察しております。一方で、「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則に関する細則」第 4 条に定められた金額以上の資本的支出工事を行うこととなった場合、実務的には工事実施内容や金額の決定には一定の期間が必要であり、それらを考慮すると適時性という観点で運用報告書への掲載と比較してそれほど優位性を持つものではない(かつ掲載費用発生により投資主利益が減少すること等から、投資主への通知という意味では「運用報告書への掲載」のみとしても良いのではないかと考えましたがいかがでしょうか。	「公告」を行う旨の記載を削除
不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則	第 24 条第 2 項	<p>私募 REIT も上場 REIT と同様にホームページを作成し、保有物件に影響がある事象については、適宜リリース等で関係者に通知を行っていることが一般的である。</p> <p>天災地変等により保有する不動産において資本的支出を行うことが必要となった場合も同様に適時に適切な情報開示に努め、規約に定める公告(官報公告)で改めて通知する必要性は低いと考えている。</p>	<p>(改定前)</p> <p>2.天災地変等により保有する不動産において資本的支出を行うことが必要となった場合には、速やかにその旨を約款等の定める方法により公告を行うとともに、資本的支出を行うことが必要となった日の属する計算期間の運用報告書等において前項各号に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>(改定後)</p> <p>2.天災地変等により保有する不動産において資本的支出を行うことが必要となった場合には、(削除)、資本的支出を行うことが必要となった日の属する計算期間の運用報告書等において前項各号に掲げる事項を記載するものとする。</p>
不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則	第 48 条第 2 項	<p>私募 REIT の投資口の追加発行は、「直前の計算期間末日の基準価額を用いて行うものとする」と規定されている。</p> <p>私募 REIT の投資口の追加発行は、既存投資主と新規投資主の追加発行期の分配金の公平性の観点から期初に実施することが一般的である。</p> <p>本規定が改定されることで、新規投資主の投資口の非保有期間分を考慮した価額での発行が可能となり、投資主間の分配金の公平性、追加発行時期の自由度が高まると考えている。</p>	<p>【案 1】</p> <p>「直前の計算期間末日の基準価額に準じた合理的な価額を用いて行うものとする」</p> <p>【案 2】</p> <p>「直前の計算期間末日の基準価額を基にした合理的な価額を用いて行うものとする」</p>
不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則に関する細則	第 4 条	<p>資本的支出を開示する金額基準が個別不動産の取得簿価の 100 分の 1 以上とありますが、物流セクターと住宅セクターなど物件規模の違いによって開示すべき工事金額に大きな差があることや、REIT 創設期より 20 年近くが経過して資産規模の大きな銘柄も増加している中、そのような投資法人においては開示すべき個々の資本的支出(特に住宅セクター)の実施が全体収益に及ぼす影響は僅少となるため、個別不動産の取得時簿価基準だけでなく別途基準を併設してはいかがでしょうか。</p> <p>例えば、取得時簿価 5 億円の物件に対する 600 万円の資本的支出は開示対象になるものの、取得時簿価 100 億円の物件に対する 9,000 万円の資本的支出は開示対象とならないという状況が</p>	<p>案①</p> <p>「取得時簿価の 100 分の 1 以上かつ 5,000 万円以上」等の金額基準を設定。 →本件開示と東証適時開示基準における資産の取得(及び資本的支出の実施)の開示には類似性があると考えており、東証適時開示ガイドブック(P.189)においてそれら開示を要する基準として 5,000 万円以上とされていること。</p> <p>案②</p> <p>「取得時簿価の 100 分の 1 以上かつ期末総資産の 10000 分の 1 以上」等の金額基準を設定。 →全体収益に一定の影響を与える金額基準という観点</p>

見直しが必要と考えている規則の名称	該当条項	規則の見直しを必要と考えている理由/見直しにより期待される効果	具体的な規則の見直し案等
		想定され、投資家に対して重要な情報を開示するという観点からは、現行の基準に追加要件を設定することが望ましいと考えましたがいかがでしょうか。	
不動産投資信託等の運用報告書等に関する委員会決議	別表5(3)	様式上は「発行済投資口数」となっていますが、有価証券報告書(特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令 第四号の三様式及び第七号の三様式)及び決算短信(東京証券取引所 様式)においては「発行済投資口の総口数」という語を使用しています。 運用報告・短信・有報の三書類間で情報を共有するため、運用報告においても「発行済投資口の総口数」という語に変更している投資法人も存在しています。 三書類間で用語を揃えることで、共通の様式に従って開示することができ、投資家にとっても分かりやすい開示となると思われます。	「発行済投資口数」を「発行済投資口の総口数」に変更
不動産投資信託等の運用報告書等に関する委員会決議	別表5(24)	「(記載上の注意)1. 「取得価額」は、当該不動産等及びインフラ資産等の取得に要した諸費用(不動産売買媒介手数料及びインフラ資産等を取得する際に発生した売買手数料等)を含まない金額(売買契約書等に表示された売買価額)を表示し、その旨を欄外に注記すること。」とありますが、各投資法人は有報・短信(及び資産運用報告任意ページ)において、基本的に取得に係る諸費用を含まない金額を「取得価格」、諸費用を含む金額を「取得価額」として明確に使い分けています。そのため、本項目に記載すべき金額について判断に迷うケースが多いものと思われれます。 「取得価額」の定義を他書類に合わせることで、こうした混乱がなくなり、資産運用会社の書類作成に係る業務負担の軽減につながるものと思います。	「取得価額」を「取得価格」、 「譲渡価額」を「譲渡価格」に変更
受益証券等の直接募集等に関する規則	第1条	正会員が ①自ら設定する…の募集若しくは私募及びその他の業務 ②自らが資産運用の業務を受託している…の募集若しくは私募の取扱い及びその他の業務 ③委託者非指図型投資信託…の募集若しくは私募及びその他の業務 とあるが、 ②資産運用会社は、自ら発行したものではないので、Same Boat 的な発想はあるものの、「直接販売」とは言えないのでは? 「直接募集」「等」の等とするのか、二種金融商品取引業とするのか、どう整理されているのか。 ③も枕詞に「自ら設定する」を入れた方がよいのでは。	
受益証券等の直接募集等に関する規則	第1条	同条において「この規則は、正会員(定款第7条第1項第1号に定める正会員をいう。以下同じ。)が自ら設定する委託者指図型投資信託の受益証券(振替投資信託受益権を含む。以下同じ。)の募集若しくは私募(金融商品取引法(昭和23年法律第25号、以下「金商法」という。)第2条第3項に規定する募集若しくは私募をいう。以下同じ。)…に関し必要な事項を定める」と記載されている業務は、ETFを含む投資信託にかかる「直接販売」業務であり、金融商品取引法の自己募集すなわち第二種金融商品取引業に該当すると理解している。 この際、委託会社は、直接販売業務として募集若しくは私募にあたる行為を行い、その過程では実務上、イ)募集若しくは私募にかかる勧誘(まで)のみを行う場合と、さらに、ロ)募集若しくは私募の結果にかかる顧客の申込を受付ける(口座管理機関として振替口座簿への記載又は記録により管理を行う業務まで行う)場合があると認識している。付言すると、イ)の場合の、申込の受付及び口座開設業務は、別の登録金融機関または第一種金融商品取引業者が行っている。 この場合に、次の点を確認したい。 1. イ)の場合であっても、金融商品取引法の自己募集にあたり、第二種金融商品取引業に該当	

見直しが必要と考えている規則の名称	該当条項	規則の見直しを必要と考えている理由/見直しにより期待される効果	具体的な規則の見直し案等
		<p>すること。</p> <p>2. 上記、イの場合であっても、委託会社においては、募集または私募が行われているのであるから、金融商品取引業等府令 162 条の法定帳簿である取引記録を作成する義務もあること。</p> <p>なお、受益証券の直接募集にかかる重要なポイントであるため、貴協会としても、作成の要否がいずれであっても、Q&amp;A を作成し公表頂きたい(第二種金融商品取引業協会は公表している。)</p>	
受益証券等の直接募集等に関する規則	第1条	<p>同条において「この規則は、正会員(定款第7条第1項第1号に定める正会員をいう。以下同じ。)が自ら設定する委託者指図型投資信託の受益証券(振替投資信託受益権を含む。以下同じ。)の募集若しくは私募(金融商品取引法(昭和23年法律第25号、以下「金商法」という。)第2条第3項に規定する募集若しくは私募をいう。以下同じ。)・・・に関し必要な事項を定める」と記載されている業務は、ETFを含む投資信託にかかるいわゆる「直接販売」業務であり、金融商品取引法の自己募集すなわち第二種金融商品取引業に該当すると理解している。</p> <p>委託会社が、自己募集すなわち第二種金融商品取引業として募集若しくは私募を行う際の作成書類である有価証券届出書や私募の投資家向け説明書には、販売会社(申込取扱い場所)を記載する場所がある。</p> <p>この際、委託会社が、募集若しくは私募にかかる勧誘のみを行う場合であって、募集若しくは私募の結果にかかる顧客の申込を受付けは行っていない(口座管理機関として振替口座簿への記載又は記録により管理を行う業務は別の登録金融機関または第一種金融商品取引業者が行う)場合は、当該記載場所に、委託会社の名称は記載の必要がない事を確認したい。</p>	
受益証券等の直接募集等に関する規則	第6条	日本証券業協会規則と同様に、顧客が特定投資家の場合は適合性の確認は不要なので顧客カードの作成免除を明確化してはどうか。	顧客(特定投資家を除く。)と修正する。
受益証券等の直接募集等に関する規則	第6条	第6条「正会員は、顧客と取引を開始するに当たっては、次に掲げる事項を記載した「顧客カード」を作成し、顧客登録を行うものとする。」とあるが、勧誘のみを行う場合においては、顧客カードの作成の要否について確認したい。	
受益証券等の直接募集等に関する規則	第7条	勧誘のみを行い販売会社に販売を委託する場合は、本人確認義務がないことを明確化してほしい。	
受益証券等の直接募集等に関する規則	第11条	<p>&lt;前掲&gt;</p> <p>「投資信託委託会社等会員」の定義が、規則によって異なる。</p> <p>正会員の業務運営規則(第2条)では、投資信託委託会社会員(投信法第2条第11項)+資産運用会社(投信法第2条第21項)正会員</p> <p>直接募集の規則(第11条)では、投信法第2条第11項+委託者非指図型投資信託の受託会社となる信託会社等</p> <p>規則毎に定義をしているのでよいのかもしれないが、紛らわしい。</p>	<p>議決権行使権限を有する会員</p> <p>自ら設定する受益証券の募集を行う会員</p> <p>それぞれの性質に応じた用語を定めてはどうか。</p>
受益証券等の直接募集等に関する規則	第14条	営業役職員を協会に届出を行う趣旨は何か確認したい。営業役職員としてふさわしいかどうかは各社の社内基準等に即して管理すれば良いと考え、協会には営業活動を行う部門長等である営業責任者のみの届出にしてはどうか。あるいは、営業役職員の届出制度を廃止することも検討の一案と考える。また、営業役職員について、外務員資格の欠格事由を準用しているが、欠格事由の準用のためだけであれば「営業役職員」として届出を行う必要までも無いと考えるが、いかがか。	<p>条文趣旨の確認。</p> <p>または、規則第14条第1項及び第2項、ならびに細則第4条の削除</p>
受益証券等の直接募集等に関する規則	第14条第1項	新任の営業役職員について事前の届出が必要とされているが、営業職員より重要と思われる役員の変更や重要使用人の変更が遅滞なき事後報告で足りている(定款第12条、定款の施行に	「事前に」を「遅滞なく」に変更する。

見直しが必要と考えている規則の名称	該当条項	規則の見直しを必要と考えている理由/見直しにより期待される効果	具体的な規則の見直し案等
		関する細則第10条第11,12号)のに照らして均衡を欠いていると思われる。仮に、営業役職員についてのみ事前の届出を必要とする明確な理由がないのであればまたは事前の届出であることを活用した何か有益なプロセスが協会内にあるというわけではないのであれば、遅滞なき事後報告に変更されるべきである。事後報告で足りるものについて事前届出を要求するのは、一般論として、過剰規制と考えられ、管理上負担が発生している。	
投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則	第1条		「資産運用報告の表示」を「資産運用報告書の表示」に変更
投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則	第2章	コメントの量を減らすことにより、印刷物(運用報告書のページ数)が減り、環境に配慮した対応が可能となる。現状では、運用報告書(全体版)に、ベビーファンドと決算期の異なる場合は期間のずれたコメントが、決算期が同一の場合は類似のコメントが掲載されており、情報提供としての付加価値が少ないと考えられる。	マザーファンド決算時の運用報告書(全体版)作成の際、基本的に、コメントは必要に応じて掲載するものとし、データのみで良いのではないかと。
投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則	第2条第2項		「前項第4号」を「前条第4号」に変更
投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則	第3条第1項第1号、第3号	第1号に「運用対象資産」、第3号イ④に「投資対象資産」の記載がある。投信法に基づき「投資対象資産(投資の対象とする資産)」に統一を図るべきと考えます。	「運用対象資産」と「投資対象資産」に変更
投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則	第3条第1項第1号イ	参考指数の記載が誤解を招く可能性があるため。	ベンチマークがない場合は、参考指数を記載することとなっているが、ベンチマークを設けない意味が説明できれば、参考指数の記載は不要ではないかと。
投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則	第3条第1項第3号	・インデックスファンドにおいては、基準価額の変動要因、今後の運用方針は、トラッキングする指数が存在することから自明であり、アクティブと同一の説明事項は不要と史料。(基準価額の変動要因は、指数が変動したことによるもので、細かなBMとの差異は他の項目で説明する項目があるので当該項目は必要なし。今後の運用方針は、指数に連動する投資結果を得ること。)	・インデックスファンドとアクティブファンドで運用報告書の項目を整理し、インデックスファンドにおいては一部項目を任意とする。
投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則 投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する委員会決議	第3条第1項第3号イ①、委員会決議別表1-2-(1)-ロ-(イ)、(ロ)	ベンチマーク(ベンチマークがない場合は、株価指数等の参考指数とする。)との併記を原則とし、併記できない場合は、その具体的な理由を第1号に規定する設定以前の運用実績の欄に注記その他の方法により表示するものとする。とありますが、  ベンチマークが無い場合、参考指数を付ける事が原則になっているため、何かしらの指数を参考指数として付けようとしている事が見受けられ、ファンドの動きと指数の動きに違和感があるファンドが散見されます。	ベンチマークを併記する。とし、参考指数のくだりを削除、もしくは、  協会が商品の分類毎に指数を発表し、各社がその指数を使用して開示することで受益者は各社のファンドを比較しやすくなる
投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則	第3条第1項12号	自社の設定に関わるのは投資信託のみですが、投資法人も自社に関わるものであるとて、取り扱うべきものと考えます。	「委託会社による自社が設定する投資信託財産又は自社が運用を行う投資法人の資産に係る受益証券又は投資証券の自己取得及び処分状況」としてはと考えます。
投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則	第3条第16号	金商法第2条第1項規定の有価証券については、当該規定に従った記載とすべきと考えます。証券投資信託の要件である主たる投資対象の構成比率がわかるべき記載とするため。	
投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則	第3条第5号	「1万口当たりの費用明細」と内容が、重複している	改めて、一万口当たりの費用明細と、重複する項目を調整する。具体的には、同費用明細において、FoFs等の場合には、注記として、当該投資対象ファンドにおける費用等を記載し、総経費率の記載は任意とする。

見直しが必要と考えている規則の名称	該当条項	規則の見直しを必要と考えている理由/見直しにより期待される効果	具体的な規則の見直し案等
投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則	第3条(7)	「派生商品」の分類として細則で先物とオプションしか規定されていなく、それだけについての記載でいいかが不明確のため	「派生商品」の定義を明確にしていきたい
投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則	第3条(22)、第3条の3(3)	当期中において、投資信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更等があった場合とは、投信法に定める重大な約款変更と同義かどうか不明なため	当期中において、投資信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更等があった場合とは、投信法に定める重大な約款変更と同義である場合には、それが分かるように記載していただきたい。
投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則	第3条第4項	特別分配金の算出方法が所得税法施行令とは異なっています。ここでの元本は信託金を構成する収益調整金(いわゆる計理上の元本ではない。)であることに要注意。また、運用報告書中に記載の元本は、計理上の元本であることにも注意。 * 所得税法施行令は、受益者ベースですが、信託財産ベースとは異なっているのではないのでしょうか。課税の制度が個別元本方式になっていますが、その際においても信託財産としての分配方法は変更されていないと理解しています。	「特別分配金(所得税法施行令(昭和40年3月31日政令第96号)第27条に規定するものをいう。以下同じ。)という用語を使用する場合」を「特別分配金(元本の一部払い戻しに相当するものをいう。)という用語を使用する場合」に変更してはと考えます。
投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則	第3条の3	交付の規則と全体版の規則の項目の違いが分かりにくいいため業務の効率化を図るためにも内容の差異を認識しやすくするため。	一覧表にして、交付と全体版の項目が見比べられるようにしていただきたい
投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則	第3条の3(1)④	「1万口当たりの費用明細」と内容が、重複している	削除
投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則	第3条の3(6)③	ETFなどの上場投信の場合は、公開情報であるため	組入上位ファンドのうちファンド・オブ・ファンズがETFなどの上場投信の場合は、表示の対象外とする
投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則	第3条の3第1項第1号⑤	(最近5年間の基準価額等の推移) より長期的な情報を提供するほうが望ましいと考えますので、運用実績が10年、20年あるファンドでも一律で直近5年間の推移のみ掲載するより、運用実績に応じて5年、10年、15年、20年、設定来と選択できるようお願いしたいです。	
投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則	第3条(3)イ②	コメントの量を減らすことにより、印刷物(運用報告書のページ数)が減り、環境に配慮した対応が可能となる。	<基準価額の主な変動要因>について、<値上がり要因><値下がり要因>が、<投資環境>のコメントを箇条書きに直しただけのものが散見される。インデックスファンドなど、ファンドの特性によっては<値上がり要因><値下がり要因>を省略し、<投資環境>だけにするなど、簡略化したい。
投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則	第3条(5)イ 第3条の3(1)④	ファンド・オブ・ファンズで保有する投資先ファンドの経費率について、ファンド・オブ・ファンズと投資先ファンドの計算期間の違いや投資先ファンドの費用明細にファンド・オブ・ファンズで非保有のファンドの費用が含まれている場合等に、計算結果に精度上の問題がでてくる。本件の修正により、精度が低下した経費率の開示を回避することができる。	運用報告書における投資先ファンドの経費については、ファンド・オブ・ファンズの総経費率に含めた開示は行わず、経費の概略と、その詳細が目論見書で参照することができる旨を注記する。
投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則	第3条(5)イ、第3条の3(1)④(イ)	第3条(4)で表示が求められている「1万口あたりの費用明細」には、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税が表示されている。一方、総経費率には募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税が表示されていない。したがって、投資者は「1万口あたりの費用明細」の表の合計と、総経費率の「投資先ファンドの運用管理費用の比率」と「運用管理費用以外の費用の比率」を自ら手計算で足し合わせないと、すべての費用がわからない構造になっている。すべての費用が含まれた数値が運用報告書に掲載されていた方が、投資信託の運用に関して投資者の理解をより促進することになると考える。	募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税も総経費率に含めていただきたい。
投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則	第3条の2 第3条の3	金商法に基づく財務諸表の作成に加え、全体版と交付版の2つの運用報告書を作成することは、グローバルのプラクティスから乖離している。また、そのための負担や費用が、投資家の不利益にも繋がる。／グローバル・スタンダードと整合的になりARFPへの対応としてもメリットとなる。異なる法令に基づくレポートの重複の解消となる。	運用報告書は全体版のみの作成とする。また、将来的には財務諸表と統合させて年次報告書の形式とすることで、グローバルな作成・開示標準に合わせていく。

見直しが必要と考えている規則の名称	該当条項	規則の見直しを必要と考えている理由/見直しにより期待される効果	具体的な規則の見直し案等
投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則	第3条の3第1項第6号③イ	運用報告書の開示内容について、ファンド・オブ・ファンズの投資対象ファンドが外国籍ファンドの場合、国籍やファンド(ETF等)によって保有資産の開示方法が異なるため、国内投を基準にした開示方法での掲載が難しいケースがある。	国内籍ファンドと外国籍ファンドの開示方法や開示内容を区別することをご検討いただきたい。例えば、外国籍ファンドについては、もう少し柔軟に開示内容を決定できるようにするなど。
投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則 投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する委員会決議	第3条の3(6)③、 別表1-2の2.(6)③ ロ。(口)(ニ)	ファンド・オブ・ファンズの場合、当該投資信託の交付運用報告書において、組入上位ファンドの直近の計算期間末日における概要の表示が求められるが、組入上位ファンドが外国投信の場合、ファンド・オブ・ファンズとの開示タイミングのずれが大きい。財務諸表の開示については監査済のものが適切と考えるが、「組入上位ファンドの概要」については、ファンド・オブ・ファンズの計算期間末に近い直近データの利用が可能となれば、投資家への開示が向上するものとする。	組入上位ファンドが外国投信の場合、直近の特定日を明示することにより、作成期間末に近いデータを利用可能とする旨、追記する。
投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則	第3条の3第1項第6号③ハ 第6条第3項第3号	運用報告書の開示内容について、ファンド・オブ・ファンズの投資対象ファンドが外国籍ファンドの場合、国籍やファンド(ETF等)によって費用の開示レベルが異なるため、現状の開示項目以上の開示が難しいケースがある。	国内籍ファンドと外国籍ファンドの開示レベルを分けることをご検討いただきたい。例えば、外国籍ファンドについては、一律、費用率の掲載とするなど。
投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則	第4条		「親投資信託を組み入れている」を「親投資信託の受益証券を組み入れている」に変更
投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則	第6条	条文構造の再整理 「第2条、第3条及び第9条の規定は、ファンド・オブ・ファンズについて準用する。」と規定されており、ファンド・オブ・ファンズにはこれらの規定の適用がないことが前提とされているが、その規則上の根拠が見当たらないため、修正していただきたい。	
投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則	第6条第1項	運用規則第2条第3項のファンド・オブ・ファンズを参照	
投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則	第6条第3項口	投資信託に関しては運用会社でなく委託会社と考えます。	「当該不動産投資信託等の運用会社又は」を「当該不動産投資信託等に係る委託会社、資産運用会社(投信法第2条第21項に規定する資産運用会社をいう。以下同じ。)又は」に変更
投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則	第6条第3項第2号イ	組み入れ10%超のREITが開示対象だが、運用規則第17条の2(信用リスク集中回避のための投資制限)により、発行体当たりのエクスポージャーが10%に制限されており、当規則の意義は低下しているものと思料。	削除
投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則	第6条の3	ETFなどの上場投信の場合は、公開情報であるため。	ETFなどの上場投信については、開示の対象外として頂きたい
投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則	第13条、第16条	規則名をMRFを主体とするものに変えてほしい。	MMF等の運営に関する規則 →MRF等の運用に関する規則
投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則	第4章、第5章、第10章	運用報告書の規則の中に「開示の規則」が混在しており、当該条項の存在を知っている人しかアクセスできない。 また、第4章と第5章の前後の章では運用報告書の表示について記載しているため、月次開示、適時開示がこの位置になければならない理由が見つからない。	案① 「開示に関する規則」を別に定める 案② 第10章雑則を「開示」に変更し、これらの記載を集約する。
投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則	第5章	月次開示の情報については、もう一歩踏み込んで最低限表示すべき項目・その集計方法について定めることにより最終投資家の利便性を向上させることを提言したい。 具体的には、株式資産へ投資するファンドについては、業種をGICSなどの基準に従って統一するなどが考えられる。債券物であれば、ポートフォリオ状況に最低限表示すべき内容を共通化する、あるいは国や資産についてはISOなどの規格にあわせて標準化するなどがあげられる。 またすでに欧州などではこうした月次の開示情報を含めて運用情報を、業界団体が規格化し、共通のAPIプラットフォームを運用するなど、最新の運用情報をデータで配信する動きが加速している。日本においてもこうした運用情報提供方法の変化に備え、データ化を前提としたルール整備をお願いしたい。	

見直しが必要と考えている規則の名称	該当条項	規則の見直しを必要と考えている理由/見直しにより期待される効果	具体的な規則の見直し案等
投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則	第 18 条	運用報告書の規則の中に適時開示が掲載されていますが、法定開示ではないので、分離した方が分かりやすいと思います。また、受益者にとって身近な適時開示(月次レポート)の重要性を鑑み、上記のような内容をプラスして充実させたいと考えます。	運用報告書の規則と適時開示を分ける
投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則	第 18 条第 2 項	規則制定から年月が経過してきているため、「当分の間」はもはや不要ではないか。	「ただし、当分の間」以下を削除
投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則	第 18 条第 2 項	ただし書の規定は現在の運営上有効とは思われないため、規定の削除をお願いしたい。それにより、円滑な運営が期待されるため。	ただし書の削除
投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則	第 18 条第 2 項	適時開示の頻度の柔軟性向上	適時開示、いわゆる月報の頻度及び内容について、項目および開示頻度について、投資信託の販売チャネル、残高、運用戦略内容に応じて、顧客向け開示として適切と考える内容・頻度として工夫できるようにして欲しい。(現在の任意開示投資信託(同 20 条)以外の通常のファンドにおいても、柔軟性を高めて欲しい。
投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則	第 18 条第 1 項第 1 号二、同 2 号口	金商法の施行に伴い費用項目の開示も整備されたため、「直近の信託報酬率」をここ(基準価額推移のグラフの箇所)で注記する必要性は少ない。また、基準価額は各種費用控除後に算出されるものであり、「当該基準価額が信託報酬控除後であること」は自明なものであるため注記する必要性に乏しいと考える。	当該規定は役目を終えたものとして削除すべきと考える。あるいは、適時開示を広告として行う場合には、費用に関する情報の開示は別途担保されるため当該規定を適用除外とできる旨を明示すべきと考える。
投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則	第 19 条	基準価額に重大な影響を与えた内容の開示として、各社横並びで基準価額が 5%以上下落した際の適時開示があるが、その内容の形骸化が進む中、速やかに開示することの必要性について疑問を抱くことがしばしばあり、投資家にとって有益となるであろう適時開示の姿を具体的に再検討し、可能であればその内容を例示すべきではないかと思う。	当該条項における適時開示の具体的な内容およびその例示の記載。
投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則	第 19 条	本条に基づく開示(例:基準価額下落のお知らせ)においては具体的な投資信託名称を記載するものの、勧誘目的で作成する資料ではなく、事実を告知する規則上の書面であるため、広告には該当しないと考えて良いこと、つまり広告関係の事項の記載が必要無いことを確認したい。	
投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則	第 19 条、第 19 条の 2、第 37 条、第 38 条	例えば自社のホームページが協会ルールに準拠していることを点検する際に、関連する根拠条文が散在していると検索・整理がしにくい。必要な条文を参照しやすい構成となるよう見直していただきたい。	運用報告書の作成・交付と直接関係のないホームページへの開示に関する規定は、他のホームページ開示項目(例:財務諸表の開示)と併せて、別の規則として改めて策定し直していただきたい。
投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則	第 19 条の 2	投資家の容易な比較に資するため、最低限の開示項目を定めて頂きたい。	最低限の開示項目を規定していただきたい。
投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則	第 19 条の 2	平成 26 年に新たに制定された「信用リスク集中回避のための投資制限の規定」について、新ファンド設定時における対応作業および設定後の管理業務が、他のファンド設定・管理と比較して非常に煩雑であり、業務の負担となっているため。 当該箇所に関しては、時価変動等で制限に抵触するケースもしばしば発生しており、都度開示を行うことが業務の負担となっている。投資信託等の運用に関する規則第 17 条の 2 第 1 項には「超えることとなった日から 1 ヵ月以内に当該比率以内となるよう調整を行い、通常に対応で 1 ヵ月以内に調整を行うことが困難な場合には、その事跡を明確にした上で、できる限り速やかに当該比率以内に調整を行う方法とする。」とあるが、1 ヶ月以内に調整が完了した場合は、開示の対象から除外してほしい。	委託会社は、運用規則第 17 条の 2 第 1 項に定めるエクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率が同条同項各号に掲げる区分ごとにそれぞれ 10%、合計で 20%(以下「基準比率」という。)を超えることとなった場合(運用規則第 17 条の 3 第 1 項第 3 号において読み替えて第 17 条の 2 を適用した場合を含む。)(ただし、超えることとなった日から 1 ヵ月以内に当該比率以内となるよう調整を行った場合を除く。)には、同条同項に定める調整が終了した後 3 ヵ月以内に、基準比率を超え、その後調整が終了した旨を当該委託会社のホームページその他の方法により開示するものとする。
投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則	第 19 条の 2 第 2 項、第 20 条	分散投資規制については、業等府令第 130 条第 1 項第 8 号の 2 で規定され、第 2 項で私募は適用除外となっているが、公募の投資信託の投資先である私募の親投資信託は適用除外から除かれ規制対象となっている。信用リスクを「適正に管理する方法としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法」を定めた運用規則では第 2 編証券投資信託 第 1 章公募の証券投資信託の中に分散投資に係る規定を設けており、親投資信託に関してはこれを準用する形で管	第 19 条の 2 第 2 項に、又書きを追加し、(私募の)親投資信託が信用リスク集中回避のための投資制限を超えた場合の開示についても適用除外とする旨を規定する。  (信用リスク集中回避のための投資制限を超えた場合の開示) 第 19 条の 2 (略)

見直しが必要と考えている規則の名称	該当条項	規則の見直しを必要と考えている理由/見直しにより期待される効果	具体的な規則の見直し案等
		<p>理している。</p> <p>一方、運用報告書等に関する規則第19条の2では、信用リスク集中回避のための投資制限を超えた場合の開示として、運用規則第17条の2第1項に定めるエクスポージャーを超えその後調整が終了した場合、委託会社のホームページその他の方法により開示する旨を定めている。公募の子投資信託や公募のファンド・オブ・ファンズなどが私募の親投資信託を組み入れている場合の投資比率は様々であり、公募の子投資信託や公募のファンド・オブ・ファンズが抵触しておらず私募の親投資信託のみが抵触した場合の取り扱いが明確でなく、協会に問い合わせを行い解釈の確認を行っていた社も複数社あった。</p> <p>委託会社のホームページその他の方法により開示するのは、広く公募投資信託の受益者や投資者に開示することを目的としており、私募の親投資信託のみが抵触した場合はその趣旨に鑑み不要である又は運用規則の分散投資規制の規定にそもそも私募の親投資信託は含まれていないので不要であるとの解釈となっているため、これを明確にしたい。</p>	<p>2 前項の規定は、運用規則第17条の2が適用されないファンド及び同規則第17条の3(第1項第3号を除く。)に定める措置が講じられているファンドについては、これを適用しない。また、親投資信託についても同様とする。</p>
投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則、投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則に関する細則	第20条、細則第12条第3号	任意開示投資信託に「クローズド期間中の単位型投資信託」が含まれている理由が不明。第18条及び第19条の開示対象にしたらどうか。	「クローズド期間中の単位型投資信託」を削除
投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則	第22条第3号、第4号	<p>第3号に「信託元本」、第4号に「投資元本」が記載されていますが、前者は「計理上の元本」、後者は「信託の元本(信託金)」と考えられます。会計規則細則4条第1号と平仄を合わせる必要があるのでは？</p> <p>* 投信法では「信託の元本」、施行規則では「元本の追加信託」、「信託元本の追加」の規定があり、これらの元本は「信託金」であると考えられている。</p>	
投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則	第26条第1項第11号	資産運用会社の定義を削除する。第6条第3項口において、定義付けを行いました。	
投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則に関する細則	第3条	運用報告書に関する規則3条(7)と同様(「派生商品」の分類として細則で先物とオプションしか規定されていなく、それだけについての記載でいいかが不明確のため)	「派生商品」の定義を明確にしていきたい。
投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則に関する細則	第4条	細則で規定している5種類以外にも主要投資対象の種類があると思うので、追加したほうが投資家にとって分かりやすいと思われるため。	今回を機に見直し、また加えて、「開示専門員会等で、継続的に見直す議題とすることをご検討頂きたい。
投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則に関する細則	第6条	(10)国内投資信託受益証券及び投資証券(11)外国投資信託受益証券及び投資証券と(13)ファンド・オブ・ファンズが組入れた邦貨建投資信託受益証券(14)ファンド・オブ・ファンズが組入れた外貨建投資信託受益証券があるが、この違いは何でしょうか？これが投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する委員会決議の別表1-2、-(12)-(ヌ)(ル)(ワ)(カ)の様式例と結びついており、(10)国内投資信託受益証券及び投資証券(11)外国投資信託受益証券及び投資証券であれば前期末の数値も記載、(13)ファンド・オブ・ファンズが組入れた邦貨建投資信託受益証券(14)ファンド・オブ・ファンズが組入れた外貨建投資信託受益証券であれば記載は当期末の数値だけでいいことになっています。	違いを明確化して頂きたい。
投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則に関する細則	第6条第19号	信託受益権は、会計規則細則第2条第8号規定に基づいた額ですか。また、匿名組合出資持分は、投信法施行令第3条第8号規定、又は金商法2条2項5号何れに基づくものなのでしょうか。	

見直しが必要と考えている規則の名称	該当条項	規則の見直しを必要と考えている理由/見直しにより期待される効果	具体的な規則の見直し案等
		また、受益証券発行信託には、貸付債権信託の受益証券及び指定金銭信託の受益証券が含まれるのか、含まれないのか、脚注が必要ではないでしょうか。	
投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則に関する細則	第7条第13号	受益証券発行信託は、会計規則細則第2条第10号規定の受益証券発行信託の受益証券勘定の額の記載となるのでしょうか。だとすると、証券投資信託の主たる投資対象の組入額との誤差が生ずるのではないのでしょうか。	
投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則に関する細則	第12条(10)	規則19条の適時開示は、多くの社で基準価額が一日で5%以上下落したファンドについて下落の事実、下落の理由等を開示しているが、一般的に知られる指数に連動するインデックスファンドについては、指数の下落に連動して基準価額が下落することが明らかであるため、いわゆるアクティブファンドに比べて下落の事実、下落の理由を受益者へ知らせる重要性が低いと考えられるため	第12条<略>ただし第10号に掲げる投資信託は規則第19条の開示についてのみ、任意とする。 (10)インデックスファンド(投資信託等の運用に関する規則第17条の3第1項第2号に定める要件をみだす指数の価格変動に一定の倍率で連動する投資成果を目指す旨を投資信託約款で定めているものをいう) (現在の第10号を第11号とする。)
投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する委員会決議	第23条第1項		「CDを除く。」を「国内CDを除く。」に変更
投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する委員会決議	別表	様式例および表示例を使用する際の考え方を明確にすることで、どこまでこれらの様式例や表示例を取り入れるべきかの判断が容易となる。	様式例および表示例を使用する際の考え方を明確にしていきたい。受益者にとって他社ファンドと比べやすいということであればできる限り様式例や表示例に沿うべきである旨もしくは一方で各社横並びとするのではなく独自性を持たせるため、当該様式例や表示例は例に過ぎず、各社独自性を持たせた創意工夫のうえ作成する旨など記載されてはどうか
投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する委員会決議	別表1-2 2.(1)③イ。(注1)(☆5)～(☆7)	趣旨明確化・誤植修正等 ③は一万口当たりの費用明細なので、それぞれの計算式末尾に「×10,000」を加えていただきたい(一口当たりの費用明細から一万口当たりの費用明細に変更された際の修正漏れと思われる)。	
投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する委員会決議	別表1,2,ロ,(イ)	参考指数は適切な指数があるとはかぎらないため、見直すことで投資家の誤解を防ぐことが出来ると思われる。	参考指数は、「表示する」ではなく、「表示できるものとする」、としていただきたい。
投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する委員会決議	別表1,2(12)	組入資産明細において、TBA売建残高、買建残高は一般債券とは別表にすべきだと考えられる。	
投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する委員会決議	別表1-2-(8)-ロ-(ホ)	あくまで一例ですが、運用報告書等に関する規則第3条第1項第8号では、主要な売買銘柄の表示と記載があり、委員会決議では、表示しなくても差し支え無い、との記載があり、規則等を跨っての記載が多いため、一箇所にまとめて記載してはどうでしょうか。開示資料作成において開示漏れの防止が期待されます。	協会規則全般 例えば、協会のHPで開示している規則に項目毎に検索機能を付け、その関連する項目もツリー構造で引き出せると分かりやすい。
投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する委員会決議	別表4	※表記口数単位の調整(表示単位について、売買単位が100株に統一されたので現行の千株単位から百株単位に変更)	別添1をご参照下さい。
交付目論見書の作成に関する規則	第2条	本来、投資初心者向け資産形成ツールとして最適な投資信託が、そういう層の方々にとって取っ付きづらく感じられる最大の理由は、投資信託説明書(交付目論見書)にあると思います。 自分は現在、あるサイトで交付目論見書の読み方を解説するコラム(読んでみよう!投資信託のトリセツ)を執筆していますが、書いている途中、何度も、初心者には分りづらいのではないかと感じる部分があります。 そうした意味で、表紙と表紙裏の部分は誰も目にする部分であり、この部分で使われている用語や図表が、いきなり専門用語であふれていると、その瞬間に読み進もうという気が失せてしまうと思うのです。 そこで、協会HPの用語集から抜粋した、用語の解説を一覧にして表紙裏に載せてみる、あるいは	第2条に項目を追加し、ともすれば受益者に分かりづらい専門用語に関し、必要に応じて、用語解説を掲載し平易な解説を加えることも可能としてはどうでしょうか。

見直しが必要と考えている規則の名称	該当条項	規則の見直しを必要と考えている理由/見直しにより期待される効果	具体的な規則の見直し案等
		<p>は各ページの下段に用語欄を設けてみる等の対応を取られてはいかかと思ひます。初心者には、「委託会社」「受託銀行」「運用の指図」「ファンド(投資信託とは違ひのか)」などが、その投資信託とどういふ関係があるのかが分かりません。</p> <p>現状の表記を今後も踏襲するのであれば、分かりやすくしてきてははずの交付目論見書の表紙でつまづくことのないように、投資初心者向けに用語解説を付けてみてはどうかと思ひます。業界の常識は世間の非常識であると認識したうえで、まず、こゝういふ部分から、顧客本位の業務運営といふものをスタートしてみてもいいのではないかと思ひます。</p>	
交付目論見書の作成に関する規則	第2条第1項第1号	<p>理由:当該規則が施行されてから一定期間を経過していますが、「投資信託説明書」といふ名称は、残念ながら定着せず、交付目論見書と称されることがほとんどであるため。</p> <p>効果:名称を統一することでより分かりやくなる</p>	<p>(1)交付目論見書である旨 「投資信託説明書(交付目論見書)」と記載するものとする。 下線部を削除。</p>
交付目論見書の作成に関する規則	第2条、第3条第3項	<p>交付目論見書はほとんどの場合、印刷物やPDFファイルで提供されていますが、例えば携帯電話等で閲覧する場合にはHTML等の表示方法が閲覧しやくと考えられます。</p> <p>このため、HTML等の表示方法で作成されることを考慮して、第2条の「表紙」や第3条第3項の「見開きページ」などの表現を「冒頭部分」や「同時に確認できる箇所」などの表現に変更していただきたい。</p>	
交付目論見書の作成に関する規則	第2条(9)	<p>「規則」には、『「商品分類及び属性区分表」を記載するものとする。この場合、表紙等にはファンドが該当する商品分類及び属性区分の表を細則に定める様式により記載するものとする。詳細な内容については請求目論見書に記載するものとする。また、商品分類や属性区分の内容が一般社団法人投資信託協会のホームページで閲覧できる旨を注記するものとする。』とありますが、「商品分類」と「属性区分」が何を意味しているのか説明がないこと、またいきなりホームページの閲覧を促していること、が、顧客本位の業務運営としては、やや不十分ではないかと思ひます。</p> <p>そもそも「商品分類」や「属性区分」をいきなり持ち出していることが、受益者目線ではなく、業界目線で決められていると感じます。投資経験の浅い受益者にも分かりやくい、分類方法を再考していただくことは可能でしょうか。現状の分類は、あまりにも細分化され過ぎていて、却って、受益者に分かりづらくなっているのではないかと感じます。</p>	<p>当該ファンドの商品分類、属性区分を、受益者にわかりやく説明し、表示することも可能としてはどうでしょうか。</p> <p>各運用会社が英知を絞って、そのファンドの商品分類、属性をわかりやく説明すれば、おのずと、最も分かりやくいものに収斂していくのではないかと感じます。</p>
交付目論見書の作成に関する規則	2条:(10)その他の記載事項①	「商品の内容に関して重大な変更」といふのは、「投資信託約款の内容の重大な変更」のことであることを明確にして頂きたい。	「商品の内容に関して重大な変更」といふのは、「投資信託約款の内容の重大な変更」に変更していただきたい。

見直しが必要と考えている規則の名称	該当条項	規則の見直しを必要と考えている理由/見直しにより期待される効果	具体的な規則の見直し案等
交付目論見書の作成に関する規則	第3条(2)⑤	<p>ひとつ前の「投資リスク④のホ」にも関係しますが、「ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移」の部分の、分配金再投資基準価額について、見直しが必要ではないか思います。</p> <p>第3条(1)②の「分配方針」にも関係しますが、既存ファンドの中には、そもそも分配型のファンドであり、分配可能原資も十分に積み上がっているにもかかわらず、設定来、全く分配をしていないファンドが多く存在しています。</p> <p>従来、分配型、無分配型という区分を設け、3期無分配はOK、トップという商品では4期無分配が可能となってきた、業界の歴史があると思います。その後、ETFやREITにおいて、分配可能原資は最大限分配するもの、とされましたが、これは信託財産内では課税されない投資信託の原点に立ち戻った考え方に基づくのではないかと考えます。</p> <p>ところが、現状、完全な無分配を堂々と続けているファンドがある以上は、今後、無分配型という区分を設ける、あるいは、配当等収益に限定し、分配可能原資がある場合はETFやREITのように分配を行うようにする、とかの措置を講じないと、この条文で使用している「分配金再投資基準価額の推移」というものが、全く意味をなさなくなることもあり得るのではと思います。</p> <p>無分配のファンドを購入しようとしている投資家からすると、この「分配金再投資基準価額」のグラフ自体が、混乱の元になるのではないかと思います。</p>	無分配型ファンドを認めるか、それが難しい場合は、分配を行わないファンドにあつては、「分配金再投資基準価額の推移」ではなく、「基準価額の推移」と表記することができる、など何らかの注釈が必要ではないかと思います。
交付目論見書の作成に関する規則	第3条第1項第2号ロ	<p>理由:約款上は運用の権限委託可能なように記載されているものの、交付目論見書使用開始時点で、権限の委託が実際には行われていない場合、権限委託について目論見書に一律記載することで、現状の説明として不明確になることを回避するため。</p> <p>効果:より明確にファンドの現状を説明することが可能となる。</p>	ロ. 運用の権限を委託する場合は、運用の委託先の名称及び委託の内容等を記載するものとする(ただし、当該交付目論見書使用開始時点で、実際に権限の委託を行っていない場合は、記載しなくてもよいものとする)。
交付目論見書の作成に関する規則	第3条第1項第2号⑤、第3条第1項第3号④	<p>「ファンドの年間騰落率」と「年間収益率の推移」</p> <p>①どちらも年間騰落率だが、騰落率と収益率と言葉の使い方が異なるため混乱を招く可能性がある。</p> <p>②計算期間は違うものの、どちらも年間騰落率であるため、違う期間で両方掲載する必要性はないと考える。</p>	<p>①言葉の使い方を統一してはどうか。</p> <p>②どちらか一方の掲載としてはどうか。もしくは、今後、「重要情報シート」にも年間収益率を掲載をすることを考えると、目論見書にはどちらも掲載する必要はないのではないかと考える。</p>
交付目論見書の作成に関する規則	第3条第1項第2号④、第3条第1項第2号⑤、第3条第1項第3項	ほぼ同様の内容をタイムリーに掲載している月次レポートがある中で、半年間更新されないファンドデータ情報を目論見書に掲載する必要性はないのではないかと。	(外国籍ファンドの目論見書にはデータは掲載されていないことを参考に、)データについては目論見書に掲載せず、月次レポートなどタイムリーに更新される情報を参照するように誘導するような規則にしてはどうかと考える。
交付目論見書の作成に関する規則	第3条第1項第2号④ロ、第3条第1項第3号a)④ロ	<p>【理由】(2)④ロでは、「ベンチマーク」を「特定の指標の変動率に当該ファンドに係る基準価額の変動率を一致させることを目標とする場合における、当該指標をいう」と定義としている一方、(3)a)④ロで使用している「ベンチマーク」には前記定義がかからないため、同一の用語が異なる意味で使用されており、分かりづらい。</p> <p>【効果】異なる意味のものは異なる用語を用いて記載することで明確化につながる。</p>	前者は「ベンチマーク」、後者は「参考指標(ベンチマークを含む)」とする。
交付目論見書の作成に関する規則	第3条第1項第3号	<p>(運用実績)</p> <p>より長期的な情報を提供するほうが望ましいと考えますので、「直近10年間の運用状況を記載することを原則とし」とありますが、10年以上の運用実績があるファンドについては、10年を超えて運用状況を記載しても差し支えないでしょうか。</p>	
交付目論見書の作成に関する規則	第3条第1項第3号	「当該運用実績の内容は「投資リスク」の内容と見開きページに掲載することが望ましい。」とあるが、今後、目論見書の記載内容について制度変更があった場合、「投資リスク」の内容までの記	<p>3)運用実績</p> <p>ファンドの運用状況について、以下の事項を記載するものとする。当該事項は、届出書の「運用状況」「運用実績」の末尾等に、参考情報である旨を明記してこれらの情報を記載するものとする。</p>

見直しが必要と考えている規則の名称	該当条項	規則の見直しを必要と考えている理由/見直しにより期待される効果	具体的な規則の見直し案等
		載内容で量が変わった場合、当初見開きページで対応できていたものができなくなる場合等が想定されるため、「望ましい」記載でも不要と考える。	なお、a)の①基準価額(分配金を再投資して指数化したもの等を含む。以下同じ。)・純資産の推移、④年間収益率の推移及びb)の①7日間平均年換算利回り・純資産の推移については、直近10年間の運用状況を記載することを原則とし、運用期間が10年未満のファンドは当該運用期間までの運用状況を記載するものとする。
交付目論見書の作成に関する規則	第3条第1項第3号	理由: 交付目論見書作成には、ある一定日数作成期間が必要となり、使用開始日には、交付目論見書に掲載されている内容より、新しい時点の内容が月報等で開示されているため、データが陳腐化していることが懸念される。 効果: より新しい内容を投資者に提供することは、ファンドの投資状況を把握するうえで、利益に資すると考える。	月報等最新の開示に類似の開示がある場合は、月報を参照できるよう改正頂きたい。
交付目論見書の作成に関する規則	第3条第1項第3号	理由: 交付目論見書投資リスクの記載内容の増加にともない、当該規則の意向に沿うようレイアウトを構成することは非常に困難であるため。 効果: 実行が困難な規則を整理することにより、規則がより明確化する。	「また、当該運用実績の内容は「投資リスク」の内容と見開きページに掲載することが望ましい。」を削除
交付目論見書の作成に関する規則	第4条第1項第6号	当該事項は個別のファンドではなく、毎月分配および隔月分配型投資信託に共通の内容であり、各ファンドごとに開示を行なうより、別途投資信託の分配金を説明する資料をWEB ページ等で開示することが効率的と考える。	当該条項を廃止 「(6)毎月分配型投資信託及び隔月分配型投資信託(決算頻度が毎月及び隔月のもの)は、次に掲げる内容を細則に定める記載方法により、交付目論見書に記載しなければならない。 ① 分配金は投資信託の純資産から支払われる旨 ② 分配金が収益を超えて支払われる場合がある旨 ③ 分配金の一部又は全部が元本の一部払戻しに相当する場合がある旨」
交付目論見書の作成に関する規則	第4条の2	・・・「解約請求が集中したこと等による繰上償還が困難なファンド」とあるが、流動性の低い資産に投資している場合は勿論だが、一般的に全てのファンドにおいて困難(重大な約款変更を伴うなど特異なケース)であると思料。繰上償還ではなく一部解約ではないか	・・・IV非流動性資産が主要投資対象であるファンドで、信託期間中に受益者からの解約請求が集中したこと等による一部解約が困難なファンドについては・・・
交付目論見書の作成に関する規則	第4条の3	交付目論見書作成規則であるのに、目論見書作成の規定がない私募投信についてここで記載するのは違和感がある。本則すらないにも拘らず、特則とする意味も不明。私募投資信託に係る本則はどこにあるのか。	本規則から削除し、留意事項など別規定として定めるべきではないか。
交付目論見書の作成に関する規則	第4条の3	私募投信の規定を当該規則に含めることは、当該規則の目的条文(交付目論見書の開示情報の適正化を図り～)から乖離しているとともに、規則体系としてわかりやすく将来的に当該条項の存在を知っている人しかアクセスできないことが懸念される。	・「投資信託等の運用に関する規則」または、その他適切な規則に規定する。
交付目論見書の作成に関する規則	第5条	投資先ファンドについての説明が不要のように見えるため	「法令の定める範囲内で投資者に誤解を与えない範囲に限り、」とあるが、「法令の定める範囲内で、投資信託と、投資先ファンドについて投資者が明確に判別できるように」と改めてはどうか。
交付目論見書の作成に関する規則	第5条	複数のファンドを対象とする交付目論見書の記載に当たっては、投資家に誤解を与えず、各々のファンドの違いを明確に理解させることは必要のことであろうから、「できる」規定ではなく、「しなければならない」mustの規定ではないか。	・・・各々のファンドの違いを明確に理解させるよう工夫して記載しなければならない。 「記載「しなければならない」が must 規定で強ければ「記載する」
交付目論見書の作成に関する規則	第7条	文中にある「日本工業規格」は「日本産業規格」に変更されている。	・・・投資リスクの事項の記載に当たっては、日本産業規格 Z8305 に規定する10ポイント以上の大きさ… 【Z8305 で良いかは要確認】
交付目論見書の作成に関する規則、交付目論見書の作成に関する規則に関する細則	無し	複数の交付目論見書を一冊に纏めているものを各社で見かけますが、各社バラバラです。規則・細則には記載がないのですが、どのような基準で作成しているのか不明です。	作成基準を設ける
交付目論見書の作成に関する規則に関する細則	第3条の2	理由: 交付目論見書作成には、ある一定日数作成期間が必要となり、使用開始日には、交付目論見書に掲載されている内容より、新しい時点の内容が月報等で開示されているため、データが陳腐化していることが懸念される。	月報等最新の開示に類似の開示がある場合は、月報を参照できるようにする。

見直しが必要と考えている規則の名称	該当条項	規則の見直しを必要と考えている理由/見直しにより期待される効果	具体的な規則の見直し案等
		効果:より新しい内容を投資者に提供することは、ファンドの投資状況を把握するうえで、利益に資すると考える。	
交付目論見書の作成に関する規則に関する細則	第3条の2	当該グラフは、一般投資家が理解するのが難しいと思うので例示を変更することで、より理解が深まると思われるため	図が示している情報をより分かりやすくする為に例示の文章を「グラフは、ファンドと代表的な資産クラスの騰落率の振れ幅を定量的に比較できるように作成したものです。」などにさせていただきたい
交付目論見書の作成に関する規則に関する細則	第4条	「収益分配金に関する留意事項」の記載場所につき、『原則「ファンドの目的・特色」の分配方針の箇所に続けて記載するものとする。』の文言を削除してほしい。現状、この規定があるために、できる限り特色の分配方針に続くように、または近くなるように記載しているが、ファンドによっては分配方針の後、引き続き特色が続くケースもあり、間に「収益分配金に関する留意事項」を1ページ挟んでしまうと特色の文章の流れが分断されているような印象をうける。記載場所については、「原則」規定とせず、「記載するものとする」としてどこにのせるかは各社の判断としてほしい。	規則第4条第1項第6号に規定する細則で定める記載方法は、次のとおりとする。 規則第4条第1項第6号に定める投資信託については、以下の①～③の記載方法により、「収益分配金に関する留意事項」等と明示した上で、記載するものとする。
交付目論見書の作成に関する規則に関する細則	第6条	目論見書にも、総経費率の記載をするよう定めるべきである。 投資家の目線で考えれば、現状の正確な信託報酬にかかる記載にも一理あるものの、記載項目が詳細にすぎ、一見して報酬の総額がどの程度か分かり難いものとなっている。そのため、信託報酬や、指数のコスト、目論見書等の印刷費用等含めて、総額の上限を開示することが投資家に資すると考える。 例えば、総経費率を記載する海外の目論見書では、その他費用も別途記載せず、全て総経費率の内側で調整することとなり、実務上乗り越えるべき点は多々あるものの、投資家便益は大きいと考える。	総経費率の記載を義務とし、当該総経費率を上限として、各種コスト(委託者報酬、受託報酬、指数商標コスト等)。 また、過渡期においては、(投資対象ファンドの費用等の影響を鑑み)概算(程度記載)または、直近の計算期間にかかった総経費率の表示を必要とする、などの対応が考えられる。
交付目論見書の作成に関する規則に関する細則	第6条② 3. 5. 7.	この部分では、「以下の事項を参考に対比できるよう表内に記載するものとする。」とあり、例示として、「(委託会社)委託した資金の運用の対価」と書かれています。 しかしながら、現状、運用会社ごとにこの部分の記載内容は異なっています。それ自体は問題ではないのですが、この細則の例示があるがために、却って「委託者報酬」の内容が曖昧になり、委託会社によって、受益者に負担させているコストそのものが異なっているという、とても看過できない状況があります。 何が問題かという点、「法定書類作成・印刷等の費用」や、「基準価額計算など計理業務の外部委託費用」を「その他の費用」で、別途受益者に負担させているファンドがあるということです。 この事実をほとんどの受益者は認識できていないと思われるし、「つみたてNISA」の指定要件に信託報酬の上限値が設けられている以上、ゆゆしき問題ではないかと思うのです。委託者報酬からそれらコストを抜き出し、「その他の費用」で受益者に別途負担させ、信託報酬自体は低く見せることが可能になってしまいます。 「5. その他の費用・手数料」については、各社固有の問題としていますが、本来委託者報酬とすべき、「法定書面の作成印刷費用」や「計理業務費用」を「その他の費用」で受益者に負担させるのであれば、個社対応ではなく、各社同じ基準で、コスト表示をすべきものと考えますが、いかがでしょうか。 1998年の目論見書導入時、委託者報酬の2bpsの引上げを当局に認めていただきました。受益者にとっての不利益変更にも関わらず、認めていただいた背景は、法令改正・制度改革という特殊事情があったからだと思われる。その時点で、野村、大和、日興の各運用会社は、目論見書導入に伴う追加コストは、委託者報酬から支弁するものという認識で一致していましたし、野村、大和はいまだにそういう認識であるのではないのでしょうか。(日興の場合は、外国人経営者が一部外資系に倣い、2007年設定分より、「その他の費用」で受益者に負担させることになったと記憶し	「法定書類作成・印刷等に関する費用」や「計理業務の外部委託に関する費用」を、委託者報酬とするのか、その他の費用とするのか、を明確にすべきと考えます。 また、株価指数等のインデックスライセンス費用、レンディングに伴う投資家負担部分(本来、全額信託財産に帰属するものですが、委託会社や受託銀行がその一部受け取っています)の説明の仕方なども、もっと工夫が必要ではないでしょうか。

見直しが必要と考えている規則の名称	該当条項	規則の見直しを必要と考えている理由/見直しにより期待される効果	具体的な規則の見直し案等
		<p>ています。)</p> <p>受益者に直接関係してくるコスト負担のテーマですので、より慎重に、かつ明確にすべき論点ではないかと考えています。</p> <p>また、FoFsにおいて、投資しているファンドのコストについて、最近では事前に料率を明示できないとしているファンドも見受けられます。外国籍ファンドは意外にコスト高のものもございませぬ。</p> <p>運用報告書の費用実績の欄には、FoFsで組入れているファンドのこうしたコストは含まれていませんので、この部分をどう表示していくべきか、これも検討が必要なのではないでしょうか。</p>	
<p>交付目論見書の作成に関する規則に関する細則</p>	<p>第6条②7</p>	<p>FOFsの運用管理費用(信託報酬等)のうち、投資対象ファンドの運用管理費用(信託報酬等)の定義の統一が必要と考える。委託会社により投資先ファンドFeeとして掲載する範囲が異なることから、受益者にとっての実質的な負担が正しく比較できていない。</p>	<p>投資先ファンド(外国投信)の形態によりFeeの項目が異なるが、国内投信の信託報酬の定義と同等の内容に揃えられるように定義を定める。</p>
<p>広告等の表示及び景品類の提供に関する規則</p>	<p>全般</p>	<p>近年、一層、非対面でのセミナーや動画提供が増えており、そういった行為に関する注意事項等の記載追加を頂きたい。</p>	<p>同規則8条に基づいて定められる「広告等に関するガイドライン」において、非対面(Webセミナー、録画したものやライブ放送を含む)や、動画コンテンツの提供時に注意すべき点について、現在の同ガイドライン「14 インターネットにおける広告について」に追加すべき事項について、今後議論を行う場を設けてはどうか。</p>
<p>広告等の表示及び景品類の提供に関する規則</p>	<p>第8条</p>	<p>広告等に関するガイドライン2誇大広告に関する留意事項第2部I1(2)比較広告③比較の方法が公正であることの判断たとえば、評価機関等が定義している同一カテゴリー(例えば、Fundmark分類:海外株式/アジア・オセアニア/マルチカントリーでの比較)内での比較に問題があるとすればどのような点なのかが現状の記載では困難なため。</p>	<p>公正であることの要件(必須となる前提条件等を明確化していただきたい。その際具体例を出していただくと助かります。</p> <p>例えば、第三者ベンダー(ブルームバーグや、モーニングスター等)において、グルーピング/ピア比較されているファンド群であれば、比較するのに不適當ではないという考え方を示して頂きたい。</p>
<p>広告等の表示及び景品類の提供に関する規則、広告等に関するガイドライン</p>	<p>第8条、ガイドライン第2部II1(2)②③⑤</p>	<p>各委託会社または販売会社によって解釈が異なり、真に必要と考える内容の簡潔な表示が難しくなるケースがあるため、望ましいとされる事項をより具体的に提示いただきたい。</p>	<p>内容を具体的に明示。</p>
<p>投資信託及び投資法人に係る報告に関する規則に関する細則</p>	<p>-</p>	<p>日本籍外貨建投信において、協会報告の場合、いつの基準日の為替レートで換算するのかの明記がない。報告日時点の為替レートでの換算をすることを明記してほしい。</p>	<p>『日本籍外貨建投信においては、報告日の為替レートにより邦貨換算した値で報告をするものとする。』の条文を追加する。</p>
<p>投資信託の基準価額の連絡、発表等に関する規則</p>	<p>第5条、第6条、第7条</p>	<p>券面事故に関する規定の削除</p>	<p>第5条、第6条、第7条を削除</p>
<p>投資信託の基準価額の連絡、発表等に関する規則に関する細則</p>	<p>第4条、別表1</p>	<p>券面事故に関する報告様式の削除</p>	<p>第4条、別表1を削除</p>
<p>定款の施行に関する規則</p>	<p>第10条(17)</p>	<p>働き方改革の推進やコロナウィルス拡大の状況下、捺印、郵送のためだけに当社する必要をなくしたい。</p>	<p>「正会員の財務状況等に関する届出書(様式第21号)」「代表取締役印および会社印あり」の原本の送付を廃止できないか。</p>
<p>定款の施行に関する規則</p>	<p>第10条(18)</p>	<p>正会員の財務状況の安定性を測るという目的であれば、大きく減少したときのみ提出で問題ないと考えられるため。</p>	<p>運用する投資信託の残高が、直近の第21号様式の数値から30%以上増減した日付けで「正会員の財務状況等に関する変更届出書」(様式第21号-②)を提出することになっているが、30%以上減少した場合のみ提出することとできないか。</p>
<p>定款の施行に関する規則</p>	<p>別紙</p>	<p>別紙の届出の提出先には会長の個人名を入れない形としていただきたい。届出は会長個人に提出しているわけではなく、貴協会の代表者宛に提出しているものであり、個人名を入れる必要はないのではないかと考える。金融庁宛の届出についても「金融庁長官殿」を宛先として提出しており、貴協会においても金融庁に平仄を合わせていただきたい。</p>	<p>別紙のひな形の宛先を「一般社団法人投資信託協会会長殿」とする。</p>

見直しが必要と考えている規則 の名称	該当条項	規則の見直しを必要と考えている理由/見直しにより期待される効果	具体的な規則の見直し案等
正会員の業務運営等に関する規則	—	<p>成功報酬</p> <p>成功報酬は、日本において一部導入実績があるものの、国内投信ではシステム上の制約により投資家間の公平性を維持することが難しい等の問題がある。</p> <p>追加型投信で期中に追加投資／一部解約する投資家との公平性を保つことができない。日々取切型であれば、期中にドローダウンが生じても取戻がきかず運用者に有利な仕立てになるという問題が生じる。クローバックを導入しようとしても全て手作業となる。</p> <p>なお、海外では、イコライゼーション・ファクター(equalization factor)を通じた投資家毎のデビット(Debit)／クレジット(Credit)の管理により、エントリーやエグジットのタイミングにかかわらず投資家間の公平性が担保される仕組み(課税における個別元本の概念に類似したもの)となっており、国内投信のような問題は生じない。</p> <p>成功報酬の本来の目的の一つとして上記のアラインメントの観点があり、典型的には、絶対収益追求型運用におけるアルファ部分の成果に対する成功報酬化があげられる。</p> <p>日本においては成功報酬に関する直接の規制は存在しないが、海外においては公募で成功報酬を原則禁止とする法制度も見受けられる。</p> <p>よって、常に是というものでなく、複眼的視点でとらえる必要がある。</p> <p>このような論点について、委託者マターとして全て委託者が判断すべきものでもなく、成功報酬の意義付けの整理も含めて、成功報酬に関し、概括的な規定を新設するか、又は協会としての考え方を示すなどしていただきたい。</p>	
正会員の業務運営等に関する規則	—	<p>基準価額算出過誤に係る規定の新設</p> <p>現在、各社で 50bp ルールなどを設けて個社対応となっているところと認識しているが、協会としてのある程度の指針を規程として提示するなどしていただきたい。(過誤が起きないように計算するのは前提として)</p>	
正会員の業務運営等に関する規則	—	<p>基準価額の委託、受託相互計算照合の改善</p> <p>現状規定は無なもの、業界の実情として、委託会社、受託会社の相互計算照合が行われており、基準価額算出過誤のルールと並行して、どちらか一方の算出で完結できるよう、協会としてさらに検討を進めていただきたい。</p>	
正会員の業務運営等に関する規則	第1条	<p>「第1条 この規則は、正会員(定款第7条第1項第1号に定める正会員をいう。以下同じ。)が自ら設定する委託者指図型投資信託の受益証券(振替投資信託受益権を含む。以下同じ。)の募集若しくは私募(金融商品取引法(昭和23年法律第25号、以下「金商法」という。)第2条第3項に規定する募集若しくは私募をいう。以下同じ。)及びその他の業務、自らが資産運用の業務を受託している投資法人が発行する投資証券又は投資法人債券の募集若しくは私募の取扱及びその他の業務、又は委託者非指図型投資信託の受益証券の募集若しくは私募及びその他の業務(以下「直接募集等」という。)」として定められた募集行為ならびに「直接募集等」には、委託会社が設定する上場投資信託投資信託にかかる、指定証券会社およびそれ以外の顧客に対する勧誘行為が含まれることを確認したい。</p>	
正会員の業務運営等に関する規則	第2条	<p>「投資信託委託会社等会員」の定義が、規則によって異なる。</p> <p>正会員の業務運営規則(第2条)では、投資信託委託会社会員(投信法第2条第11項)+資産運用会社(投信法第2条第21項)正会員</p> <p>直接募集の規則(第11条)では、投信法第2条第11項+委託者非指図型投資信託の受託会社となる信託会社等</p> <p>規則毎に定義をしているのでよいのかもしれないが、紛らわしい。</p>	<p>議決権行使権限を有する会員</p> <p>自ら設定する受益証券の募集を行う会員</p> <p>それぞれの性質に応じた用語を定めてはどうか。</p>

見直しが必要と考えている規則の名称	該当条項	規則の見直しを必要と考えている理由/見直しにより期待される効果	具体的な規則の見直し案等
正会員の業務運営等に関する規則	第6条、第6条の2	<p>シード投資規制の一部緩和</p> <p>国内投信では、シード投資は原則禁止されており、当初設定時における取得や商品性維持のための取得等に限り認められている（第6条、第6条の2）。</p> <p>しかも、商品性維持の名目としては、パッシブ運用においてポートフォリオを維持するために必要な場合や、スイッチング可能なファンドのスイッチング機能を維持する場合等に限定されている（第6条の2）</p> <p>しかし、海外では、運用者と投資家の目線の一致（アラインメント（alignment））のため、運用会社や運用者によるシード投資は一般的に行われている。</p> <p>シード投資は、顧客目線に立った業務運営の観点から好ましいものである。また、運用者の自己資金が入っているファンドはパフォーマンスへのコミットがあると投資家から好意的に受け止められる傾向がある。</p> <p>運用会社や運用者から特定のファンドのみにシード投資が行われているとそのファンドのみ優遇した運用がなされるのではないかと疑念を抱かれるおそれもあり、安直に結論付けるべきではないが、シード投資の規制を緩和して一定の場合にアラインメントのためのシード投資を認めることは検討に値すると考えられる。</p>	
正会員の業務運営等に関する規則	第6条、第6条の2	<p>本規則においては、自社が運用等を行う投資信託の受益証券等の取得・処分について、これらを纏めて「取得等」と定義しているにもかかわらず、具体的な規制内容は事実上「取得」に限定されており、「処分」を行う際のルールが明確ではない。</p> <p>例えば、ファンドを当初設定するときに運用に必要な金額を自己資金で設定することはよくあるが、ファンドの純資産が増加し、自己資金の必要性が無くなったために当該自己資金相当分を「処分」する場合は、「商品性を適正に維持するため」とは言い切れない。</p> <p>当然、処分に当たっては利益相反や残存受益者への影響があってはならないため、上記取得の場合と同様に、正会員の機関で決定を行い、その事跡を明確にする旨をルール化すべきと考える。</p>	<p>規程上の定義を「取得」と「処分」に分け、「自社設定投資信託受益証券等を処分する場合は、利益相反が無いこと、残存受益者への影響等に留意し、正会員の取締役会等の機関において決定を行うものとする。」旨の規定を追加する。</p>
正会員の業務運営等に関する規則	第6条の2	<p>第2項の商品性を適正に維持するための取得等の例として、受益者に不利益が被らないようファンドを突然死させないために、他の受益者に不利益が被らない場合で、補てんに該当するおそれがない場合は、資金の投入を広く認めても良いのではないかと</p>	<p>2 前項第2号に規定する商品性を適正に維持するための取得等は、次に掲げる取得等とする。</p> <p>(1) 特定の株価指数等に連動する運用成果を目指す投資信託（インデックス・ファンドをいう。）等の当該投資信託の特色となるポートフォリオの維持を目的に必要な範囲で行う取得等</p> <p>(2) 複数の投資信託で構成された投資信託グループであって、当該投資信託グループを構成する投資信託の間で乗換えを行うことができるとされているものにおいて、特定の投資信託の残高が減少したため、当該投資信託グループの運営が維持できなくなる恐れがある場合に必要範囲で行う取得等</p> <p>(3) 受益者からの全解約等による投資信託財産の大幅な減少から当該投資信託及び残存受益者に重大な影響を与える場合であって利益相反に該当しないと当該投資信託の委託者である正会員が判断した場合に当該投資信託の運用継続に必要な範囲で行う取得等</p> <p>(34) その他理事会において当該投資信託の商品性を維持するために必要と認められた取得等</p>
正会員の業務運営等に関する規則	第6条の2第1項	<p>第1号～第3号の範囲で自社設定投資信託受益証券等の取得等が認められています。第1号～第3号は委託会社による取得等可能性のほぼすべてのケースが列挙されていると思われます。一方で、第6条第1項では委託会社による取得等を全面的に禁止しています。これは、第6条の2第1項でも「第6条第1項の規定にかかわらず」とあることから、第6条第1項は死文化、すなわち委託会社による自社設定投資信託受益証券等の取得等は禁止されていないという</p>	<p>委託会社による自社設定投資信託受益証券等の取得等が禁止されているのかどうかは明確になるとは思われず。</p>

見直しが必要と考えている規則の名称	該当条項	規則の見直しを必要と考えている理由/見直しにより期待される効果	具体的な規則の見直し案等
		<p>解釈でいいでしょうか？死文化していないとすれば、どういうケースが取得等禁止になるのでしょうか？</p>	
<p>正会員の業務運営等に関する規則</p>	<p>第6条の2第2項第3号</p>	<p>少額投資信託であっても、商品ラインナップ上又は制度上必要と判断する投資信託の存続を可能とする又は当該投資信託の運用の効率化を図り、もって受益者の利益に資するため。</p> <p>「正会員の業務運営等に関する規則」第6条の2第2項において、「商品性を適正に維持するため」に正会員が不動産投信等及びインフラ投信等以外の自社設定投資信託受益証券等の取得等を行う場合は、インデックス・ファンドの取得等、アンブレラ型における少額ファンドの取得等、理事会で必要と認めた場合の取得等に限定されている。</p> <p>一般のファンドへ「商品性を適正に維持するための取得等」ために資金を投入しようとする場合、理事会承認が必要となり、即時性や手続き等の観点でハードルが高く未だこの号が適用された例はないものと認識している。</p> <p>一方、外国投資信託では、ファンドの関係人が「商品性を適正に維持するため」に自己資金を投入することは比較的一般的に行われている。</p> <p>正会員は、忠実義務に従い業務運営を行っており、正会員の機関において適切に必要と認めた場合、利益相反の懸念はないように思われる。</p> <p>また、第6条第2項において、「事故処理に伴う一時的な取得等その他通常の業務に必要な取得等を行う場合」は取得等の禁止の例外となっており、第6条の2第1項第3号において「自社財産の運用を目的とした取得等」※が認められており、正会員の中で適切に管理が行われているが、「商品性を適正に維持するため」の目的では期中の自社設定投資信託の取得等が行えないのは、規定上平仄が合わない。</p> <p>※約20年前の制度部会では以下の内容が確認されたが、規定上読めず、時代に即したものとは言えない。○「自社財産の運用を目的とした取得・処分」は、基本的に公社債投信やMMF等、極端に相場の状況による有利・不利、公平性が損なわれない株式投信以外の投資信託が対象として想定されたものの、将来的な環境の変化等を考慮し、具体的な商品の名称を掲げることは見送った。</p> <p>さらに、第6条の5において、自社設定投資信託受益証券等の取得等を行った場合の開示を運用報告書等で行う旨の規定もあり、開示上の透明性も確保されている。</p> <p>そもそも、第6条第2項の限定列挙は、古くは平成11年4月16日の改正を起点としている。その際、「結果として、運用会社の地位、運用情報を常に見ているという他の投資家に比して優越した地位にあることに鑑み、一定の合理的に必要性を説明することが出来る事例に限定される」べきとの趣旨で設けられている。しかし、商品性を適正に維持するために自己資金を投入するほどの少額規模のファンドに別の意図をもって自己資金を投入し、優越的地位により利益相反行為をなすインセンティブはほとんどなく、却ってフィデュシャリーデューティに悖る行為としてリスクを負うのみである。いたずらに、規制を設けるよりも、正会員の機関で決定を行い、その事跡を明確にすれば足るのではないかと考える。</p>	<p>「その他理事会において当該投資信託の商品性を維持するために必要と認めた取得等」を「その他正会員の取締役会等の機関において当該投資信託の商品性を維持するために必要と認めた取得等」に変更する。</p>
<p>正会員の業務運営等に関する規則</p>	<p>第6条の2第2項第3号</p>	<p>商品性を維持するために必要とする事態が場合によっては緊急性を要する可能性もある。当該事由の承認については、協会理事会を招聘しての対応はあまり現実的ではないのでは。理事会ではなく、各社の取締役会に委譲する形でのよいのではないかと。(各社の勝手事由での潜脱を許さない、とのスタンスがあるのかもしれないが)</p>	<p>その他商品性を維持するために必要な事態が生じた場合には各社取締役会等の適正な決定をもって行うこと。</p>

見直しが必要と考えている規則の名称	該当条項	規則の見直しを必要と考えている理由/見直しにより期待される効果	具体的な規則の見直し案等
正会員の業務運営等に関する規則	第6条第2項、第6条の2第2項第3号若しくは基準価額算定の規則で	基準価額の計算が円単位であるため、純資産総額が僅少なファンドなどで純資産の99%以上の大口の解約が合った場合には基準価額が大きく毀損して残存受益者が不利益を蒙る場合がある。これを防ぐための自己資金投入も、商品性維持として認められないか。	第6条第2項の「事故処理に伴う一時的な取得等その他通常の業務に必要な取得等を行う場合」の解釈として可能とする。 或いは第6条の2代行に次の号を追加する (x)大口解約時の信託財産毀損を防ぐため、予め委託会社が定めた基準による場合若しくは、基準価額算出の特例を設ける
正会員の業務運営等に関する規則	第7条	有効期間の開始日を明確にするもの	以下「有価証券届出書の効力発生日から」を追記する。 内国証券投資信託受益証券及び内国投資証券の募集に係る有価証券届出書及び目論見書の有効期間は、有価証券届出書の効力発生日から16ヵ月以内とする。
正会員の業務運営等に関する規則	第7条	有価証券届出書及び目論見書の有効期間は16ヵ月以内とする、とありますが、この16ヵ月は当初募集1ヵ月＋計算期間12ヵ月＋有報の法定提出期限:決算から3ヵ月の合計だったと記憶しています。すなわち16ヵ月は当初のみと思われます。	当初届出に限り16ヵ月以内を明確化して頂きたい。
正会員の業務運営等に関する規則	第7条	有価証券届出書と目論見書の有効期間は16ヵ月以内と規定されているが、これは当初募集期間1ヵ月、計算期間12ヵ月、有報提出期限3ヵ月を想定していると思われる。しかし実際には、分配方針等によって決算日が決定されることが多く、設定の1年後に決算を行うファンドは少ない。16ヵ月以内という制限により、決算日によっては、設定後の次の有価証券届出書においても翌日効力の発生は認められず、15日の経過期間を要することとなる。したがって、決算日にとられずに、設定後の次の有価証券届出書において翌日効力の発生を行うために、18ヵ月に延長することが望ましいと考える。	有価証券届出書と目論見書の有効期間を2ヵ月延長し、18ヵ月以内とする
正会員の業務運営等に関する規則	第7条	【現状】内国証券投資信託受益証券及び内国投資証券の募集に係る有価証券届出書及び目論見書の有効期間は、16ヵ月以内とする。 要望:「16ヵ月」を「18ヵ月」に変更していただきたい。 理由:新規設定のため有価証券届出書を提出した後、次回の有価証券届出書を提出した時には翌日効力で募集を継続したいが、ファンドの決算の時期によっては16ヵ月でも足りないケースが出てきます。18ヵ月あれば決算の時期にかかわらず次回の有価証券届出書において翌日効力を発生させることができ、スムーズな募集の継続を行なうことができます。 18ヵ月の根拠:新規設定のため有価証券届出書を提出した1年後の1日前に「ファンドの決算＋3ヵ月」を迎えるファンドが、今回一番考慮しなければならないケースと考えます。(これだと翌日効力を発生させることができません。)したがって、その次回の決算(または半期決算)が3ヵ月後でその3ヵ月後が提出期限となるので、トータル6ヵ月。(ここで提出すれば翌日効力が発生できます。)すなわち新規設定のため有価証券届出書を提出した1年後の6ヵ月後が必要となる期間と考えます。したがって、1年後の6ヵ月後ということで、18ヵ月あれば十分となります。	「16ヵ月」を「18ヵ月」に変更していただきたい。
正会員の業務運営等に関する規則	第9条	販売会社に対する強制力がなく、実効性に疑問がある。当該規則に対応する規程で、販売会社を直接拘束するものを設けていただくことにより、実効性が担保できるのではないかと思料。	全銀協や証券業協会に働きかけ、販売会社を直接拘束する規程を設けていただく
正会員の業務運営等に関する規則	第9条等	昨今、流動性リスク管理の必要性が増し、ルール化されている一方で、信託財産留保額に関するルールは存在せず、大口解約に関するルールについても、「正会員の業務運営等に関する規則第9条」に販売会社との間で取り決めをする旨のみが規定されているだけである。 また、諸外国では一般的な「スイングプライス」についても、多額の追加設定・解約について既存／残存受益者保護に有効であるにもかかわらず、日本では認められていない。 よって、これらを整理したうえで、ルール化を検討(スイングプライスの導入を含む)することが必要と考える。	信託財産留保額、大口解約、スイングプライス等について、各社の状況や諸外国の規制等を鑑み、整理の上で協会規則としてルール化を行う。

見直しが必要と考えている規則の名称	該当条項	規則の見直しを必要と考えている理由/見直しにより期待される効果	具体的な規則の見直し案等
正会員の業務運営等に関する規則	第9条第1項	大口の事前連絡について、ファンドのサイズ等によっては一定金額を定める必要がないものがある、また、ファンドによっては概算連絡でカバーされる情報であるため、「決定するものとする。」ではなく、「決定できるものとする」レベルの規定でよいのではないかと。これにより、必要連絡だけすることにでき、委託・販社ともに不要な業務が削減できる。	投資信託委託会社会員は、販売会社との間で、追加型株式投資信託について投資信託毎に大口申込者の一回当たりの解約受付限度額及び事前連絡を要する一定金額を決定できるものとする。この場合、当該金額は当該投資信託の規模及び商品性格等を十分考慮し、当該投資信託の運用上支障の生じない金額とする。
正会員の業務運営等に関する規則	第9条第1項、第2項	1 投資信託委託会社会員は、販売会社との間で、追加型株式投資信託について投資信託毎に大口申込者の一回当たりの解約受付限度額及び事前連絡を要する一定金額を決定するものとする。この場合、当該金額は当該投資信託の規模及び商品性格等を十分考慮し、当該投資信託の運用上支障の生じない金額とする。 2 投資信託委託会社会員は、販売会社に対し、前項に規定する一定金額以上の解約については、約定日当日の午後 12 時 30 分までに投資信託委託会社会員に対して連絡するよう求めるものとする。	総額での設定解約連絡となっている現状では、個別・具体的な限度額の設定や連絡は意味を持たないと思われるので、規定を削除すべきと考える
正会員の業務運営等に関する規則	第9条第2項	販売会社は遅くとも午後3時まで受付可能な一方で、大口事前連絡時限が「約定日当日の午後 12 時 30 分まで」と定められており、午後 12 時 30 分以降の大口が規則上カバーされていない。実態として、個社で工夫している場合もあるが、形式的な条項でも存在する以上、縛られるため変えた方がよい。例えば、「規模及び商品性格等を十分考慮し、当該投資信託の運用上支障の生じない時限とする。」など。	投資信託委託会社会員は、販売会社に対し、前項に規定する一定金額以上の解約については、 <b>当該投資信託の規模及び商品性格等を十分考慮し、当該投資信託の運用上支障の生じない時限とする。</b>
正会員の業務運営等に関する規則	第9条第2項	「約定日当日の午後 12 時 30 分までに」の規定は、各運用会社と各販社との相談に。	時間指定ではなく、あらかじめ連絡を求めるよう規定していけばよいのでは
正会員の業務運営等に関する規則	第 10 条	ETF に関しては分配金又は償還金は受託会社が支払いを行う主体。	投資信託委託会社会員は、販売会社(ETFにあっては受託会社)に対し、投資信託に係る分配金又は償還金の顧客への支払いを、……
正会員の業務運営等に関する規則	第 11 条	現時点での改正ではないが、2023 年 10 月～インボイス制度が導入されるので、何がしかの対応が必要か。	
正会員の業務運営等に関する規則に関する細則	第3条第1項第1号ウ	自社設定投資信託受益証券を自社設定投資信託受益証券等としないと投資法人の投資証券が含まれないことになる。	…自社設定投資信託受益証券等の過半…
正会員の業務運営等に関する委員会決議	1	適切な情報管理・開示及び不公正取引の未然防止の観点から、法第 27 条の 36 に規定する”重要情報”の取り扱い等について、会員各社が策定すべき社内規程に盛り込む事項の整理を行うことが必要と考えます。	---
役職員等が自己の計算で行う株式等の取引に係る運営に関する規則	第2条	理由:一定の高い流動性があると認められる銘柄(例えば、S&P200、FTSE 100、S&P/TSX60、ASX 100 等に含まれる銘柄)であって、かつ会員の法令遵守担当部署において利益相反等の観点から問題がないと判断できる場合については、同規則の適用の対象外としてもその目的を逸脱しないと思料するため。	(追加)但し、市場で一定の高い流動性があると認められる銘柄(S&P200、FTSE 100、S&P/TSX60、ASX 100 等に含まれる銘柄)については、 <u>正会員の社内規則及び社内体制において適切に管理することをもって本規則の適用対象外とすることができる。</u>
役職員等が自己の計算で行う株式等の取引に係る運営に関する規則	第2条第2項	憲法上の権利である財産権の侵害リスクを回避するため、同条項の見直しが必要。 同条項に定義されている役職員等とは、役職員および生計を一にする親族としているが、直系尊属であってその投資判断に対し役職員が影響を及ぼさない者を除くとしている。直系尊属のみを除外し、配偶者が対象となる点について、不整合がある。投資判断に影響を及ぼさない点について、直系尊属と配偶者に差異を設ける必要はない。 同条項の見直しにより、財産権侵害のリスクを減少させ、かつ配偶者の資産形成支援につながる効果が期待できる。 そもそも、不公正取引のリスクは、本人に起因するものであり、親族に規制をかけるのは過剰規制と思われる。	直系尊属と同様に配偶者も除外するか、役職員のみを対象を見直す。親族を規制の対象にするかは、各運用会社に委嘱する。

見直しが必要と考えている規則の名称	該当条項	規則の見直しを必要と考えている理由/見直しにより期待される効果	具体的な規則の見直し案等
役職員等が自己の計算で行う株式等の取引に係る運営に関する規則	第2条第2項	「株式等の運用及び調査等に関する役職員等」に含まれる「生計を一にする親族」として規制の対象とすべき者は、かならずしも尊属や卑属といった関係に限らず、投資判断に影響を及ぼさない事情、属性、態様であれば除外することが妥当であると考え。	<p>2 この規則において「株式等の運用及び調査等に関する役職員等」とは、正会員（不動産投資信託又は不動産投資法人の資産の運用のみ行う正会員を除く。以下同じ。）の役職員のうち、株式等への運用を行う投資信託財産又は投資法人の資産（以下「信託財産等」という。）に係る運用業務を担当する者、運用の動向を知り得る立場にある者又はその職務上発行会社に係る未公表の重要情報その他特別の情報（以下「重要情報」という。）を知り得る立場にある者並びにそれらと生計を一にする親族（直系尊属であつてその投資判断に対し投資信託委託業者等の役職員が影響を及ぼさない者を除く。）をいう。</p> <p>なお、「生計を一にする親族」とは、同居する親族（独立した生活を営んでいることが明らかである者を除く。）の他、別居している親族であっても生活費、学資金、医療費等を常に送金している場合も含まれることがあることに留意する。</p> <p>なお、生計を一にする親族であっても、投資判断に影響を及ぼさないことが明らかである者または場合においては、株式等の運用及び調査等に関する役職員等に含まれないものとし、当該者または場合の例として次のような場合が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・独立した生活を営んでいる者や場合であつて、投資判断に対し投資信託委託業者等の役職員が影響を及ぼさないことが明らかな者や場合</li> <li>・上記のほか、投資判断に対し投資信託委託業者等の役職員が影響を及ぼさないことが明らかな者や場合</li> </ul>
役職員等が自己の計算で行う株式等の取引に係る運営に関する規則	第3条第2項	社内の一元管理を目的として自己取引審査担当者を海外グループ会社内コンプライアンス部に委託することが可能であること明確にすることで、業務の効率化が図れる	正会員に管理責任があれば、社内の一元管理を目的として自己取引審査担当者を海外グループ会社内コンプライアンス部に委託が可能であることを確認させて頂きたい。
役職員等が自己の計算で行う株式等の取引に係る運営に関する規則	第4条、第5条	<p>本規則5条の保有期間の制限は同第4条第2号の「投機的利益の追求を目的とした取引その他の不公正な取引」の防止を担保するために定められたものと理解している。しかしながら、「投機的利益の追求を目的とする取引」禁止の根拠となつたと考えられる金商法業府令第117条第1項第12号においては、「投機的利益の追求を目的とした取引」禁止の対象者を金融商品取引業者及びその役員に限定している。また、役職員と生計を一にする親族による株式等の売却については、本規則第3条第2項により所定の審査担当者による審査の対象となっていることから、「不公正な取引」であるか否かについて事前に審査する機会が確保されているといえる。上記の点に鑑みれば、本規則第4条の投機的利益の追求禁止及び第5条の保有期間制限について、役職員の生計を一にする親族にまで規制を及ぼすことは、法令等の要請を超えた規制と考えられる。</p> <p>また、保有禁止期間については条文に例外の記載が一切なく、購入当初は6か月以上保有目的があつたが、緊急入院等で非常の大金を要する場合や市況が急変し保有継続により損害を被るおそれが認められる場合等、投機目的でないことについて客観的に担保しうる場合には取引が許容されるかが条文上不明確であるため、条文に例外として明示してはどうか。</p> <p>なお、役職員と生計を一にする親族といえども役職員とは別に資産形成を行っているケースが増えてきていると考えられ、会員と雇用関係等の契約関係のない親族による健全な経済活動に対する規制は必要かつ合理的な範囲にとどめる必要があると考えられる。</p>	<p>第4条（禁止行為）</p> <p>株式等の運用及び調査等に関する役職員は次の各号に掲げる行為を行ってはならない。なお、以下第1号、第3号及び第4号については株式等の運用及び調査等に関する役職員と生計を一にする親族についても同様とする。</p> <p>第5条（保有期間の制限）</p> <p>正会員は、前条2号に規定する投機的利益の追求を目的とする取引その他の不公正な取引を防止するため、株式等の保有期間（売却禁止期間）として6か月以上の期間を社内規則に定めるものとする。</p> <p>ただし、申請者が同一銘柄を複数取得した場合は、最後に取得した日を起算日とする。また、株式等の累積投資契約に基づき取得する場合は、最初に取得した日を起算日とする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、株式等の運用及び調査等に関する役職員は、株式等の保有期間が6か月未満であっても、投機的利益の追求を目的としないことについて客観的に担保しうる場合は、第6条の申請を行い、承認を得たうえで売却できるものとする。</p>
役職員等が自己の計算で行う株式等の取引に係る運営に関する規則	第5条	売却禁止期間として規定している「6ヶ月以上」に柔軟性を持たせ、意図しない、又はやむを得ない事情による協会規則違反という事態が生じることを回避することが適当と考えます。現行の書き振りで、緊急の資金需要が生じた従業員にやむを得ず保有期間6か月未満の売却を認めた場合、直ちに協会規則違反という不合理な結果に帰着する可能性が否定できません。	（前略）、株式等の保有期間（売却禁止期間）として、例えば、通常の市場環境の下で6ヶ月以上といった期間を（後略）

見直しが必要と考えている規則の名称	該当条項	規則の見直しを必要と考えている理由/見直しにより期待される効果	具体的な規則の見直し案等
役職員等が自己の計算で行う株式等の取引に係る運営に関する規則	第5条	保有期間の制限の「6ヶ月以上」を例えば、「30日程度」と緩和してはどうか。 海外グループ会社では、30日程度で実施している場合もある。	
役職員等が自己の計算で行う株式等の取引に係る運営に関する規則	第7条第2項第2号	理由:第7条1項(2)ウに該当する者の自己取引禁止期間については、「基準日から起算して1か月以上前の日より当該有効期間の末日までの期間で正会員が定める期間」とされている。ここでいう「1か月以上」とはあくまで目安の期間を指し示すものと思料し、期間を指し示すにあたってその他特段の理由がなければ、正会員がその合理的判断に基づいて期間を定めることができることで足りると考えるため。	基準日から起算して <u>一定期間前</u> の日より当該基準日までの期間で正会員が <u>合理的な基準</u> に基づいて定める期間 ただし、有効期間を定めている場合は、当該基準日から起算して一定期間前の日より当該有効期間の末日までの期間で正会員が合理的な基準に基づいて定める期間
広告等に関するガイドライン	第1部1(2)③ハ	(なお、当該事項の文字又は数字が当該事項以外の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異なる大きさで表示されているものに限る。)とあるが、「最も大きなものと著しく異なる大きさ」の定義があいまいで、各社判断になっている。また、例えば、最大フォントがファンド名の場合、それとの見合いで、リスク記載を調整する必要が規程上生じるが、大切なのはそういうことではなく、投資家が読めるフォントサイズでリスクが記載されていることがより重要と思われる。	当該規程を削除し、リスク記載の最低限のフォントサイズの規程に改めるなどの対応が望ましいと考える。
広告等の表示及び景品類の提供に関する規則 広告等に関するガイドライン	第1章1(2)	ノベルティに関して、現状のガイドラインでは、ファンド名称のみを記載する場合でも数行の注記文言の挿入が必須であるが、名称のみの記載であれば、それら注記文言の挿入は必須でないようにしていただきたい。	
広告等の表示及び景品類の提供に関する規則 広告等に関するガイドライン	全般	メディアの報道を自社のSNSなどで付加情報をつけずにシェアをする場合(例えば、リツイートするのみの場合。)を「広告」と整理しないことで良いか確認したい。	
広告等に関するガイドライン	第1部 <参考>4(2)③	(1) 例示として「セミナーの案内のみを目的とした案内状を送付する行為やポスターを貼る行為」が挙げられている。しかし、監督指針Ⅲ-2-3-3④において、「セミナー等(講演会、学習会、説明会等の名目の如何を問わない。以下同じ。)を開催して、一般顧客等を集め、当該一般顧客等に対して金融商品取引の締結の勧誘(勧誘を目的とした具体的商品の説明を含む。)を行う場合には、当該セミナー等に係る広告等及び送付する案内状等に、金融商品取引契約に関連するものであることを明確に表しているのみでは足りず、勧誘する目的がある旨を明確に表示している」ことが求められていることに鑑みると、「セミナーの案内のみを目的とした案内状を送付する行為やポスターを貼る行為」は「個別商品の取引を誘引する目的ではなく、情報提供する行為」とはいえないのではないか。 (2) パブコメ No.36 に鑑みると、「個別商品の取引を誘引する目的」の有無にかかわらず個別商品名の記載があれば、当社は当該個別商品名のファンドを運用している旨の投資運用業としての広告に該当するのではないか。	
広告等に関するガイドライン	第1部 <参考>4(2)④	(1)例示として「投資信託の基準価格等を提供する行為」及び「投資信託協会における「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」第18条に規定する委託会社が作成する適時開示資料(運用レポート)を提供する行為」が挙げられている。これについても上記と同様、パブコメ No.36 に鑑みると、「個別商品の取引を誘引する目的」の有無にかかわらず個別商品名の記載があれば、当社は当該個別商品名のファンドを運用している旨の投資運用業としての広告に該当するのではないか。いずれも、金融商品取引法第37条の「広告」と「販売用資料」が混同されていないか。	

見直しが必要とされている規則の名称	該当条項	規則の見直しを必要とされている理由/見直しにより期待される効果	具体的な規則の見直し案等
広告等に関するガイドライン	第1部 <参考>4 (2)④	(2)また投資運用会社は、証券取引所の取引中止に伴う購入・換金の受付の中止、信託約款変更、信託期間の変更等を、いわゆる「お知らせ」としてウェブサイトで公開しているところ、当該「お知らせ」の内容に鑑みると、運用会社が行う「金融商品取引業の内容」(金融商品取引法第37条)に該当すると解釈することも十分可能である。しかしながら、当該「お知らせ」には同条第1項が定める事項を表示しないのが、一般的な運用となっている。当該運用が同条項に違反しない旨の見解を投資信託協会として示して欲しい。	
広告等に関するガイドライン	II 1(1)③	規程に「目論見書の入手方法・入手場所」とあり、レポート等に販社一覧を掲載している。販社の多いファンドでは、一覧が数頁に渡るものもあり、資料の頁数をいたずらに増やしているほか、作成側の手間が多かかっているうえに、投資家にあまり活用されていない。	投資家の HP 等へのアクセスも容易になっていること等を勘案すると、入手場所の参照方法(HP アドレスや電話番号)を記載することで、代替可能と考える。
広告等に関するガイドライン	第2部 I 2 (2)	「運用方針や投資対象等の商品性」が同一の投資信託に限られると考えられるため、投資信託において比較広告は限定的にしか使えないことになると認識しているところ、金融庁が改訂を予定している「顧客本位の業務運営に関する原則」では金融事業者に対し、同種又は類似商品との比較に係る情報提供を求める旨の文言が新たに挿入されている。当該情報を顧客に対し提供するうえで、比較広告に係るルールとの関係を整理してほしい。	
広告等に関するガイドライン	第2部 II 1 (1)	いわゆるポスターは金融商品取引業者等に関する府令第77条第1項第3号の「はり紙」として法的記載事項が一般の広告等より限定されている。しかしながら、ポスターも「目論見書以外のその他の資料」として「販売用資料」に該当するところ、販売用資料の「必要表示事項」である「その購入または換金に際し、制限がある場合は、その旨」(以下「換金制限」という)が表示されないのが一般的な運用である。当該運用は広告等に関するガイドラインに抵触しているとも考えられるが、ガイドラインとの関係でどのように整理すればよいか。	
広告等に関するガイドライン	第2部 II 1 (1)	各社が運用するウェブサイトには個別ファンドのページが設けられていることが多いところ、当該ページは全体として販売用資料ということができる(直販を行っていない投資運用会社を除く)。この場合、当該ページ自体に「必要表示事項」を記載しなければならないかが明確でなく、ガイドラインとの関係でどのように整理すればよいか。 一般に、当該ページには目論見書や販売用資料の PDF が添付されることが多いところ、例えば「換金制限」については、一見してどこに記載されているか明らかでないため、当該 PDF の添付だけでは、一体として表示しているとはいえないと考えられる。	
広告等の表示及び景品類の提供に関する規則 広告等に関するガイドライン	特に、第2部 I 14 (5)	同規則8条に基づいて定められる「広告等に関するガイドライン」において、現在「リツイートやフォローのような第三者が行う記載は基本的には正会員が行う広告等には該当しないと考えられるが、」とあり、現時点でもこの考え方は生きていと理解しているものの、リツイートに関する新しい裁判例も生まれてきているため、改めて現在の SNS の使い方に即した内容であるか、協会および会員において議論を行う場を設けてはどうか。 また、たとえば、SNS(特に、ツイッター等の文字制限のある SNS)の書き込みは、限られたスペースであることを考えると、ディスクレーマーなどへのリンクを設けずとも対応できるように改善いただきたい。	
広告等に関するガイドライン	第2部 I 14	デジタルテクノロジーの急速な発展を受けて、投資信託の分野においても、デジタルライゼーションを取り入れた先進的で、顧客利便性の高い、サービス・情報コンテンツ・ツール等を積極的に情報発信(広告等)することで、顧客ひいては国民の金融リテラシー向上と、個々のライフプランに即した資産形成を支援する取り組みが期待されている。 これを受け、インターネットを活用した投資信託に係る情報発信(広告等)を積極的に実施するこ	例えば、「受益証券等の直接募集等に関する規則第6条の3の考え方(高齢顧客への勧誘による販売に係るガイドライン)」と同様に、「勧誘」を「個別商品の買付けに関する説明」というように明確に定義したり、投信協において分科会 / 懇談会を設置し、正会員が提供することを考えているウェブサイト上の表示・サービスについて、具体例をもって議論することを通じて、例えば、「顧客が行う、検討の開始、商品の選定、情報の入手、購入の判断の過程において、担当営業員が行う

見直しが必要と考えている規則の名称	該当条項	規則の見直しを必要と考えている理由/見直しにより期待される効果	具体的な規則の見直し案等
		<p>とが考えられるが、残念ながら、直販ビジネスを行っていない投信委託会社にとっては、投資信託の「勧誘」の定義が不明確なために、「勧誘」に該当しない範囲で、どこまでの情報発信(広告等)が認められるのかについて判断できず、顧客に対しデジタル化された利便性の高いサービス・情報等を提供することに、二の足を踏んでいるというのが実情である。</p> <p>このため、今回の規制等の見直しにより、インターネットを活用し、デジタル化した情報発信(広告等)について、投資信託の「勧誘」に該当しない範囲で、どこまで認められるものなのかに関する判断基準を、広告等に関するガイドラインにおいて明確化することが出来れば、投資信託の分野におけるデジタル・トランスフォーメーションの推進を加速させる効果が期待できるものと考えられる。</p>	<p>勧誘とは同等・同質の行為でない限りは、投資信託の「勧誘」には該当しないものと考えます。なお、令和●年●月時点において、上記に該当する表示・サービスの類型は確認されていません。」といった共通認識を、ガイドラインに明記することが、見直し案として考えられる。</p>
<p>広告等に関するガイドライン</p>	<p>第2部 I 14</p>	<p>投信委託会社が自社のホームページ上で、自社で設定する個別商品の案内をする事例としては、公募の投資信託についての情報発信(広告等)が中心であり、私募の投資信託についての情報発信(広告等)を行っている事例をあまり見かけない。</p> <p>これは、インターネットを活用した私募の投資信託についての情報発信(広告等)を行なうことの可否が、広告等に関するガイドライン上で明確となっていないためではないかと考えられる。</p> <p>現在は私募の投資信託向けのスキーム・戦略であったとしても、将来的には公募の投資信託となる可能性もあるのであり、顧客の潜在的ニーズを喚起するという意味でも、(勧誘に当たらない範囲での)私募の投資信託についての個別の商品案内や、シリーズものの私募の投資信託に共通した戦略の紹介などを、投信委託会社が自社のホームページ上で行うことは、有用であると考えている。</p> <p>その結果、顧客のニーズに即した商品開発というものが活発化し、個々のライフプランに即した資産形成の推進を加速させる効果が期待できるものと考えられる。</p>	<p>私募の投資信託であっても、公募の投資信託と同等に、個別商品の案内や戦略の紹介が可能である旨を、ガイドラインに明記することが考えられる。</p> <p>その際、もし、留意事項が有るのであれば、私募の投資信託の商品案内・戦略紹介にあたっての留意事項についても、ガイドラインに明記することが考えられる。</p> <p>(例えば、「II 投資信託 1 販売用資料の作成にあたっての留意事項 (1)必要表示事項」として記載の「また、私募の投資信託については、当該「II 投資信託等」の内容を参考にして、各社において対応するものとする。」というように、ガイドライン上は、私募の投信であっても可能である旨と、大まかな留意事項だけを明示して、細かい留意事項等については、各社において対応させる形とすることも、考えられる。)</p>
<p>広告等に関するガイドライン</p>	<p>第2部 I 14 (4)</p>	<p>投信委託会社が、他社作成資料(他社設定のファンドに関する個別商品の案内や、他社の個別戦略の紹介)について、自社の広告等として自社のホームページ上に掲載している事例としては、自社で設定する投資信託(FoFs等)において組み入れている他社ファンドに関する情報発信(広告等)が中心であり、自社設定の投資信託とは関係のない他社ファンドについて他社作成資料(個別商品の案内や個別戦略の紹介)の掲載を行っている事例をあまり見かけない。</p> <p>これは、インターネットを活用して他社作成資料を掲載することの可否について、「自己の広告等として」という部分が、「自社で設定する投資信託に組み入れている場合」として、狭く解釈されているからではないかと考えられる。</p> <p>この点、「自己の広告等として」の解釈を狭めすぎないように、ガイドライン上、他社作成資料を掲載可能なケースについて、例示列举してはどうかと考える。</p> <p>これにより、外国籍ファンド等を中心とした他社設定ファンドについても積極的に情報発信(広告等)できるようになり、顧客の潜在的ニーズの喚起、そして顧客ニーズに即した多様な商品開発というものが活発化し、個々のライフプランに即した資産形成の推進を加速させる効果が期待できるものと考えられる。</p>	<p>例えば、公募の投資信託での組入れ実績はないが、私募の投資信託では組入れ実績がある場合や、私募の投資信託でも組入れ実績はないが、他社との資本関係・業務提携関係その他のビジネス上の協力関係をベースに、将来的に、他社ファンドを組入れた投資信託を設定する可能性がある場合についても、「自己の広告等として」自社のホームページに掲載可能である旨、ガイドライン上で明記することが考えられる。</p>
<p>広告等に関するガイドライン</p>	<p>第2部 II</p>	<p>規則で投資信託等は「投資信託及び投資法人」と定義されているところ、II 投資信託等は内容も投資信託に関するものと思われる。したがって表題及び文中に記載している投資信託等を必要に応じて投資信託に変更する必要があると考える。</p>	
<p>広告等に関するガイドライン</p>	<p>第2部 IV</p>	<p>同上。</p>	

見直しが必要と考えている規則の名称	該当条項	規則の見直しを必要と考えている理由/見直しにより期待される効果	具体的な規則の見直し案等
広告等に関するガイドライン	平成 30 年 12 月 13 日の附則	記載漏れ。	附則 この改正は、平成 30 年 12 月 13 日から実施する。 * 改正条項は、次のとおりである。 (1) 第 2 部 I 2 (2) ③、6、15 を改正。
緊急事態発生時における投資信託の運営等に係るガイドライン	III-1-(1)-③-イ	2020 年 10 月 1 日の東証取引停止において、措置の対象ファンドについては日本株組入比率二割を対象とする、と特別決議で決定された。このように明確に協会の方で比率を決議するのであれば、前もってガイドラインに明記しておいたほうが非常事態時に混乱をなくスムーズに対応できる。(実際他の委託では五割という水準を出したり混乱があったと聞く) 今後は組入比率の水準二割、と明記してほしい。	措置の対象ファンドは組入比率二割を対象とする
議決権の指図行使に係る規定を作成するに当たっての留意事項	2. その他留意事項	2. その他留意事項 (1) 開示についての②ですが、こちらの集計結果の開示は、スチュワードシップコードに伴う行使結果の個別開示を既に運用会社が実施していることを踏まえると、時代にそぐわない(利用価値がない)のが実態です。 従いまして、当該項目を削除頂きたいと考えます。 もしくは、仮に引き続き記載する場合は、開示期間や開示時期については 社内規程に定めることとして、各運用会社の判断で可能な形で考慮頂ける規定であると望ましいかと考えています。	
議決権の指図行使に係る規定を作成するに当たっての留意事項	議決権の指図行使結果の開示項目例	集計項目として、最近では棄権、白紙委任も求められている。 例なのでなくてもよいか。	①議案数 ②賛成の数 ③反対の数 ④棄権の数 ⑤白紙委任の数
参考 証券投資信託の定義について	有価証券のカウントについて	趣旨明確化・誤植修正等 表中では「レポ」「カウントしない」となっているが、これは、借方として借り入れた有価証券は(借りたにすぎず返さなくてはいけないものだから)分子にカウントしないということを述べているものと考えられるので、ここは「リバースレポ」の趣旨と思われるが、そうであればそのように修正していただきたい。	
参考 証券投資信託の定義について	上巻の「参考 証券投資信託の定義について」(製本された定款のみ)	投資信託財産総額についての定義について、信用取引についての明確な記載がない。現状、「信用取引預け金」が投資信託財産総額として集計されるため、信用取引売は現物株と 2 重計上となり、結果的に有価証券の組入比率 50% が保ちづらくなっている。(例: 株式 80%、余資 20% のファンドが株式を全て信用売りすると、 有価証券比率 = $80 \div (80 + 20 + 80) = 44.44\%$ となる)	
参考 証券投資信託の定義について	上巻の「参考 証券投資信託の定義について」(製本された定款のみ)	「参考 証券投資信託の定義について」は、HP の定款諸規則集に掲載がないので規則として明記してほしい。	HP の定款諸規則集に掲載し、「参考」の文字は削除する。
(その他)	-	先物などの自動建玉決済について、国内投信の運用においては決済(相殺)に関する委託からの個別指図が求められるが、これを不要とできないか。 オフショアファンドの運用においては、このような個別指図は必要とされていない。	
投資信託の併合に係る実務要領	-	「投資信託の併合に係る実務要領」の正式版を作成し、それを公表してほしい。	

見直しが必要と考えている規則の名称	該当条項	規則の見直しを必要と考えている理由/見直しにより期待される効果	具体的な規則の見直し案等
コシダカホールディングスが実施する子会社株式の現物配当(株式分配型スピノフ)に係る計理処理について	-	令和2年1月31日に投信協会から通達されている「コシダカホールディングスが実施する子会社株式の現物配当(株式分配型スピノフ)に係る計理処理について」に記載のある内容を規則化するか、通達集として会員HPに掲載していただきたい。	本件に関わらず過去に会員に発出した計理関係の通達を、会員向けHPに掲載していただきたい。
特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令(投資信託協会の定めた規則ではありませんが、ご検討いただければと思います)	二十三条	NISA や確定拠出年金向けの年1回決算ファンド等において半期報告書に対応するための業務負担、費用を軽減し国民の資産形成を促進するため。	現行の対象が、特定期間が六月に満たないものに限定されているが対象に半期報告書を含む旨を追記する。
旧法信託における重大な約款変更時に、受益者が異議を述べる方法について【新設】	旧投信法 第30条 旧投信法施行規則 第47条	<p>旧法信託における重大な約款変更時に、受益者が異議を述べる方法について、法律上は必ずしも書面により異議を述べる事が求められているわけではないが、実務慣行として、受益者に交付される重大な約款変更に係る書面の中で、法定記載事項の一つとして記載される「異議を述べる方法」として、異議を述べる場合には、受益者の氏名・住所その他の個人情報を記載した書面を、委託会社に郵送することが求められているものと認識している。</p> <p>受益者の中には、自身の氏名・連絡先・証券口座番号等の個人情報を記載した書面を郵送することや、その郵送コストを受益者が負担すること自体に、嫌悪感を感じる方もおり、電子メール等により簡便な方法により異議を述べる機会を受益者に与える方が、受益者の保護に資することになるのではないかと考えられる。</p> <p>この点、新法信託では重大な約款変更は書面決議によるものとして法定されていることや、旧法信託においても異議を述べる方法として書面による郵送の方法のみを選択している委託会社が大多数であると思われる現状において、別の方法を選択することに躊躇している委託会社も相当数いるのではないかと考えられることから、投信協にてガイドラインを新設し、異議を述べる方法として、従来の書面を郵送する方法以外に、「電子メールその他の各委託会社が合理的と考える方法」によることも可能である(=旧投信法に違反しない)旨、周知してはどうかと考えている。</p>	異議を述べる方法として、従来の書面を郵送する方法以外に、「電子メールその他の各委託会社が合理的と考える方法」によることも可能である旨、ガイドラインとして新設し、周知することが考えられる。